

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 約款の公表	4
第4条 用語の定義	4
第2章 I P 通信網サービスの種類等	8
第5条 I P 通信網サービスの種類	8
第6条 I P 通信網サービスの品目等	8
第3章 I P 通信網サービスの提供区間	9
第7条 I P 通信網サービスの提供区間等	9
第4章 契約	9
第8条 I P 通信網契約の単位	9
第9条 I P 通信網契約申込みの方法	9
第10条 I P 通信網契約申込みの承諾	9
第11条 最低利用期間	9
第12条 その他の契約内容の変更	9
第13条 I P 通信網契約に基づく権利の譲渡	9
第14条 I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除	10
第15条 当社が行う I P 通信網契約の解除	10
第16条 協定事業者の契約の解除等に伴う I P 通信網契約の扱い	10
第17条 その他の提供条件	11
第5章 付加機能	11
第18条 付加機能の提供	11
第18条の2 付加機能の変更	11
第18条の3 付加機能の最低利用期間	11
第19条 付加機能の廃止	11
第6章 端末設備の提供等	11
第20条 端末設備の提供	11
第21条 端末設備の移転	11
第7章 回線相互接続	12
第22条 当社又は他社の電気通信回線の接続	12
第8章 利用中止等	12
第23条 利用中止	12
第24条 利用停止	12
第25条 接続休止	13
第9章 通信	13
第26条 通信利用の制限等	13
第26条の2 削除	
第27条 回線による制約	15
第10章 料金等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第28条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第29条 利用料金等の支払義務	16

第30条	手続きに関する料金の支払義務	16
第31条	工事費の支払義務	16
第31条の2	設備費の支払義務	16
第3節	料金の計算方法等	16
第32条	料金の計算方法等	16
第4節	割増金及び延滞利息	16
第33条	割増金	16
第34条	延滞利息	17
第5節	債権の譲渡等	17
第34条の2	削除	
第34条の3	債権の譲渡	17
第34条の4	削除	
第11章	保守	17
第35条	I P 通信網契約者の維持責任	17
第36条	I P 通信網契約者の切分責任	18
第37条	修理又は復旧の順位	18
第12章	損害賠償	19
第38条	責任の制限	19
第39条	免責	19
第13章	雑則	19
第40条	承諾の限界	19
第41条	サービスの廃止	20
第42条	利用に係る I P 通信網契約者の義務	20
第43条	契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	21
第44条	技術的事項及び技術資料の閲覧	21
第45条	I P 通信網契約者の氏名等の通知	21
第46条	協定事業者からの通知	21
第46条の2	サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知	21
第47条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	22
第48条	削除	
第49条	法令に規定する事項	22
第50条	個人情報の取り扱い	22
第50条の2	本人特定事項の取扱い	22
第51条	閲覧	22
第51条の2	特約	22
第51条の3	不可抗力	22
第14章	附帯サービス	22
第52条	附帯サービス	22
別記		
1	I P 通信網サービスの提供区間	23
2	特定協定事業者	23
3	V o I P 協定事業者	24
4	I P 通信網契約者の地位の承継	25
5	I P 通信網契約者の氏名等の変更	25
6	I P 通信網サービスにおける禁止事項	26
7	広告情報の提供に係る承諾	27
8	契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	27
9	自営端末設備の接続	27

10	自営端末設備に異常がある場合等の検査	28
10の2	電気通信役務契約等状況報告等	28
11	自営電気通信設備の接続	28
12	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	29
13	当社の維持責任	29
14	個人情報の開示	29
14の2	本人特定事項の照会	29
15	支払証明書の発行	29
16	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	29
17	I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者 又は契約事業者の電気通信サービスの契約等	29
18	新聞社等の基準	34
附 則		36

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 この約款は共通編及び別冊から成り立ちます。

3 当社がIP通信網サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてIP通信網契約者に通知するIP通信網サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、IP通信網契約者が特段の申出なくIP通信網サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他IP通信網契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、IP通信網契約者がかかる変更同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアードI P－P B Xサービス、第2種ドットフォンサービス、スマートP B Xサービス、NTT Comひかり電話サービス、インターネットGWサービス及びI S Pプラットフォームサービス
5 I P 通信網サービス取扱所	(1) I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアードI P－P B X契約、第2種ドットフォン契約、スマートP B X契約、NTT Comひかり電話契約、インターネットGW契約及びI S Pプラットフォーム契約
7 I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第8種ホスティング契約者、第6種シェアードI P－P B X契約者、第2種ドットフォン契約者、スマートP B X契約者、NTT Comひかり電話契約者、インターネットGW契約者及びI S Pプラットフォーム契約者
8 I P 通信網利用権	I P 通信網契約者が I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービスの提供を受ける権利
9 サービス接続点	I P 通信網と接続契約者回線との接続点
10 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
11 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
12 特定協定事業者	協定事業者のうち、別記2に掲げる者
13 V o I P 協定事業者	協定事業者のうち、別記3に掲げる者
14 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者

15 接続契約者回線	I P 通信網と相互に接続する当社の電気通信回線（別記17の(1)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り。）
16 他社接続契約者回線	相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記17の(2)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り。）であって、特定協定事業者がその別記17の(2)に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
17 契約者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
18 加入者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
19 利用回線	別記17の(4)のアに掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。）
20 特定加入者回線	加入者回線であって、別記17の(3)に掲げる契約事業者の提供する卸電気通信サービスを使用するもの
21 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
22 加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等
23 D S L 回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(2)のイに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のアに掲げる契約
24 光アクセス回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(2)のウに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のイに掲げる契約
25 ダイヤルアップ回線	電気通信回線（利用回線、D S L 回線及び光アクセス回線となるものを除きます。）であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続することができるもの
26 特定ダイヤルアップ回線	別記17の(4)のキに掲げる特定協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線
27 削除	削除
28 削除	削除
29 削除	削除

30 アクセスポイント	ダイヤルアップ回線から I P 通信網サービスを利用するために当社が設置する電気通信設備
31 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、相互接続点（他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用回線、D S L 回線及び光アクセス回線に係るものを除きます。）、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、N S P I X P 等（W I D E プロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むものとします。以下同じとします。）とします。
32 契約者識別符号	I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、I P 通信網契約に基づいて当社が I P 通信網契約者に割り当てるもの
33 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
34 回線収容部	接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備
35 I P 電話番号	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第6号に定める電気通信番号
36 ダイヤルアウト	ボイスモードに係る通信のうち、別冊に掲げる発信元から発信先に対して行うもの
37 I P アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
38 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
39 自営端末設備	I P 通信網契約者が設置する端末設備
40 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
41 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
42 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
43 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
44 削除	削除

45 削除	削除
46 削除	削除
47 削除	削除
48 削除	削除
49 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 I P通信網サービスの種類等

（I P通信網サービスの種類）

第5条 I P通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、シェアードI P－P B Xサービス、ドットフォンサービス、スマートP B Xサービス、NTT Comひかり電話サービス及びI Pバックボーンサービス以外のI P通信網サービス
ホスティングサービス	蓄積装置等を使用して情報の蓄積又は転送等を行うことができるI P通信網サービス
シェアードI P－P B Xサービス	ボイスモード（音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）の通信を行うことができるI P通信網サービス
ドットフォンサービス	データモード及びボイスモードの通信を行うことができるI P通信網サービス又はボイスモードの通信を行うことができるI P通信網サービスであって、シェアードI P－P B Xサービス以外のもの
スマートP B Xサービス	インターネット又は当社のSmart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）に規定するFlexible InterConnectサービス（Universal Oneサービス接続メニューに限ります。）及びUniversal Oneサービス契約約款（第1編に限ります。）に規定するUniversal Oneサービス第1種を介してボイスモードのオンネット通信を行うことができるI P通信網サービスであって、シェアードI P－P B Xサービス及びドットフォンサービス以外のもの
NTT Comひかり電話サービス	通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信を行うI P通信網サービスであって、シェアードI P－P B Xサービス、ドットフォンサービス及びスマートP B Xサービス以外のもの
I Pバックボーンサービス	インターネットプロトコル若しくはイーサネットフレームにより符号又は映像の伝送交換を行うI P通信網サービス

（I P通信網サービスの品目等）

第6条 I P通信網サービスには、料金表に規定する種類、区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等があります。

第3章 I P通信網サービスの提供区間等

(I P通信網サービスの提供区間等)

第7条 当社のI P通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、サービス接続点の所在場所等をI P通信網契約の申込みをする者及びI P通信網契約者に開示します。

3 サービス接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由によりこれを変更することがあります。

第4章 契約

(I P通信網契約の単位)

第8条 I P通信網契約の単位は、別冊に定めるところによります。

(I P通信網契約申込みの方法)

第9条 I P通信網契約の申込みをする者は、別冊に掲げる事項について当社が指定する方法によりI P通信網契約の申込みを行っていただきます。

(I P通信網契約申込みの承諾)

第10条 当社は、I P通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網契約の申込みをした者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P通信網契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) I P通信網契約の申込みをした者が、第42条（利用に係るI P通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) I P通信網契約の申込みをした者が、別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき。
- (8) 前7号に規定するほか、別冊の契約申込みの承諾に定める場合のいずれかに該当するとき。
- (9) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 I P通信網サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

(その他の契約内容の変更)

第12条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、別冊に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（I P通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)

第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じま

せん。

- 2 I P 通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により I P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第24条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - (5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第42条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
 - (8) 前7号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - (9) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第34条の3（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

（I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除）

- 第14条** I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う I P 通信網契約の解除）

- 第15条** 当社は、第24条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、I P 通信網契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでその I P 通信網契約を解除することがあります。
- 3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。
- 5 前4項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

（協定事業者の契約の解除等に伴う I P 通信網契約の扱い）

- 第16条** 当社は、I P 通信網契約者からその I P 通信網契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止（以下この条に

において「接続中止」といいます。)する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その I P 通信網契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その I P 通信網契約者から I P 通信網契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はその I P 通信網契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第17条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 4、別記 5 及び別記 7 に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、次の場合を除き、別冊に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

(3) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

(4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

(5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。

2 当社は、料金表第 1 表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の変更)

第18条の 2 I P 通信網契約者は、別冊に定めるところにより、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の最低利用期間)

第18条の 3 付加機能には、別冊の定めるところにより最低利用期間があります。

(付加機能の廃止)

第19条 当社は、付加機能の提供を受けている I P 通信網契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定するほか、当社は第24条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合又は別冊に別段の定めがある場合はその付加機能を廃止することがあります。

第 6 章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第20条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第21条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第22条 I P通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、その I P通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第7条（I P通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により I P通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、I P通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その I P通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その I P通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第34条の3（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (2) 第42条（利用に係る I P通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、I P通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高

いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、そのＩＰ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該ＩＰ通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なるＩＰセントレックス番号、ＩＰ電話番号、契約者回線番号又は追加番号をＩＰ通信網契約者に付与することがあります。

- 3 当社は、前２項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰ通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、当社と複数のＩＰ通信網契約を締結しているＩＰ通信網契約者が、そのいずれかの契約において利用に係るＩＰ通信網契約者の義務規定に違反したときは、その全てのＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網サービスの利用を停止することがあります。この場合において、本項の利用停止については、第１項に準じて取り扱います。

- 5 ＩＰ通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下本条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのＩＰ通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてＩＰ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのＩＰ通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

- 6 前５項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はそのＩＰ通信網サービスの利用を停止することがあります。

（接続休止）

第25条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社のＩＰ通信網契約者が当社のＩＰ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのＩＰ通信網サービスについて接続休止（そのＩＰ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのＩＰ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、ＩＰ通信網契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。

- 3 第１項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。

第９章 通信

（通信利用の制限等）

第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 I P 通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) 当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信（ダイヤルアウトに限ります。）の着信が制限されるとき。
 - (4) その通信（電子メールに係るものであって、不特定の I P アドレスを用いて送受信するものに限ります。）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送されないとき。
 - (5) その通信に係る発信元の I P アドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。
 - (6) 利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われないとき。
- 3 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 4 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、I P 通信網契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 5 当社は、I P 通信網契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該 I P 通信網契約者が C&C サーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該 I P 通信網契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、

当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとし、I P通信網契約の申込みをする者及びI P通信網契約者は、当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ同意（法令上の定めがあるときはその定めにより）するものとします。また、当社は、本項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではありません。

- 6 I P通信網契約者は、前項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、随時、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware>) において、その設定変更の方法を公表します。
- 7 当社は、当社又はI P通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法で定めるものをいいます。以下同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、I P通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信（送信元I Pアドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを事業法に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。
- 8 当社又はI P通信網契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、I P通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信元I Pアドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 9 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を本条に定める内容の他不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 10 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、I P通信網契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、I P通信網契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、I P通信網契約者はあらかじめ同意するものとします。

第26条の2 削除

（回線による制約）

第27条 I P通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、I P通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合においてI P通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第28条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第29条 I P 通信網契約者は、その契約に基づいて当社が I P 通信網サービスを提供した期間について、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて別冊に定める利用料金及び使用料（以下「利用料金等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金等の支払いは、別冊に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第30条 I P 通信網契約者は、I P 通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第31条 I P 通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、I P 通信網契約者は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下本条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第31条の2 I P 通信網契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第32条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第33条 I P 通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とし

す。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第34条 I P 通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内(第34条の3(債権の譲渡)の規定に基づき当社がその料金その他の債務に係る債権を譲渡する場合は15日以内とします。)に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、第34条の3(債権の譲渡)の規定に基づき当社がその料金その他の債務に係る債権を譲渡する場合を除き、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡等

第34条の2 削除

(債権の譲渡)

第34条の3 当社が別に定める場合に該当しないときは、I P 通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったI P 通信網サービス(当社が別に定めるものに限り、)の料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限り、)を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) 本条に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- (1) I P 通信網契約者が、外国政府(それに相当する者を含みます。)である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合
- (2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、I P 通信網契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)
- (3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、I P 通信網契約者の支払い処理の都合上、I P 通信網契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)
- (4) その申出が虚偽の内容(それに相当する者を含みます。)である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合

(注2) 本条に規定する当社が別に定めるI P 通信網サービスは、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に限り、)とします。

(注3) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、N T Tファイナンス株式会社とします。

第34条の4 削除

第11章 保守

(I P 通信網契約者の維持責任)

第35条 I P 通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(I P 通信網契約者の切分責任)

第36条 I P 通信網契約者は、I P 通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P 通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下本条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P 通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P 通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P 通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P 通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第37条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのI P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合（D S L 回線の区間において当社が別に定める理由による場合又はボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。）を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P 通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P 協定事業者が特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社の故意又は重大な過失によりI P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、D S L 回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L 方式に起因する事象によるものとします。

(免責)

第39条 当社は、I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P 通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下本条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（I P 通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第40条 当社は、I P 通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のI P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(サービスの廃止)

第41条 当社は、技術仕様の変更等により I P 通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による I P 通信網サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その I P 通信網サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、I P 通信網サービスの全部又は一部の廃止に伴い、I P 通信網契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第 1 項の規定により I P 通信網サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ I P 通信網契約者に通知します。

(利用に係る I P 通信網契約者の義務)

第42条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 削除

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。

(7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P 通信網サービスを利用しないこと。

また、別記 6 (I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

(8) I P 通信網契約者 (当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限ります。以下、本号において同じとします。) がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6 号) の定めに基づき、I P 通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

2 当社は、I P 通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、I P 通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

3 I P 通信網契約者は、第 1 項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 I P 通信網契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号 (以下、「契約者識別符号等」とします。) を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

5 I P 通信網契約者が前項の規定に反し、I P 通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当

社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を I P 通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

7 前 6 項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

第43条 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記 8 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 削除

(2) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定めるもの

(3) 別冊（I P バックボーンサービス）に定めるもの

(4) 別冊（ホスティングサービス）に定めるもの

(I P 通信網契約者の氏名の通知等)

第45条 I P 通信網契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社が I P 通信網契約者（その協定事業者と I P 通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名又は住所をその協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 I P 通信網契約者（第 2 種ドットフォン契約者（タイプ 1 に係る者に限ります。）に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が第 34 条の 3（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、当社がその I P 通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 24 条（利用停止）の規定に基づきその I P 通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 I P 通信網契約者は、当社が第 34 条の 3（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者がその I P 通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 前 3 項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第46条 I P 通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な I P 通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知)

第46条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタ

ンプから、当該電気通信設備を接続する I P 通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第47条 当社は、I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（別記2の(1)、(2)及び(7)に掲げる協定事業者に限ります。以下本条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその I P 通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

第48条 削除

(法令に規定する事項)

第49条 I P 通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記9から別記13に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第50条 当社は、I P 通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(本人特定事項の取扱い)

第50条の2 当社は、I P 通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する本人特定事項（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の取扱いについては、別記14の2に定めるところによります。

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(特約)

第51条の2 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(不可抗力)

第51条の3 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により I P 通信網契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第52条 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記又は別冊に定めるところによります。

別記

1 I P 通信網サービスの提供区間

当社の I P 通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と加入者回線（別冊に規定するモバイルアクセス又は他網接続ポートを含みます。以下 1 において同じとします。）の終端との間
- (3) 契約者回線の終端とサービス接続点との間
- (4) 契約者回線の終端と相互接続点との間
- (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（I P 通信網と Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One 網、Universal One サービス契約約款（第 2 編及び第 3 編）に規定する I P 伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網、電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又は株式会社 N T T ドコモの I P 通信網サービス契約約款（O C N）に規定する I P 通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 契約者回線の終端と Universal One サービス契約約款（第 2 編）に規定するサービス接続点との間
- (7) 契約者回線の終端とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続する I P 通信網相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (8) 加入者回線の終端相互間
- (9) 加入者回線の終端とサービス接続点との間
- (10) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (11) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (12) 加入者回線の終端とボイスリレーポイントとの間
- (13) サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合を含みます。）
- (14) サービス接続点と相互接続点との間
- (15) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (16) サービス接続点とボイスリレーポイントとの間
- (17) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (18) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (19) 相互接続点と Universal One サービス契約約款（第 2 編）に規定するサービス接続点との間
- (20) 相互接続点と外国との間
- (21) 相互接続点とボイスリレーポイントとの間
- (22) サービスインタワークポイント相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合を含みます。）
- (23) サービスインタワークポイントとボイスリレーポイントとの間

2 特定協定事業者等

- (1) 他社接続契約者回線、利用回線、D S L 回線、光アクセス回線及びダイヤルアウトに係るもの

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

- (2) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの
ア 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

株式会社トークネット 中部テレコミュニケーション株式会社

北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社オプテージ
株式会社エネコム
株式会社S T N e t
株式会社QTnet
O T N e t 株式会社

イ 他社接続契約者回線に係るもの

北海道総合通信網株式会社

(3) 他社接続モバイルデータ通信利用回線及びダイヤルアウトに係るもの

ソフトバンク株式会社

(4) ダイヤルアウトに係るもの

ベライゾンジャパン合同会社
株式会社テクノロジーネットワークス
アルテリア・ネットワークス株式会社
楽天モバイル株式会社
Coltテクノロジーサービス株式会社
沖縄セルラー電話株式会社
Z I P T e l e c o m株式会社

(5) ダイヤルアウトに係るもの

ア 削除

イ ダイヤルアウトに係るもの

ソフトバンク株式会社

(6) ダイヤルアウト及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの

株式会社N T T ドコモ

(7) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

K D D I 株式会社

(8) 削除

3 V o I P 協定事業者

(1) 電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号に係るもの

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
K D D I 株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
楽天モバイル株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社オプテージ
株式会社S T N e t

株式会社トークネット
株式会社QTnet
ソフトバンク株式会社
株式会社エネコム
株式会社三通
Coltテクノロジーサービス株式会社
Z I P T e l e c o m株式会社
大江戸テレコム株式会社
株式会社アイ・ピー・エス・プロ

(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの

楽天モバイル株式会社
KDD I 株式会社
ソフトバンク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社オプテージ
株式会社トークネット
アルテリア・ネットワークス株式会社
株式会社STNet
Z I P T e l e c o m株式会社
株式会社QTnet
株式会社NTTドコモ
株式会社エネコム
Coltテクノロジーサービス株式会社
株式会社アイ・ピー・エス・プロ
株式会社コムスクエア
株式会社ハイスタンダード

4 I P通信網契約者の地位の承継

- (1) 第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その接続契約者回線等に係る者として同一の者とします。ただし、アクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となる場合は、その中の1人とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 I P通信網契約者の氏名等の変更

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他I P通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにI P通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

- (3) 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

6 I P 通信網サービスにおける禁止事項

I P 通信網契約者は I P 通信網サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) I P 通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすまして I P 通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) あらかじめ当社の承諾無く、I P 通信網サービスを不特定の第三者に利用させる行為（事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。）
- (16) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (17) ボイスモードの利用において、当社以外の者が提供する V o I P サービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為
- (18) ボイスモードの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (19) ボイスモードの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (20) ボイスモードの利用において、双方に発信の意思がない通信を発生させる行為
- (21) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報を Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) ふくそうを発生させることにより I P 通信網サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う

- 行為（この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。）
- (23) 当社の推奨しないボイスハードウェア等を使用し、又はボイスハードウェア等が変更された場合においてその使用するボイスハードウェア等を速やかに変更せずに継続して使用する行為
- (24) 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー7に係るものに限りま
す。）において、ボイスモード以外の通信を多量に発生させる等、事業用電気通信
設備規則に定める品質基準を満たすことを妨げるおそれがある行為
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断
する行為
- (26) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りま
とめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

7 広告情報の提供に係る承諾

IP通信網契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報提供（広告・宣伝を含みます。）を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、IP通信網契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

8 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下8において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、IP通信網契約者からの要請があったときは、IP通信網契約者の費用負担において、IP通信網契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がIP通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、IP通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) IP通信網契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

- (1) IP通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下12まで同じとします。）は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基

準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合であって、自営端末設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) I P 通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) I P 通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) I P 通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合であって、自営端末設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、I P 通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

10の2 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、I P 通信網契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。

11 自営電気通信設備の接続

(1) I P 通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合であって、自営電気通信設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) I P 通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) I P 通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) I P 通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合
その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10
(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、I P 通信網契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) I P 通信網契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

14の2 本人特定事項の照会

当社は、第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）に定める I P 通信網契約申込みの承諾、第13条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）に定める I P 通信網利用権の譲渡の承認及び第42条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）に係る事実の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。

15 支払証明書の発行

(1) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社がその I P 通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において、その I P 通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が、既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) I P 通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P 通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は I P 通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（別記2の(1)、(2)及び(7)に掲げる協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約	イーサネット通信サービス契約約款

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア イ又はウ以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社トークネット	高速イーサネット網契約	高速イーサネット網サービス契約約款
KDD I 株式会社	パワードイーサネット契約	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網契約	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社オプテージ	専用契約	専用サービス契約約款
株式会社エネコム	イーサネット通信網契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社S T N e t	高速イーサネット網契約	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社QTnet	高速イーサネット専用契約	専用サービス契約約款
O T N e t 株式会社	専用契約	専用サービス契約約款

イ DSL回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 4 に係るものに限り。）	I P 通信網サービス契約約款

ウ 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限り。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限り。）	I P 通信網サービス契約約款

(3) 特定加入者回線に係るもの

ア 削除

イ 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(4) その他

ア 利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 削除

(イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社トークネット	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

株式会社オプテージ	第 1 種契約又は第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社エネコム	第 1 種契約又は第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社 S T N e t	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社QTnet	直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	I S D N 契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会社	電話加入契約、臨時電話加入契約、総合デジタル通信加入契約又は臨時総合デジタル通信加入契約	電話サービス等契約約款
K D D I 株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンク株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、デジタルダイレクト通信契約又は臨時デジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
	加入契約	電話サービス契約約款
	I S D N 加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	直加入電話契約	電話サービス（H）契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入契約	直加入サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
Z I P T e l e c o m 株式会社	直加入電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	電話サービス契約	電気通信サービス役務契約書
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款

株式会社ハイスタANDARD	電話サービス契約	ハイスタANDARD 電話サービス約款
大江戸テレコム株式会社	電話サービス契約	電話サービス約款
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。		

（ウ） 特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款
KDDI株式会社	auサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	au通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	auサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	au通信サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款

（エ） 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 第2種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款

	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
--	--------------------------------------	------------------

カ 削除

キ 特定ダイヤルアップ回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社 N T T ドコモ	F O M A 契約	F O M A サービス契約約款
	X i 契約	X i サービス契約約款

ク 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
K D D I 株式会社	K D D I 株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第 2 種一般電話等契約
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第 2 種中継電話等契約

ケ モバイルアクセスに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社 N T T ドコモ	卸 F O M A 契約、卸 X i 契約又は卸 5 G 契約	卸携帯電話サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	卸モバイルデータ通信契約	EMOBILE 通信サービス契約約款 (EMOBILE LTE 編) および EMOBILE 通信サービス契約約款 (データ通信編)

18 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者

3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
-------	--

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下、「N T T」といいます。）がオープンコンピュータ通信網サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表右欄の契約に移行したものとします。

第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約	第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約
第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約
第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約	第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約

2 前項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がN T Tから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(前受金に関する経過措置)

第5条 この約款実施前に、旧約款の規定によりN T Tに預け入れた前受金（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお、従前のおりとし

ます。
(最低利用期間に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス1のタイプ1（128Kb/sの品目であって、平成11年3月31日以前に当社が提供を開始したものに限り。）に係る第3種契約者が、タイプ1からタイプ2への細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第3項の規定は適用しません。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第8条 この約款実施前に、N T Tに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成22年3月10日 N I 第901894号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

附 則（平成22年6月22日 N O S 第000274号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月24日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年6月24日から平成23年6月30日までの間は、料金表第1表第1の2-2-5の規定中、付加機能（ホスティング機能に係るものに限り。）については、「蓄積できる情報量が30メガバイト」を「蓄積できる情報量が100メガバイト」と読み替えて適用するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年9月30日 N O S 第000671号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に、タイプ2（コース1に限り。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4又はプラン6について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限り。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料

の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

- 3 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2－1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 4 N O S 第900967号（平成22年1月14日）の附則2中、「平成22年1月16日から平成22年5月31日までの間」を「平成22年1月16日から平成23年1月31日までの間」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年12月20日 B N S ユ第000536号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年12月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成22年12月21日 B N S 販第000541号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 I P 通信網契約者が、平成23年2月1日から平成23年6月30日までの間に、第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限り）、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年7月29日までに行われるときは、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費（利用の開始に関する工事と同時に行う場合に限り、利用の開始と同時に行う工事に関するものを含みます。）及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金（第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限り）、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と同時に行う場合に限り）のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分		
ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	第1種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合
		登録可能メールアドレス数の追加に関する工事の場合

		蓄積情報量の追加に関する工事の場合	
第 4 種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	
		D N Sサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合
第 5 種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
第 6 種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	
		上記以外に関する工事の場合	
付加機能に関する工事の場合	I M A P 4機能に関する工事の場合		
	メールセキュリティ機能に関する工事の場合		
	接続要求別表示機能に関する工事の場合		
	承認機能付メール配信機能に関する工事の場合		
	メールアドレス追加機能に関する工事の場合		
	独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合		
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金		汎用 J Pドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
		属性型 J Pドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
第 6 種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金			ホームページ作成機能工事費
第 6 種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金			Flash作成機能工事費
第 6 種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金			動画配信機能工事費
第 6 種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金			コンテンツ配信機能工事費

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(5)欄に規定する第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成23年1月27日 N O S 第001025号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に、タイプ2（コース1に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2－1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2－1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。

附 則（平成23年3月28日 N I 第002240号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年10月7日までに行為れるときには（当社の責めに帰すべき理由により利用が開始できなかった場合を除きます）、料金表第2表の2－8に規定する交換機等工事費を適用しません。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年3月30日 B N S ユ第900295号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
- (提供条件に関する経過措置)
- 2 この改正規定に定める第5種ホスティングサービスの提供条件（記憶装置の容量に限ります。）は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種ホスティングサービスを利用している契約者については、電気通信設備の工事が施工された順序に従って適用されるものとし、その工事が施工されるまでの間における提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年4月21日 N O S 第100038号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成23年4月21日から平成23年6月30日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みを当社が承諾し、平成23年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表の2－1－1に規定する工事費を適用しません。

- 3 平成23年4月21日から平成23年6月30日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みと「Bizホスティング メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」利用規約に基づくドメインのレジストラ変更の請求を当社が合わせて承諾し、平成23年8月31日までにその利用が開始された場合1、利用開始をした日を含む料金月から3料金月について、料金表第1表の6－8－2に規定する定額利用料の額にかかわらず定額利用料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月30日 N O S 第100131号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、タイプ2（コース1に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限り。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2－1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2－1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 4 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1（プラン8に限ります。）に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2料金月について、その第2種契約に係る利用料については、料金表第1表（料金）2－2（料金額）に規定する料金（基本額に限ります。）を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月6日 B N S ユ 第100111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 6 月17日 B N S ネサ第100052号

/平成23年 6 月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年 6 月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、当社に対し改正規定前の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 3 この改正規定実施前の際現に、当社が改正規定後の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成23年 6 月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年 2 月21日経企第1302号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

（1）第2種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
削除	削除
タイプ2－2	別冊第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、DSL回線を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
タイプ3－2	別冊第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

（2）削除

（3）削除

（4）第2種契約のタイプ3－2に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光ア

	クセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの
削除	削除

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 削除

(2) 定額利用料

ア 削除

イ 削除

ウ タイプ2-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,800円（1,980円）

エ タイプ3-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,980円（2,178円）
プラン2	1,240円（1,364円）
削除	削除

4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。

区 分	料 金 額
OCN Sphere Expert ADSL	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2-2
OCN Sphere Expert Hikari（Bフレッツ ニューファミリータイプ／ファミリータイプ用）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン1
OCN Sphere Expert Hikari（Bフレッツマンションタイプ用）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン2

削除	削除
----	----

5 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求を承諾しません。

6 削除

7 特別第2種契約者については、別冊料金表通則に規定する高額利用割引、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。

8 この附則実施の際現に、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）に規定する（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用）を受けている特別第2種契約者のメールアドレスについては、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）

電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
電子メールの利用	100円（110円）

10 特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。

11 削除

12 特別第2種契約者については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるポータブルI Pアクセスの提供を受けることができません。

13 この改正実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

14 この改正実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月16日 N O S第100186号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

（1）第2種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
タイプ1－3	ダイヤルアップ回線から当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ2－3	利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2

	種契約に係る定額利用料を設定するもの
--	--------------------

(2) 削除

(3) 削除

(4) 第2種契約のタイプ3に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1－2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン2－2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－2に係るもの
削除	削除

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2（料金額）に追加します。

(1) 削除

(2) 定額利用料

ア タイプ1－3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	500円（550円）

イ 削除

ウ タイプ2－3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,730円（1,903円）

エ タイプ3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1－2	1,980円（2,178円）
プラン2－2	1,240円（1,364円）
削除	削除

4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、

平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

OCN Dream AirH” オプション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1－3
削除	削除
OCN Dream ナイスドリーム及びOCN Dream ナイスドリーム（法人）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2－3
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション（ニューファミリータイプ、ファミリー100タイプ）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン1－2
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション（マンションタイプ）	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン2－2
削除	削除
削除	削除

- 5 本附則の実施の際現に、当社がOCN Dream. Phone利用規約の規定により締結している契約は、平成23年10月17日より、「第1種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除
- 9 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求を承諾しません。
- 10 削除
- 11 特別第2種契約者については、別冊料金表通則に規定する（高額利用割引）、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。
- 12 削除
- 13 別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－4（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は発生しません。なお、タイプ1－3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
- 14 削除
- 15 別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、特別第2種契約者についてはホスティング機能及び携帯電話番号等認証機能を利用することができません。

- 16 特別第2種契約者については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるポータブルIPアクセスの提供を受けることができません。
- 17 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 18 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S 第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。
- （1） 削除
- （2） 第2種契約のタイプ2のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン1－2	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの。

- （3） 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン1－3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの。
プラン2－3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－2に係るもの。
プラン4－2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－1（100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。）に係るもの。
プラン5－2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－2に係るもの。
削除	削除
プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5－1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）及び5－2に係るもの。

- 3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2（料金額）に追加します。

(1) 定額利用料

ア 削除

イ タイプ2のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1－2	1,120円 (1,232円)

ウ タイプ3のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1－3	1,200円 (1,320円)
プラン2－3	840円 (924円)
削除	削除
プラン4－2	1,100円 (1,210円)
プラン5－2	840円 (924円)
プラン6	1,381円 (1,519.1円)

4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ～フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ADSL1.5M	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1－2
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ADSL8M	
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ ADSLモア	
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ Bファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン1－3
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ Bマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン2－3

OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜 光プレミアムファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜 光プレミアムマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2
備考 タイプ2のコース1のプラン1-2について、OCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、とんとんみ〜ADSLモアは120円（132円）、とんとんみ〜ADSL8Mは264円（290.4円）、とんとんみ〜ADSL1.5Mは320円（352円）を減額して適用する。	

- 5 この附則実施の際現に、当社がOCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約およびOCN IPフォン for MEGAX（九州、中九州、南九州）利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for MEGAX フレッツプランADSL	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2
OCN for MEGAX フレッツプランB	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
備考 タイプ2のコース1のプラン1-2について、OCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、264円（290.4円）を減額して適用する。 タイプ3のコース1のプラン6について、OCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、281円（309.1円）を減額して適用する。	

- 6 この附則実施の際現に、当社がOCN for QUOLIA利用規約およびOCN IPフォン for QUOLIA 利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン IP電話セット	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1－2
OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプ OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
備考 1 タイプ2のコース1のプラン1－2について、OCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに264円（290.4円）を減額して適用する。 2 タイプ3のコース1のプラン6について、OCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとにBフレッツプラン ファミリー100タイプ、フレッツ光プレミアム ファミリータイプは281円（309.1円）、Bフレッツプラン マンションタイプ、フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプは648円（712.8円）を減額して適用する。	

7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット（C）、（L）サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1－2
OCN for ヴィパレット あいびいらんど (法人)	
OCN for ヴィパレット スーパーADSL	
OCN for ヴィパレット ADSLセキュア	
OCN for ヴィパレット ADSLセキュアプラス	
OCN for ヴィパレット フレッツADSLアクセス	
OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン1－3
OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュアプラス	
OCN for ヴィパレット ファミリー	
OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (ファミリータイプ)	
OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (マンション/ワイヤレスタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン2－3
OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (ファミリータイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4－2
OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5－2
削除	削除

OCN for ヴィパレット マンションセキュア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
備考 タイプ2のコース1のプラン1－2について、OCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、あいびいらんど（個人）、あいびいらんど（法人）、スーパーADSL、ADSLセキュア、ADSLセキュアプラスは120円（132円）、フレッツADSLアクセスは320円（352円）を減額して適用する。	

- 8 本附則の実施の際現に、当社がOCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約、OCN IPフォン for MEGAX（九州、中九州、南九州）利用規約、OCN IPフォン for ヴィパレット利用規約、OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約により締結している契約は、平成23年10月17日より、「第1種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。
- 9 削除
- 10 削除
- 11 当社は、この附則の4、5、6、7に規定する他に、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更を承諾しません。
- 12 特別第2種契約者については、この附則の4、5、6、7に規定する他に、「第1種ドットフォンサービス」への申込み及び解除をおこなうことができません。
- 13 特別第2種契約者が、当社が指定するアクセスポイントに接続して通信を行う場合、その接続通信時間については、この附則の3の規定にかかわらず料金額の適用をしません。
- 14 特別第2種契約者については、別冊料金表通則に規定する高額利用割引、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。
- 15 当社は、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての支払いは、月払いのみとします。
- 16 削除
- 17 旧規約に基づいて発生した支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。なお、当社は契約者の解除等により既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、契約者の解除に伴って当社に対して何らかの請求権を取得することはないものとする。
- 18 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S 第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。
- 3 当社は別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第4条（オープンコンピュータ通信網サービスの通信モード）に、次の通信モードを追加し

ます。

通信モード	内 容
ボイス伝送モード	符号及び音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
備考 次の I P 通信網契約者に限り、ボイス伝送モードを提供します。 第 2 種ドットフォンサービスの契約者およびこの附則の 4 に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 5 の契約者	

- 4 当社は別冊料金表第 1 表第 1（利用料金） 1－1（適用）に、次の細目を追加します。

細目	内 容
タイプ 5	別冊第 3 条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の 1 の規定にかかわらず、D S L 回線及び光アクセス回線を使用してボイス伝送モードの通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第 2 種契約に係る定額利用料を設定するもの
備考 第 2 種ドットフォンサービスに係る通信以外は、別冊料金表第 1 表第 1（利用料金） 1－2－5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、本附則の特別第 2 種契約者については、いずれの機能を利用することができません。	

- 5 この附則の 4 に規定する細目について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第 1 表第 1（利用料金） 1－2（料金額）に追加します。

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
定額利用料	700円（770円）

- 6 この附則の 4 に規定する細目に係る第 2 種契約は、（特別第 2 種契約者といいます。以下この附則において同じとします）次の事業者が提供する「A Q S t a g e コール S 接続プラス」または N T T 西日本ー沖縄が提供する「とんとんみ～接続プラス」の契約者以外からの申込みを承諾しません。

事業者の名称	契約の種別
株式会社 N T T 西日本ー関西 株式会社 N T T 西日本ーみやこ 株式会社 N T T 西日本ー兵庫 株式会社 N T T 西日本ー東海 株式会社 N T T 西日本ー静岡 株式会社 N T T 西日本ー岐阜 株式会社 N T T 西日本ー三重 株式会社 N T T 西日本ー北陸 株式会社 N T T 西日本ー中国 株式会社 N T T 西日本ー東中国 株式会社 N T T 西日本ー山口 株式会社 N T T 西日本ー四国 株式会社 N T T 西日本ー九州 株式会社 N T T 西日本ー中九州 株式会社 N T T 西日本ー南九州	「A Q S t a g e コール S 接続プラス」契約
株式会社 N T T 西日本ー沖縄	「とんとんみ～接続プラス」契約

- 7 「第2種ドットフォンサービス」の廃止に伴い、この附則の4に規定する細目に係る第2種契約も廃止されます。
- 8 この附則の4に規定する細目に係る第2種契約の廃止に伴い、「第2種ドットフォンサービス」も廃止されます。
- 9 特別第2種契約者については、別冊料金表通則に規定する高額利用割引、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）に規定する（優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用）の減額を適用しません。
- 10 旧規約に基づいて発生した支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。なお、当社は契約者の解除等により既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、契約者の解除に伴って当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ないものとする。
- 11 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成23年6月21日 BNSネサ第100056号）
この改正規定は、平成23年6月23日から実施します。

附 則（平成23年6月28日 NOS第100208号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。
（その他）
- 2 NOS第100131号（平成23年5月30日）の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年8月31日まで」に、「平成23年12月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に改めます。

附 則（平成23年6月28日 NOS第100209号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。
（その他）
- 2 NOS第100038号（平成23年4月21日）の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年9月30日まで」に、「平成23年8月31日まで」を「平成23年11月30日まで」に改めます。

附 則（平成23年6月29日 BNSネサ第100065号）
この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成23年6月29日 NI第100500号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から3料金月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の3－2（料金額）に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。

附 則（平成23年 6 月27日 N O S 第100205号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年 7 月 1 日から平成24年 6 月30日までの間は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第 1 表第 1 （利用料金）の 1－2－5（付加機能利用料）の規定中、付加機能（ホスティング機能に係るものに限ります。）については、「蓄積できる情報量が30メガバイト」を「蓄積できる情報量が100メガバイト」と読み替えて適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 6 月23日 B N S ユ第100139号）

この改正規定は、平成23年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成23年 7 月 6 日 B N S ユ第100158号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年 7 月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 5 種シェアード I P－P B Xサービス カテゴリー 2	第 5 種シェアード I P－P B Xサービス カテゴリー 2 タイプ 1
-------------------------------------	--

附 則 （平成23年 7 月13日 B N S ネサ第100074号）

この改正規定は、平成23年 7 月15日から実施します。

附 則（平成23年 7 月12日 B N S 販第100190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年 8 月 1 日から平成23年12月28日までの間に、第 1 種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）、第 4 種ホスティングサービス、第 5 種ホスティングサービス又は第 6 種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年 1 月31日までに終わるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第 2 表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）、2 （工事費の額）に規定するネットワーク工事費（次に掲げる(1)及び(2)に係るものに限ります。）及び料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金（第 1 種ホスティングサービス、第 4 種ホスティングサービス、第 5 種ホスティングサービス及び第 6 種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と同時に終わる場合に限ります。）のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

- (1) 利用の開始に関する工事
 (2) (1)以外の工事のうち、利用の開始に関する工事と同時に行われる工事

区 分		
ネットワーク工事費	第1種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合
		登録可能メールアドレス数の追加に関する工事の場合
		蓄積情報量の追加に関する工事の場合
	第4種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合
	第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
	付加機能に関する工事の場合	IMAP4機能に関する工事の場合
		メールセキュリティ機能に関する工事の場合
		接続要求別表示機能に関する工事の場合
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
	属性型JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金

第6種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金	ホームページ作成機能工事費
第6種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金	Flash作成機能工事費
第6種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金	動画配信機能工事費
第6種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金	コンテンツ配信機能工事費

- 3 前項の場合において、別冊料金表第2表1（適用）の(2)欄に規定する第1種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成23年7月26日 BNSユ第100183号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年8月9日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ2 プラン2	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ2 プラン2 コース1
--	--

附 則（平成23年8月23日 NSオ第100008号）

この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。

附 則（平成23年6月28日 NOS第100208-1号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年8月31日から実施します。
（その他）
- 2 NOS第100208号（平成23年6月28日）の附則中、「平成23年8月31日まで」を「平成23年9月30日まで」に改めます。

附 則（平成23年9月28日 VV販第100086号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年10月1日から平成23年11月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年12月7日までに行われるとき（当社の責めに帰すべき理由により利用が開始できなかった場合を除きます）には、別冊（ドットフォンサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2-3に規定する交換機等工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月28日 V Vサ第100164号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から3料金月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の3－2（料金額）に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月29日 A Cア第100240号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この規約実施前に、旧規約の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この規約実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月30日 N S販第100222号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、タイプ2（コース1に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2－1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2－1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2－2

(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。

- 4 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1(プラン8に限ります。)に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、その第2種契約に係る利用料については、料金表第1表(料金)2-2(料金額)に規定する料金(基本額に限ります。)を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年9月22日 NSク第100022号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月3日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約 CCNアクセス契約 カテゴリー1に係るもの タイプ1に係るもの	クローズドコンピュータ通信網契約 CCNアクセス契約 カテゴリー1に係るもの
---	--

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年9月29日 VVサ第100178号)

この改正規定は、平成23年10月4日から実施します。

附 則(平成23年10月11日 ACア第100320号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成23年10月11日から実施します。
- (経過措置)
- 2 削除
 - 3 削除

附 則(平成23年10月12日 ACア第100340号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。
- (経過措置)
- 2 附則(平成23年6月27日 NOS第100205号)2の「平成23年7月1日から平成24年6月30日まで」を「平成23年7月1日から平成23年10月16日まで」に改めます。

附 則(平成23年10月17日 NSオ第100133号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
ア タイプ1に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
削除	削除
タイプ1－3	タイプ1 コース1 プラン7
備考 1 削除 2 削除 3 削除 4 タイプ1のコース1のプラン7について、移行前のタイプ1－3を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに、300円（330円）を減額して適用する。	

イ タイプ2に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ2 プラン1－2	タイプ2 コース1
タイプ2－2	タイプ2 コース1
タイプ2－3	タイプ2 コース1
削除	削除
備考 1 タイプ2のコース1について、旧OCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約の規定により締結している場合に限り、定額利用料から1契約ごとに、150円（165円）を減額して適用する。 2 タイプ2のコース1について、旧OCN Dream利用サービス規約の規定により締結している場合に限り、定額利用料から1契約ごとに、220円（242円）を減額して適用する。 3 タイプ2のコース1について、旧OCN for とんとんみ〜フレッツプラン会員規約、旧OCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン	

会員規約、旧OCN for QUOLIA利用規約、及び旧OCN for ヴィパレット（C）、（L）サービス利用規約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに次に掲げる減額を適用する。

(1) 「第1種ドットフォン契約」を締結しているとき

830円（913円）

(2) 「第1種ドットフォン契約」を締結していないとき

次の表の左欄の減額適用を受けていた者は、同表の右欄の減額を適用する。

120円（132円）	950円（1,045円）
264円（290.4円）	1,094円（1,203.4円）
320円（352円）	1,150円（1,265円）

4 削除

ウ タイプ3に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
タイプ3 コース1 プラン1	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン2	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
削除	削除
タイプ3 コース1 プラン4	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン5	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン6 （Bフレッツ、フレッツ光プレミアム若しくはフレッツ光ネクストのファミリータイプ、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ若しくはOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したもので第1種ドットフォン契約がないもの、又はOCN for ヴィパレット マンションセキュアから移行したものに限りします。）	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン6 （OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マ	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2

ンションタイプ又はOCN for QUOLIA フ レッツ光プレミアムプラン マンション タイプから移行したもので第1種ドット フォン契約があるもの)	
タイプ3 コース1 プラン7	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン8	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン3
タイプ3 コース1 プラン9	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン4
タイプ3 コース1 プラン10	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン2
タイプ3 コース1 プラン11	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン5
タイプ3 コース1 プラン12	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン6
タイプ3 コース1 プラン1-3	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン2-3	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
削除	削除
タイプ3 コース1 プラン4-2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン5-2	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
削除	削除
削除	削除
タイプ3	タイプ3

プラン 1－2	コース 1 メニュー 2 プラン 1
タイプ 3 プラン 2－2	タイプ 3 コース 1 メニュー 2 プラン 2
削除	削除
タイプ 3－2 プラン 1	タイプ 3 コース 1 メニュー 2 プラン 1
タイプ 3－2 プラン 2	タイプ 3 コース 1 メニュー 2 プラン 2
削除	削除
備考	
1 この附則実施の際現に、長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けている場合に限り、本欄の規定に係らず、次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。	
タイプ 3 コース 1 プラン 1	タイプ 3 コース 1 メニュー 1 プラン 1
タイプ 3 コース 1 プラン 4	タイプ 3 コース 1 メニュー 1 プラン 1
タイプ 3 コース 1 プラン 6	タイプ 3 コース 1 メニュー 1 プラン 1
タイプ 3 コース 1 プラン 10	タイプ 3 コース 1 メニュー 1 プラン 2
2 タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 2 について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から 1 契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。	
タイプ 3 コース 1 プラン 2－3	110円（121円）
タイプ 3 コース 1 プラン 5－2	110円（121円）

3 タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2について、タイプ3のコース1のプラン6（OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限り、）から移行した場合で、第1種ドットフォン契約を締結していないときに限り、定額利用料から1契約ごとに217円（238.7円）を減額して適用する。

4 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン1－3	780円（858円）
タイプ3 コース1 プラン4－2	880円（968円）
削除	削除

5 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（OCN for MEGAX フレッツプランB、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ、OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ、OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプから移行したものに限り、）から移行した場合は、次に掲げる金額を減額して適用する。

(1) 第1種ドットフォン契約を締結していない場合

定額利用料から1契約ごとに880円（968円）

(2) 第1種ドットフォン契約を締結している場合

定額利用料から1契約ごとに599円（658.9円）

6 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又は OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限り、）から移行した場合で、第1種ドットフォン契約を締結しているときに限り、定額利用料から1契約ごとに599円（658.9円）を減額して適用する。

7 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（OCN for ヴィパレット マンションセキュアから移行したものに限り、）から移行した場合に限り、定額利用料から1契約ごとに599円（658.9円）を減額して適用する。

エ タイプ6に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
タイプ6 コース1 プラン1 (他社接続モバイルデータ通信機能の2段階定額コースに係るもの)	タイプ6 コース1 プラン1
タイプ6 コース1 プラン1	タイプ6 コース2 プラン1

(他社接続モバイルデータ通信機能の定額コースに係るもの)	
------------------------------	--

- 3 この改正規定実施の際現に別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）の（第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用）のアの（イ）に定める料金の減額 については、平成23年10月1日から適用を開始します。
- 4 この改正規定実施の際現に別冊料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）の（タイプ3の区分に係る料金の適用）に定めるタイプ3のコース2及びコース3並びに（タイプ7の区分に係る料金の適用）に定めるタイプ7のコース1のプラン2に係るものについては、平成23年11月1日から適用を開始します。
- 5 平成23年10月1日実施の附則（平成23年9月29日 NS 販第100222号）の2中の「タイプ2（コース1に限ります。）」を「タイプ2（コース1及びコース1－2に限ります。）」に、「プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。」を「メニュー2のプラン1及びプラン2に限ります。」に、3中の「プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。」を「メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。」に改めます。
- 6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年10月31日 ACア第100424号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年10月31日から実施します。
（その他）
- 2 ACア100320号（平成23年10月11日）の附則中、「平成23年10月31日まで」を「平成23年11月30日まで」に、「平成23年12月28日まで」を「平成23年1月31日まで」に改めます。

附 則（平成23年10月27日 VVサ第100272号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第5種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー2 タイプ2	第5種シェアードIP-PBXサービス
--------------------------------------	--------------------

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年10月25日 NSオ第100149号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
(データ発信サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

データ発信サービス タイプ3	データ発信サービス タイプ3 プランP
-------------------	---------------------------

附 則 (平成23年10月31日 N S 販第100222-2号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、タイプ2 (コース1及びコース1-2に限ります。) 及びタイプ3のコース1 (メニュー2のプラン1及びプラン2に限ります。) に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の1-1 (適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び1-2 (料金額) に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、タイプ3のコース1 (メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。)、コース2及びコース3に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表 (料金) 1の1-2 (料金額) に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 4 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、料金表第1表 (料金) の1の1-2 (料金額) に規定する利用料 (基本額に限ります。) の額にかかわらず、利用料を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成23年11月28日 A C ア第100588号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成23年11月30日から実施します。
(その他)
- 2 A C ア100320号 (平成23年10月11日) の附則中、「平成23年10月31日まで」を「平成23年12月28日まで」に、「平成23年12月28日まで」を「平成24年2月29日まで」に改めます。

附 則（平成23年11月28日 V V販第100189号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年12月1日から平成24年4月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドットフォン契約申込みを当社が指定するWebサイト上から行うことを条件に、当社が指定するキャンペーンコードの入力によりキャンペーン適用を希望する意思表示がある場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、利用が開始された時は、別冊（ドットフォンサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2-3に規定する交換機等工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年11月30日 N Sオ第100198号）
この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則（平成23年12月7日 N Sク第100079号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

UTM型	UTM型 スタンダードII型
------	-------------------

附 則（平成23年12月12日 N Sオ第100213号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ5に係るもの カテゴリー3に係るもの タイプ5に係るもの	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ5に係るもの コース1に係るもの カテゴリー3に係るもの タイプ5に係るもの コース1に係るもの
--	--

附 則（平成23年12月22日 V Vサ第100463号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
ただし、この改正規定中、第3種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7の

タイプ6のプラン1に係るものに限り、)に係る付加機能利用料(留守番伝言等機能に係るものに限り、)については、平成24年1月1日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBX契約 カテゴリー7 タイプ6	第3種シェアードIP-PBX契約 カテゴリー7 タイプ6 プラン1
------------------------------------	--

附 則(平成23年12月20日 V V 販第100237号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年1月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について別冊(ドットフォンサービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)の3-2(料金額)に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年1月4日 V V サ第100498号)

この改正規定は、平成24年1月10日から実施します。

附 則(平成24年1月26日 V V サ第100550号)

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

附 則(平成24年1月27日 N S 販第100492号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ2(コース1及びコース1-2に限り、)及びタイプ3のコース1(メニュー2のプラン1及びプラン2に限り、)に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の1の1-1(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び1-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ3のコース1(メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限り、)、コース2及びコース3に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月

について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。

- 4 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する利用料（基本額に限ります。）の額にかかわらず、利用料を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年1月28日 ACア第100949号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年2月1日から平成24年6月29日までの間に、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年7月31日までに行為される
とき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。
ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行為される場合に限りします。

区 分			
ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	削除	削除	
		削除	削除
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
	第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
		接続要求別表示機能に関する工事の場合	
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合	
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合	
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	
	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金

	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
第 6 種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金		ホームページ作成機能工事費
第 6 種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金		Flash作成機能工事費
第 6 種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金		動画配信機能工事費
第 6 種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金		コンテンツ配信機能工事費

3 前項の場合において、別冊料金表第 2 表 1（適用）の(2)欄に規定する第 4 種ホスティングサービス、第 5 種ホスティングサービス及び第 6 種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

4 削除

5 削除

附 則（平成24年 2 月27日 A C ア第101187号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 2 月28日 V V サ第100693号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成24年 3 月 1 日から平成24年 5 月31日までの間に、第 3 種シェアード I P－P B Xサービス（カテゴリー 7 タイプ 6 プラン 2 に係るものに限り。）の申込み又は工事を要する請求があった場合であって、当社がその承諾をし、その工事が平成 24 年 6 月30日までに完了したとき（第 3 種シェアード I P－P B X 契約者の責めによらない理由により、その工事を完了できなかったときを除きます。）は、別冊（シェアード I P－P B X サービス）料金表第 2 表（工事費（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）））の 2 （工事費の額）に規定する交換機等工事費を適用しません。

附 則（平成24年 2 月28日 V V サ第100692号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

I P 通信網サービス契約約款 第 5 種シェアード I P－P B X 契約	アプリケーションサービス利用規約 A S P サービス利用契約 B i z C o m m u n i c a t o r に係るもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 5 V V サ第100272号（平成23年10月27日）の附則の3を平成24年3月1日をもって削除します。

附 則（平成24年2月29日 N S オ第100318号）
(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年2月29日 N S オ第100322号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ6－2に係る第2種契約の申込み及び細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2の2－2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るものに限り。）の提供の開始に関する工事費）に規定する工事費の額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 （平成24年2月29日 N S オ第100324号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 カテゴリー 1 に係るもの タイプ 4 に係るもの	第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 カテゴリー 1 に係るもの タイプ 4 に係るもの
--	--

附則（平成24年3月15日 NSオ第100376号）
この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附 則（平成24年3月21日 NSオ第100385号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 BNSユ第100111号（平成23年6月6日）の附則の2を平成24年4月1日をもって削除します。

附則（平成24年3月27日 NSオ第100408号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成24年3月27日 NSオ第100409号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年3月27日 VVサ第100875号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー5 タイプ5	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー5
第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 タイプ6 プラン1	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 プラン1

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 タイプ6 プラン2	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 プラン2
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年3月28日 NSオ第100415号）
この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

附 則（平成24年4月26日 VVサ第200068号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年4月27日 NSオ第200021号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月23日 NSオ第200056号）
この改正規定は、平成24年5月31日から実施します。

附 則（平成24年5月24日 VVサ第200132号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月28日 VV販第200066号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年6月1日から平成24年10月31日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場

合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の3－2（料金額）に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月30日 NS販第200182号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に、タイプ3のコース1（メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。）、コース2及びコース3に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成25年3月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 3 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する利用料（基本額に限ります。）の額にかかわらず、利用料を適用しません。
- 4 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に、タイプ6－2に係る第2種契約の申込み及び細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2の2－2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るものに限ります。））の提供の開始に関する工事費）に規定する工事費の額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月31日 NSオ第200075号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－5（付加機能利用料）のIPv6トンネリング機能に規定する料金額を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年5月31日 VVサ第200155号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に、第3種シェアードI P－P B Xサービス（カテゴリー7プラン2に係るものに限り、）の申込み又は工事を要する請求があった場合であって、当社がその承諾をし、その工事が平成24年10月31日までに完了したとき（第3種シェアードI P－P B X契約者の責めによらない理由により、その工事を完了できなかったときを除きます。）は、別冊（シェアードI P－P B Xサービス）料金表第2表（工事費（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））の2（工事費の額）に規定する交換機等工事費を適用しません。

附 則（平成24年6月7日 NSク第200042号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月27日 NSオ第200107号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月29日 NSオ第200112号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 I P通信網契約者（第2種契約者に限ります。以下この附則において同じとします。）は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているI P通信網契約（平成24年2月以前に当社がI P通信網サービス（第34条の3（債権の譲渡）の当社が別に定めるI P通信網サービスに限ります。）の料金その他の債務の請求を行ったものに限り、）については、この改正規定実施の日において、請求事業者へ譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

ただし、I P通信網契約者から第34条の3（債権の譲渡）の規定に基づく取扱いを行わないでほしい旨の申出があった場合は、この限りではありません

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月29日 NSオ第200113号）
(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

附 則（平成24年7月23日 N S オ第200129号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年7月25日から実施します。

（経過措置）

2 平成24年7月25日から平成25年1月31日までの間に、I P通信網契約者（当社のOCN PCパトロールサービス利用規約に基づくOCN PCパトロール契約を締結している者に限ります。）から、そのOCN PCパトロール契約の解除とともに付加機能（V B B S機能に限ります。）の提供の請求があった場合であって、当社がその請求を承諾し、その提供の開始が平成25年2月28日までに行われたとき（そのI P通信網契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2-1-1に規定するネットワーク工事費（V B B S機能に関する工事の場合における利用の開始に関する工事の場合のものに限りま

す。）を適用しません。

附 則（平成24年7月26日 A C ア第200616号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成24年8月1日から平成24年12月28日までの間に、第6種ホスティングサービスに係る契約の申込み及び別冊（ホスティングサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種ホスティング契約に係るもの）5-1（適用）の(5)に規定する第6種ホスティング契約に係る割引の申出があった場合であって、当社がその契約申込み等を承諾し、その第6種ホスティングサービス及び料金表第1表5の5-1の(5)のAの(1)から(4)に規定するホスティング契約に係るいずれかのサービスの利用の開始が平成25年1月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、第6種ホスティング契約に係る割引の適用開始料金月及びその翌料金月の2料金月について、5-1（適用）の(5)に規定する割引額の割引に代えて、5-2（料金額）に規定する第6種ホスティング契約の基本額と同額の割引を行います。

ただし、その2料金月の間に第6種ホスティング契約の解除があった場合、その解除があった料金月については、5-1（適用）の(5)に規定する割引額の割引を行います。

3 平成24年8月1日から平成24年12月28日までの間に、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成25年1月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時にされる場合に限ります。

区 分			
工 事 費	削除	削除	
		削除	削除
	第 5 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
	第 6 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
		接続要求別表示機能に関する工事の場合	
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合	
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合	
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名又は都道府県型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
ホームページ作成機能に係る料金		ホームページ作成機能工事費	
Flash作成機能に係る料金		Flash作成機能工事費	
動画配信機能に係る料金		動画配信機能工事費	
コンテンツ配信機能に係る料金		コンテンツ配信機能工事費	
クーポンサービス機能に係る料金		クーポンサービス機能工事費	
ポイント管理機能に係る料金		ポイント管理機能工事費	
店舗登録・検索機能に係る料金		店舗登録・検索機能工事費	

4 附則 3 の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第 2 表 1（適用）の（2）欄に規定する第 5 種ホスティングサービス及び第 6 種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

5 削除

附 則（平成24年 8 月 6 日 V V サ第200341号）

1 この改正規定は、平成24年 8 月 6 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 8 月 7 日 N S オ第200146号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年 8 月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 8 月 7 日 N S オ第200147号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年 8 月13日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 6 種契約 カテゴリー 3 コース 2	第 6 種契約 カテゴリー 3 コース 2 定額プラン
-----------------------------	--------------------------------------

附 則（平成24年 8 月27日 N S オ第200163号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前のポータブル I P サービス契約約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ポータブル I P サービス契約約款 第 1 種契約 カテゴリー 3 コース D	I P 通信網サービス契約約款 第 6 種契約 カテゴリー 3 タイプ 5 コース 1
--	---

- 3 2 に規定する場合において、その定額利用料の額は4,743円（5,217.3円）とし、ポータブル I P アクセス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）を使用可能なものとします。

附 則（平成24年 8 月30日 N S オ第200174号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 9 月 3 日 A C ア第200789号）
（実施期日）

この改正規定は、平成24年 9 月10日から実施します。

附 則（平成24年 9 月14日 N S オ第200198号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 9 月18日から実施します。
（その他）
- 2 A C ア第200616号（平成24年 7 月26日）の附則の 3 の表を次表に改めます。

区 分			
工 事 費	第 4 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		D N Sサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合
	第 5 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
	第 6 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
		接続要求別表示機能に関する工事の場合	
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合	
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合	
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
		属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
	ホームページ作成機能に係る料金		ホームページ作成機能工事費
	Flash作成機能に係る料金		Flash作成機能工事費

動画配信機能に係る料金	動画配信機能工事費
コンテンツ配信機能に係る料金	コンテンツ配信機能工事費
クーポンサービス機能に係る料金	クーポンサービス機能工事費
ポイント管理機能に係る料金	ポイント管理機能工事費
店舗登録・検索機能に係る料金	店舗登録・検索機能工事費

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年9月11日 NS 販第200621号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成24年9月18日から平成25年1月31日までの間に、タイプ3のコース1のメニュー1のプラン3及びプラン4、並びにコース3のメニュー1のプラン3及び4プランに係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年10月1日から平成25年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 3 平成24年10月1日から平成25年1月31日までの間に、タイプ3のコース1(メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。)、コース2のメニュー1、及びコース3のメニュー1のプラン1及びプラン2に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成25年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年9月18日 VVサ第200442号)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附 則 (平成24年9月26日 NSオ第200208号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年9月26日 NSオ第200209号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年10月31日 VVサ第200568号）

この改正規定は、平成24年10月31日から実施します。

附 則（平成24年10月25日 VVサ第200542号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年10月30日 NSオ第200250号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年10月31日 NSオ第200257号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年10月31日 NSオ第200256号）

この改正規定は、平成24年11月19日から実施します。

附 則（平成24年11月15日 ACア第201247号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月19日から実施します。
（その他）

- 2 ACア第200616号（平成24年7月26日）の附則の3の表中、「ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金」の部分における、「汎用JPドメイン名に係るもの」を「汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの」に改めます。

附 則（平成24年11月20日 VVサ第200613号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月21日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 削除
4 削除
5 削除

附 則（平成24年9月26日 NSオ第200208号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月27日 NSオ第200302号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月28日 ACア第201318号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月29日 NSオ第200305号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月27日 NSオ第200301号）
この改正規定は、平成24年12月3日から実施します。

附 則（平成24年11月29日 NSオ第200306号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年11月30日 VVサ第200646号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年2月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月10日 NSオ第200257-1号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月26日 VVサ第200726号）
この改正規定は、平成24年12月26日から実施します。

附 則（平成24年12月25日 VVサ第200716号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月26日 NSオ第200348号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年1月22日 NSオ第200373号）
この改正規定は、平成25年1月23日から実施します。

附 則（平成25年1月25日 VVサ第200792号）
この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附 則（平成25年1月31日 NSオ第200396号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年1月17日 NS販第201287号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年2月1日から平成25年5月31日までの間に、タイプ3のコース1（メニュー1のプラン1～6）、コース2のメニュー1、及びコース3のメニュー1に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成25年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 3 平成25年2月1日から平成25年5月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの6料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する利用料（基本額に限ります。）の額にかかわらず、利用料を適用しません。
- 4 平成25年2月1日から平成25年5月31日までの間に、タイプ6－2に係る第2種契約の申込み及び細目または区分の変更の請求を当社が承諾し、平成25年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます）））の2の2－2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るものに限ります。））の提供の開始に関する工事費）に規定する工事費の額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年1月30日 NSク第200177号）
この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附 則（平成25年1月30日 ACア第201674号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年2月1日から平成25年6月28日までの間に、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成25年7月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行われる場合に限りです。

区 分				
ネットワーク工事費	削除	削除		
		削除	削除	
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合		
	第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合		
		接続要求別表示機能に関する工事の場合		
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合		
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合		
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
			登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	
属性型JPドメイン名に係るもの		新たなドメイン名の登録に関する料金		
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金		
第6種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金		ホームページ作成機能工事費		
第6種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金		Flash作成機能工事費		
第6種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金		動画配信機能工事費		

第6種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金	コンテンツ配信機能工事費
第6種ホスティングサービスのクーポンサービス機能に係る料金	クーポンサービス機能工事費
第6種ホスティングサービスのポイント管理機能に係る料金	ポイント管理機能工事費
第6種ホスティングサービスの店頭登録・検索機能に係る料金	店舗登録・検索機能工事費

3 附則2の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表1（適用）の(2)欄に規定する第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

4 削除

附 則（平成25年1月30日 NSオ第200393号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約の種類及び品目等については、左欄の契約の種類及び品目等に相当するものとします。

第6種契約 タイプ5	第6種契約 タイプ5 SMS無プラン
---------------	--------------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年1月30日 NSオ第200529号）

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附 則（平成25年2月13日 VVサ第200848号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年2月13日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年2月18日 NSオ第200411号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年2月27日 NSオ第200146-1号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年2月28日 NSオ第200432号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年3月6日 VVサ第200963号)

この改正規定は、平成25年3月6日から実施します。

附 則(平成25年3月28日 NSオ第200503号)

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

附 則(平成25年4月4日 NSオ第300005号)

この改正規定は、平成25年4月8日から実施します。

附 則(平成25年4月24日 NSオ第300033号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年4月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年4月24日 NSク第300019号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 5 月22日 N S オ第300063号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年 5 月23日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 5 月28日 V V サ第300127号）

この改正規定は、平成25年 5 月29日から実施します。

附 則（平成25年 5 月28日 A C サ第300258号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年 5 月29日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年 5 月29日から平成25年 9 月30日までの間に、第8種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成25年10月31日までに行為されるととき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定する工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第8種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行為される場合に限ります。

区 分			
工事費	第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		D N Sサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時に工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行為される工事の場合
		C P U及びメモリの追加に関する工事の場合	
		蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	

附帯サービスに関する料金	ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名又は都道府県型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
			登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金
		属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
			登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金

3 附則 2 の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第 2 表 1（適用）の(2)欄に規定する第 8 種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成25年 5 月29日 V V サ第300139号）
この改正規定は、平成25年 5 月31日から実施します。

附 則（平成25年 5 月29日 A C サ第300263号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社がBiz マーケティングモバイルウェブ利用規約の規定により締結している契約は、この改正規定実施の日において、第 6 種ホスティング契約とみなして取り扱います。この場合において、当社との間でBiz マーケティングモバイルウェブ利用規約の規定のほか合意があるときは、その合意は、第 6 種ホスティング契約に係るものとして取り扱うこととします。

附 則（平成25年 5 月22日 N S 販第300212号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年 6 月 1 日から平成25年 9 月30日までの間に、タイプ 3 のコース 1（メニュー 1 のプラン 1～6）、コース 2 のメニュー 1、及びコース 3 のメニュー 1 に係る第 2 種契約の申込み料金の月々の翌料金月について、料金表第 1 表（料金）の 1 の 1－2（料金額）に規定する定額利用みを当社が承諾し、平成26年 3 月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 3 平成25年 6 月 1 日から平成25年 9 月31日までの間に、当社に対するタイプ 1 のコース 1 のプラン 8 に係る第 2 種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの 6 料金月について、料金表第 1 表（料金）の 1 の 1－2（料金額）に規定する利用料

(基本額に限りです。)の額にかかわらず、利用料を適用しません。

- 4 平成25年6月1日から平成25年9月31日までの間に、タイプ6-2に係る第2種契約の申込み及び細目または区分の変更の請求を当社が承諾し、平成26年3月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表(工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます)))の2の2-2(第2種オープンコンピュータ通信網サービス(モバイルアクセスに係るものに限りです。))の提供の開始に関する工事費)に規定する工事費の額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年6月26日 NSク第300076号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年6月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年6月26日 ACサ第300411)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成25年7月1日から平成25年11月29日までの間に、第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成25年12月27日までに行われるとき(ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありませぬ。)は、第6種ホスティングサービスに係る料金等については次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 利用を開始した日の属する料金月の翌料金月(以下、「翌料金月」といいます)について基本額を適用しません。ただし、翌料金月の間に第6種ホスティング契約の解除があった場合は、この限りでありませぬ。
 - (2) 料金表第2表(工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)))2(工事費の額)に規定する工事費(利用の開始に関する工事に係るものに限りです。)を適用しません。

附 則(平成25年6月28日 VVサ第300226号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除

附 則(平成25年6月28日 ACサ第300425号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間に、ホスティング機能を利用する第2種オープンコンピュータ通信網契約者から、第5種ホスティング契約の申込があった場合であって（ホスティング機能を利用する第2種オープンコンピュータ通信網契約で現に使用している独自ドメイン名と同一の独自ドメイン名を第5種ホスティング契約で使用する場合に限り、）当社がその申込を受諾し、その設定の完了が平成26年2月28日までに終わるとき（契約者の責めによらない理由により設定を完了できなかったときはこの限りではありません）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に終わる場合に限り、適用します。

区 分		
工 事 費	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合

附 則（平成25年7月24日 NSオ第300125号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 NSオ第200163号（平成24年8月27日）の附則の3を平成25年8月1日をもって次のとおり変更します。
- 3 2に規定する場合において、その定額利用料の額は4,743円（5,217.3円）とし、ポータブルIPアクセス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限り、）を使用可能なものとします。

附 則（平成25年7月25日 NSオ第300130号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年7月26日 ACサ第300522号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年8月1日から平成25年12月27日までの間に、第5種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成26年1月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時にされる場合に限ります。

区 分			
ネ ット ワ ー ク 工 事 費	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金		汎用 J P ドメイン名又は都道府県型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
			登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金
		属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
			登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金

3 附則2の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表1（適用）の(2)欄に規定する第5種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

4 削除

附 則（平成25年8月21日 V V サ第300349号）

この改正規定は、平成25年8月26日から実施します。

附 則（平成25年8月27日 N S オ第300181号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年8月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約

は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
 この場合、右欄の契約の種類及び品目等については、左欄の契約の種類及び品目等に相当するものとします。

第2種契約 タイプ6－3 コース1 メニュー1 プラン1	第2種契約 タイプ6－3 コース1 メニュー1 プラン1 2G/月機能
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年8月27日 NSオ第300181号）
 （実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。
 （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年8月29日 NSオ第300189号）
 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

附 則（平成25年8月30日 ACサ第300641号）
 （実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。
 （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月25日 NSオ第300229号）
 （実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年9月26日から実施します。
 （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
 この場合、右欄の契約の種類及び品目等については、左欄の契約の種類及び品目等に相当するものとします。

第2種契約 タイプ6－3 コース1 メニュー1 プラン2	第2種契約 タイプ6－3 コース1 メニュー1 プラン1 30MB/日
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月25日 V Vサ第300431号）
この改正規定は、平成25年9月27日から実施します。

附 則（平成25年9月13日 N Sク第300146号）
この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月25日 N Sオ第300228号）
この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月26日 V Vサ第300438号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月26日 V Vサ第300442号）
この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月26日 A Cサ第300722号）
この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月26日 N Sオ第300230号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年8月23日 N S販第300561号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（経過措置）

- 2 平成25年10月1日から平成26年5月31日までの間に、タイプ3のコース1（メニュー1のプラン1～6）、コース2のメニュー1、及びコース3のメニュー1に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成26年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年10月8日 ACサ第300790号）
この改正規定は、平成25年10月9日から実施します。

附 則（平成25年10月30日 VVサ第300525号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 削除
4 削除
5 削除

附 則（平成25年10月30日 VVサ第300528号）
この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。

附 則（平成25年10月31日 NSオ第300275号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年11月6日 NSク第300199号）
この改正規定は、平成25年11月8日から実施します。

附 則（平成25年11月22日 VVサ第300590号／NSク第300210号）
この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成25年11月28日 VV販第300344号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

（経過措置）
2 平成25年12料金月の初日から平成26年3料金月の末日までの間に第3種ドットフォン（タイプ6に限ります。以下同じとします。）に係る新たな申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンに係る支払

いを要するダイヤルアウト通信料（別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表第1利用料金 3－2－4（ダイヤルアウト通信料）に規定するものに限りまゝ。）の月額累計額について次表に規定する額の割引を行います。

ダイヤルアウト通信料の月額累計額	割引額
0円から100円（110円）の場合	左欄に該当する額と同額
100円（110円）を超える場合	100円（110円）

- 3 当社は、この割引の適用において、別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表第1利用料金 3－2－4（ダイヤルアウト通信料）のア及びイに規定するダイヤルアウト通信料の消費税課税前の月額累計額の比率でこの月極割引額を按分したものを、別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表第1利用料金 3－2－4（ダイヤルアウト通信料）のア及びイに規定するダイヤルアウト通信料の消費税課税前の月額累計額からそれぞれ割引します。
- 4 この月極割引の適用は、第3種ドットフォンの利用の申込を承諾した日とその料金月の1日から20日であった場合は承諾した日を含む料金月の3料金月とし、21日から月末日までの場合は承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の3料金月とします。ただし、各料金月の21日の0時時点までに第3種ドットフォンに係る契約の解約があった場合は、当該料金月に係るダイヤルアウト通信料についてはこの割引を適用しません。
- 5 本附則の適用はI P通信網サービス契約約款別冊（ドットフォンサービス）の料金表の通則に定める規定に準ずるものとします。
- 6 この改定規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月13日 NSオ第300321号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月14日から実施します。

附 則（平成25年12月13日 NSオ第300321号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）の適用を受けた第2種契約者（以下、2において同じとします。）は、この改正規定に関わらず平成25年12月20日まで次のとおりとします。
 - （1）第2種契約者は、別記1（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供）に規定する移動無線装置の請求を行うことはできません。
 - （2）第2種契約者は、契約者カード種別及び数の変更の請求を行うことはできません。
 - （3）第2種契約者は、タイプ6－3のコース1の基本容量に係る区分の変更の請求を行うことはできません。

- 3 平成25年12月17日から平成26年1月31日までの間に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みを当社が承諾した場合、1の第2種契約（タイプ6-3のコース1に係る者に限りま
- す。）につき、1の追加契約者カードに限り、料金表第3表（SMS機能付き契約者カード利用料およびSMS通信料）の第4（追加契約者カード利用料および発行手数料）に規定する追加契約者カード発行手数料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月19日 NSオ第300332号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月24日から実施します。
ただし、この改正規定中、次に掲げるものに関する部分については、平成26年1月1日から実施します。
ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5のコース1の2及びコース2（定額200kプラン）に係る符号伝送速度の変更
イ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5の従量プラン10、従量プラン20及び従量プラン30に係る無料パケット数の変更
ウ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5及びタイプ6に係る工事費（契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合）の改定
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月20日 VVサ第300676号）
（実施期日）

この改正規定は、平成25年12月24日から実施します。

附 則（平成25年12月26日 ACサ第301067号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年12月28日から平成26年9月30日までの間に、第1種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から、第5種ホスティング契約、第7種ホスティング契約または第8種ホスティング契約の申込があった場合であって当社がその申込を承諾し、その設定の完了が平成26年9月30日までに行われるとき（契約者の責めに寄らない理由により設定を完了できなかったときはこの限りではありません）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（付帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。
ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行われる場合に限ります。

区 分			
手続きに関する料金		譲渡承認手数料	
ネットワーク工事費	第 5 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
	第 7 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	第 8 種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
		D N S サーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって 1 のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合
		C P U 及びメモリの追加に関する工事の場合	
	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合		
	付加機能に関する工事の場合	ネームサーバ変更に関する工事の場合	
メールセキュリティ機能に関する工事の場合			
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名又は都道府県型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	

3 附則2の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表1（適用）の（2）欄に規定する第5種ホスティングサービスおよび第8種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成26年1月31日 ACサ第301181号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成26年2月1日から平成26年2月28日までの間に、ホスティング機能を利用する第2種オープンコンピュータ通信網契約者から、第5種ホスティング契約の申込があった場合であって（ホスティング機能を利用する第2種オープンコンピュータ通信網契約で現に使用している独自ドメイン名と同一の独自ドメイン名を第5種ホスティング契約で使用する場合に限り、）当社がその申込を受諾したときは、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第5種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行為される場合に限り、

区 分		
工 事 費	第5種ホスティングサービスに 関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事 の場合
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事 の場合

附 則（平成26年2月4日 V Vサ第300771号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成26年2月10日から平成26年4月30日までの間に、第3種シェアードI P－P B Xサービス（カテゴリー7のプラン2に係るものに限り、以下本附則において同じとします。）の料金表第1表第1の3－2－3に規定するW e b電話帳機能の利用の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成26年5月31日までにその提供を開始したとき（第3種シェアードI P－P B X契約者（カテゴリー7のプラン2に係る者に限り、以下本附則において同じとします。）の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、その提供を開始した日に10以上のI Pセントレックス番号を利用している契約者に対し、第3種シェアードI P－P B Xサービスに係る別冊（シェアードI P－P B Xサービス）料金表第2表の2に規定する交換機等工事費のAのW e b電話帳機能に関する工事の場合の工事費に規定するその申込みに係る工事費及びその提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について料金表第1表（料金）に規定するW e b電話帳機能に係る利用料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年2月7日 N Sオ第300381号）

この改正規定は、平成26年2月10日から実施します。

附 則（平成26年2月20日 N Sオ第300403号）

この改正規定は、平成26年2月24日から実施します。

附 則（平成26年 2 月18日　N S 才第300396号）
この改正規定は、平成26年 2 月25日から実施します。

附 則（平成26年 2 月25日　N S 才第300411号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 2 月26日　A C サ第301342号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 2 月27日　A C サ第301330号）
（実施期日）
この改正規定は、平成26年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 2 月28日　V V サ第300863号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

第三者課金機能	グループ発信機能
---------	----------

- 3 この改正規定の実施日において、当社の定める「第三者課金機能」の付加機能利用契約者であった者については、別冊（第 3 種シェアード I P － P B X）料金表別表（第 3 種シェアード I P － P B X に係る付加機能）の (25) グループ発信機能の (3)、(4)、(5)、(6)、(7) 及び(8)の規定を適用しません。
- 4 この改正規定の実施日以降において、この約款の附則における「第三者課金機能」の文言は、「グループ発信機能」と読み替えるものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 2 月28日　N S 才第300415号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約の種類及び品目等については、左欄の契約の種類及び品目等に相当するものとしします。

第2種契約 タイプ6 コース2 プラン2	第2種契約 タイプ6 コース3 プラン2
-------------------------------	-------------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月7日 NSオ第300420号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年3月10日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月19日 NSオ第300450号）

この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。

附 則（平成26年3月26日 NSク第300347号）

この改正規定は、平成26年3月31日から実施します。

附 則（平成26年3月11日 AC企第300165号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から適用します。
- （経過措置）
- 2 平成26年4月1日施行の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税等相当額は変更前の税率により計算しご請求させていただきます。

附 則（平成26年3月19日 VVサ第300973号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに係る損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月25日 NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- （経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月25日 NSク第300340号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月26日 VVサ第301026号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り
ます。）及び第2種契約（タイプ6－3のコース1に係るものに限ります。）に係る
料金その他の債務を一括して請求している場合（IP通信網サービス契約約款 別
冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サ
ービスに限ります））料金表第1表（料金）1－1(10)に規定する統合請求による
場合、共通編第34条の3の規定により当社が請求事業者に債権を譲渡したことによ
る場合及び当社所定の方法と異なる方法により請求することによる場合を除きま
す。）は、料金表第1表（料金）3－1（適用）の(7)の規定について、その割引の
申出があったものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料
金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月27日 NSオ第300468号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月28日 VVサ第301031号）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年3月28日 NSオ第300486号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月31日 V Vサ第301038号）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

- 附 則（平成26年3月31日 V Vサ第301039号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年4月18日 N Sオ第400016号）
この改正規定は、平成26年4月23日から実施します。

附 則（平成26年5月2日 V Vサ第400049号）
この改正規定は、平成26年5月2日から実施します。

- 附 則（平成26年5月15日 N Sク第400037号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年5月27日 V Vサ第400081号）
この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則（平成26年5月30日 N Sク第400054号）
この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

- 附 則（平成26年6月24日 N Sオ第400089号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成26年6月25日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 6 月20日 V Vサ第400148号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 6 月26日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

附 則（平成26年 6 月25日 V Vサ第400163号）

この改正規定は、平成26年 6 月26日から実施します。

附 則（平成26年 5 月22日 A Cサ第400223号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成26年7月1日から平成27年3月31日までの間に、第2種ホスティング契約者、または第4種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から、第5種ホスティング契約、第8種ホスティング契約の申込があった場合であって当社がその申込を承諾し、その設定の完了が平成27年3月31日までに行われるとき（契約者の責めに寄らない理由により設定を完了できなかったときはこの限りではありません）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（付帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分		
手続きに関する料金		譲渡承認手数料
ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合
	第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
	第8種ホスティングサービスに関する工事の場合 付加機能に関する工事の場合	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合
		CPU及びメモリの追加に関する工事の場合
		蓄積できる容量の追加に関する工事の場合
		ネームサーバ変更に関する工事の場合
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合

ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	場合 汎用 J P ドメイン名又は 都道府県型 J P ドメイン 名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
	汎用 J P ドメイン名又は都道府県 型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金	
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	

3 附則 2 の場合において、別冊(ホスティングサービス)料金表第 2 表 1 (適用) の (2) 欄に規定する第 5 種ホスティングサービスおよび第 8 種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則 (平成26年 6 月12日 A C サ第400350号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月25日 V V サ第400162号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月25日 N S ク第400086号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月26日 N S オ第400093号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月26日 N S ク第400087号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月27日 N S ク第400090号)
この改正規定は、平成26年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成26年 6 月27日 N S オ第400097号)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年7月18日 V Vサ第400222号）

この改正規定は、平成26年7月22日から実施します。

附 則（平成26年7月25日 V V販第400156号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年7月28日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除

附 則（平成26年7月25日 V V販第400157号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年7月28日から実施します。

（第1種ドットフォンと第3種ドットフォンを同時に利用する場合の割引に関する経過措置）

- 2 当社が第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、以下この附則2から6において同じとします。）及び第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、以下この附則2から6において同じとします。）に係る料金その他の債務を一括して請求する方法（I P通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則2から6において同じとします。）に規定する統合請求の方法、共通編第34条の3に規定する当社が請求事業者に債権を譲渡し、請求事業者が請求する方法及び当社所定と異なる方法により請求する方法を除きます。以下この附則2から6において同じとします。）により請求している場合であって、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限り、以下この附則2から6において同じとします。）から平成26年7月28日から平成26年10月31日までの間にこの割引の申出があり、当社がその申出を承諾したときは、第3種ドットフォン契約に係る料金が適用される料金月に限り、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金（定額料に限り、以下この附則2から6において同じとします。）及びユニバーサルサービス料を適用しません。
- 3 この割引の適用を受ける第3種ドットフォン契約者がその割引に係る第1種ドットフォン契約を解除したことを当初が知った場合又はこの附則2に定める第1種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約に係る料金その他の債務を当社が一括して請求する方法以外の方法による請求を指定した場合、当社は、この割引の適用を解除します。
- 4 当社は、この割引の適用を受ける第3種ドットフォン契約者の第3種ドットフォン利用回線について、連続する12の料金月の各料金月のいずれにおいても発信又は着信がない場合、その第3種ドットフォン契約を解除する場合があります。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 7 月24日 ACサ第400601号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 7 月31日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

附 則（平成26年 8 月18日 NSオ第400145号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 8 月27日 NSオ第400154号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 9 月24日 NSオ第400185号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 9 月26日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 9 月26日 VVサ第400356号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 9 月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 9 月26日 NSオ第400187号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- (契約移行)
- 5 当社は、当社が締結している次表の左欄の契約について、契約移行日（この改正規定実施の日以後において、当社が契約ごとに行う通知に定める日をいいます。）をもって、同表の右欄の契約に移行します。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 タイプ2に係るもの イーサネット方式のものであって、10Mb/s（半二重）、10Mb/s（全二重）又は100Mb/sの品目に係るもの 第8種契約 タイプ1のコース1の料金プラン1に係るもの イーサネット方式のものであって、全ての品目に係るもの 第8種契約 タイプ1のコース2の料金プラン1に係るもの イーサネット方式のものであって、全ての品目に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第8種契約 タイプ2に係るもの イーサネット方式のものであって、100Mb/sの品目に係るもの 第8種契約 タイプ1のコース1の料金プラン2に係るもの イーサネット方式のものであって、100Mb/sの品目に係るもの 第8種契約 タイプ1のコース1の料金プラン2に係るもの イーサネット方式のものであって、100Mb/sの品目に係るもの
---	--

- 6 前項の規定による場合のほか、移行後の契約に係る細目等については、移行前の契約に係る細目等に相当するものとします。
- 7 移行後の契約に係る最低利用期間の起算開始日については、移行前の契約に係る最低利用期間の起算開始日を引き継ぎます。
- 8 前2項の規定にかかわらず、移行前後の契約に係る料金その他の提供条件について、IP通信網契約者と当社との間で別段の合意がある場合は、その定めるところによります。

附 則（平成26年9月30日 NSオ第400192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年9月30日 NSオ第400193号）

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則（平成26年9月30日 ACサ第400917号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第1種ホスティング契約のうち、契約者による第5種ホスティングサービス、第7種ホスティングサービス若しくは第8種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス（当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限りま

す。）の利用開始にあたり、その第1種ホスティング契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成26年10月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年9月30日 ACサ第400919号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成26年10月1日から平成26年10月31日までの間に、当社が平成26年10月1日付改正前の規定により提供しているメール・ウェブホスティングサービスを利用して

いる契約者から、第5種ホスティング契約、第7種ホスティング契約または第8種ホスティング契約の申込があった場合であって当社がその申込を承諾し、その設定の完了が平成26年10月31日までに

区 分		
手続きに関する料金		譲渡承認手数料
費 ネ ッ ト ワ ー ク 工 事	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合
	第7種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
	第8種ホスティングサー	利用の開始に関する工事の場合

ビスに関する工事の場合	D N S サーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合
	C P U 及びメモリの追加に関する工事の場合	
	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	
付加機能に関する工事の場合	ネームサーバ変更に関する工事の場合	
	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名又は都道府県型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
		登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金

3 附則 2 の場合において、別冊（ホスティングサービス）料金表第 2 表 1（適用）の（2）欄に規定する第 5 種ホスティングサービスおよび第 8 種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成26年10月 3 日 V V サ第400384号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月 6 日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年10月27日 V V サ第400433号）
この改正規定は、平成26年10月29日から実施します。

附 則（平成26年10月24日 V V 販第400272号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月30日から実施します。
（経過措置）

- 2 V V販第400157号（平成26年7月28日）の附則中、「平成26年10月31日まで」を「平成27年1月27日まで」に改めます。

附 則（平成26年10月31日 NS才第400224号）
この改正規定は、平成26年10月31日から実施します。

附 則（平成26年10月24日 V Vサ第400427号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成26年11月4日から平成27年4月17日までの間に第3種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー7に係るものに限りします。）に関する請求を行った場合であって、当社がその請求を承諾し、平成27年5月31日までにその提供を開始したとき（第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係る者に限りします。）の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）の工事費の扱いについては、次のとおりとします。
- ア 第3種シェアードIP-PBXサービスの付加機能（グループ発信機能（0035ビジネスモード）に限りします。）の提供の開始の請求を行った場合は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る別冊（シェアードIP-PBXサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-2（第3種シェアードIP-PBXサービスに関するもの）に規定する交換機等工事費のア（利用の開始に関する工事の場合）のIPセントレックス番号又はオンネット番号単位に行なう工事の場合の工事費及びイ（上記以外に関する工事の場合）のIPセントレックス番号又はオンネット番号単位に行なう工事の場合の工事費に規定するその請求に係る工事費を適用しません。
- イ 第3種シェアードIP-PBXサービス契約者（付加機能（グループ発信機能（0035ビジネスモード）に限りします。）の提供を受けている者に限りします。）が次表の左欄の請求を行った場合又は第3種シェアードIP-PBXサービス契約者（付加機能（グループ発信機能（0035ビジネスモード）に限りします。）の提供を受けている者を除きます。）が第3種シェアードIP-PBXサービスの付加機能（グループ発信機能（0035ビジネスモード）に限りします。）の提供の開始の請求と同時に同表の左欄の請求を行った場合は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る別冊（シェアードIP-PBXサービス）料金表第2表の2-2に規定する交換機等工事費についてそれらの請求に係る同表の右欄の工事費を適用しません。

IPセントレックス番号の登録に関する工事を伴う変更の請求	ア（利用の開始に関する工事の場合）のIPセントレックス番号又はオンネット番号単位に行なう工事の場合の工事費 イ（上記以外に関する工事の場合）のIPセントレックス番号又はオンネット番号単位に行なう工事の場合の工事費
付加機能（Web電話帳機能に限りします。）の提供の開始又は識別符号に関する工事を伴う変更の請求	ア（利用の開始に関する工事の場合）のWeb電話帳機能に関する工事の場合の工事費 イ（上記以外に関する工事の場合）のWeb電話帳機能に関する工事の場合の工事費

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年11月12日 N S ク第400294号）
この改正規定は、平成26年11月25日から実施します。

附 則（平成26年11月21日 V V サ第400495号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、改正前のN I 第901894号（平成22年3月10日）の附則3の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているI P電話番号等の提供を受けている第2種ドットフォン契約者のそのI P電話番号等に関する料金その他の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。ただし、改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービスの付加機能のうち番号情報送出機能タイプ1については新たに申込むことはできません。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年11月28日 N S オ第400256号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る品目等については、左欄の契約に係る品目等に相当するものとします。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー5又はカテゴリー6に係るもの タイプ4のコースG Fに係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー5又はカテゴリー6に係るもの タイプ4のコースG FのコースG F Sに係るもの
--	---

附 則（平成26年11月28日 N S オ第400258号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年11月28日 V Vサ第400521号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成26年12月1日 N Sオ第400258-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に、別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みを行った場合であって、その申込みを当社が承諾した時は1の第2種契約（タイプ6-3のコース1に係る者に限ります。）につき、1の追加契約者カードに限り、料金表第4（追加契約者カード利用料および発行手数料（音声通話機能付き契約者カード発行手数料に係るものに限ります。））に規定する音声通話機能付き契約者カード発行手数料を適用しません。

附 則（平成27年1月28日 V Vサ第400649号）

この改正規定は、平成27年1月29日から実施します。

附 則（平成27年1月30日 V Vサ第400653号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日より実施します。

この場合において、V Vサ第400384号（平成26年10月3日）の附則の1の規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月30日 V Vサ第400654号）

この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。

附 則（平成27年2月4日 A Cサ第401501号）

この改正規定は、平成27年2月5日から実施します。

附 則（平成27年2月5日 N Sオ第400320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月5日から実施します。ただし、別冊（（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））及び別冊（クローズドコンピュータ通信網サービス）で規定する事務手数料については、平成27年9月1日より実施します。

（経過措置）

- 2 平成27年2月5日から平成27年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限りま

ンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに500円（540円）（月額）を減額して適用します。

- 3 平成27年2月5日から平成27年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾し、その利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12
料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに200円（216円）（月額）を減額して適用します。
- 4 平成27年2月5日から平成27年8月31日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン
15に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾し、その利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料
金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに500円（540円）（月額）を減額
して適用します。
- 5 平成27年2月5日から平成27年8月31日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン
24に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾し、その利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料
金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに200円（216円）（月額）を減額
して適用します。
- 6 平成27年2月5日から平成27年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾し、平成27年9月30日までに
その利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）
の3（事務手数料の料金額）を適用しません。
- 7 平成27年2月5日から平成27年4月30日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾
し、平成27年9月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第
2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。
- 8 平成27年2月5日から平成27年3月31日までの間に、光アクセス回線（タイプ8
のコース1に係るものに限りま
す。）の申込みを当社が承諾し、平成27年9月30日ま
でにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2－
3－2（移転工事費）に規定する料金を次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額
(ア) タイプ8の メニュー1のプラ ン1からプラン3 及びプラン13から プランプラン15に 係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問 し、屋内配線を新たに設置す る工事	1の工事ごとに	9,000円 (9,720円)
	特定協定事業者が宅内に訪問 し、既設の屋内配線を利用す る工事	1の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
(イ) (ア) 以外 のもの	特定協定事業者が宅内に訪問 し、屋内配線を新たに設置す る工事	1の工事ごとに	7,500円 (8,100円)

	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1 の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
--	-------------------------------	----------	--------------------

9 平成27年2月5日から平成27年4月30日までの間に、光アクセス回線（タイプ8のコース1に係るものに限ります。）の申込みを当社が承諾し、平成27年9月30日までにその利用が開始されている場合であって、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2-3-1（新規開通工事費）に規定する料金が適用されている場合、次表に規定する額を料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から減額して適用します。

区 分		減額	減額の期間
(ア) タイプ8のメニュー1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	600円(648円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から30料金月
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	350円(378円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月
		250円(270円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々月から29料金月
	特定協定事業者が宅内に訪問しない工事	100円(108円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から20料金月

(イ) (ア) 以外のもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	500円 (540円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から30料金月
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	350円 (378円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月
		250円 (270円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々月から29料金月
	特定協定事業者が宅内に訪問しない工事	100円 (108円)	その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から20料金月

10 平成27年2月5日から平成27年5月31日までの間に、OCN 光 with フレッツ利用規約のOCN 光 with フレッツ契約者がその契約の解除を行い、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3に係るものに限ります。）を継続して利用する場合であって、共通編別記17の(3)に規定する特定協定事業者が光コラボレーションモデルにより提携する事業者（当社と提携する事業者を除きます。）の光アクセス回線を利用する事を当社が確認した場合、当社が別に定める期間について次表に規定する額を料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から減額して適用します。

OCN 光 with フレッツ利用規約に規定する契約の区分		第2種契約の定額料からの減額
タイプ1のもの	プラン4	250円 (270円)
	プラン6	90円 (97.2円)
	プラン7	140円 (151.2円)
	プラン8	250円 (270円)
	プラン10	90円 (97.2円)

タイプ 2 のもの	プラン11	90円 (97.2円)
	プラン12	90円 (97.2円)
	プラン 4	250円 (270円)
	プラン 6	90円 (97.2円)
	プラン 7	140円 (151.2円)
	プラン 8	250円 (270円)
	プラン10	90円 (97.2円)
	プラン11	90円 (97.2円)
	プラン12	90円 (97.2円)

11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成27年 2 月 5 日 V V サ第400672号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年 2 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則 (平成27年 2 月16日 N S オ第400331号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年 2 月16日から実施します。ただし、別冊 ((オープンコンピュータ通信網サービス (第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限りま
す)) で規定する第 2 種契約 (タイプ 8 のコース 2 に係るものに限りま
す。)) については、平成27年 6 月 1 日より実施します。

(経過措置)

2 平成27年 2 月16日から平成27年 5 月31日までの間に、第 2 種契約 (タイプ 8 のコース 2 に係るものに限りま
す。)) の申込みを当社が承諾した場合、当社は前項に規定する期日までの期間において、第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 1 からプラン 6 及びコース 3 のメニュー 1 のプラン 1 からプラン 4 に係るものに限りま
す。)) を提供し、実施期日より第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ 8 のコース 2 に係るものに限りま
す。)) を提供します。

3 平成27年 2 月16日から平成27年 5 月31日までの間に、OCN 光 w i t h フレッツ利用規約のOCN 光 w i t h フレッツ契約者がその契約の解除を行い、第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ 8 のコース 2 に係るものに限りま
す。)) の申込みを当社が承諾した場合、前項に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 1 からプラン 6 及びコース 3 のメニュー 1 のプラン 1 からプラン 4 に係るものに限りま
す。)) を提供する期間について次表に規定する額を料金表第 1 表 (料金) の 1 の 1 - 2 (料金額) に規定する定額料から減額して適用します。

OCN 光 w i t h フレッツ利用規約に規定する契約の 区分	第 2 種契約の定額 料からの減額
--------------------------------------	----------------------

タイプ 1 のもの	プラン 4	250円 (270円)
	プラン 6	90円 (97.2円)
	プラン 7	140円 (151.2円)
	プラン 8	250円 (270円)
	プラン10	90円 (97.2円)
	プラン11	90円 (97.2円)
	プラン12	90円 (97.2円)
タイプ 2 のもの	プラン 4	250円 (270円)
	プラン 6	90円 (97.2円)
	プラン 7	140円 (151.2円)
	プラン 8	250円 (270円)
	プラン10	90円 (97.2円)
	プラン11	90円 (97.2円)
	プラン12	90円 (97.2円)

- 4 平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、別記 4 の 2（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みに対し、その申込みを当社が承諾した時は 1 の第 2 種契約（タイプ 6－3 のコース 1 にかかるものに限ります。）につき、1 の追加契約者カードに限り、料金表第 4（追加契約者カード利用料および発行手数料（音声通話機能付き契約者カード発行手数料に係るものに限ります。））に規定する音声通話機能付き契約者カード発行手数料を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 2 月 24 日 N S ク第 400461 号）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 27 日から実施します。

附 則（平成 27 年 2 月 25 日 A C サ第 401606 号）

この改正規定は、平成 27 年 2 月 28 日から実施します。

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 28 日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第 1 表（料金）1－2－5 または別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第 1 表 4－2－6 に規定する付加機能のうちのウェブ機能の提供を平成 27 年 5 月 31 日をもって廃止します。この場合において、当社は同日をもって現に蓄積している情報の転送の停止および消去を行います。
- 3 当社は、前項の機能提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。

- 4 平成27年3月1日から平成27年5月31日までの間において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りま
す））料金表第1表（料金）1-2-5または別冊（オープンコンピュータ通信網サ
ービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表4
-2-6に規定するウェブ機能の付加機能利用料を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料
金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年2月28日 V Vサ第400730号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表左欄のサービ
スは、この改正規定実施の日において、同表右欄のサービスとみなして取扱います。

OCN ひかり電話サービス	NTT Comひかり電話サービス
	コース 1
メニュー 1	メニュー 1

- 4 削除
- 5 この改正規定実施の日以降、契約事業者の特定約款に規定するタイプ1（提供の
形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー2に係るものに限ります。）に相
当するNTT Comひかり電話サービスの契約申込み（ひかり電話転用に係るものに限り
ます。）を行うことができます。この場合において、当社は、その契約申込みに係る
NTT Comひかり電話サービスについては、共通編及び別冊（NTT Comひかり電話サービ
ス）に定めるメニュー2に係るものとみなして取り扱います。
- 6 削除
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス
の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月24日 A Cサ第401860号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 A Cサ第400601号（平成26年7月24日）の附則中、「平成27年3月31日まで」を
「平成27年5月31日まで」に改めます。

附 則（平成27年3月23日 N Sオ第400392号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ
スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月26日 NS 才第400413号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月30日 NS 才第400901号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成27年 4 月 1 日から平成27年 7 月31日までの間に、光アクセス回線（タイプ 8 のコース 1 に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成27年 1 月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第 2 表（工事に関する費用）の 2 の 2－3－2（移転工事費）に規定する料金を次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額
（ア）タイプ 8 のメニュー 1 のプラン 1 からプラン 3 及びプラン 13 からプランプラン 15 に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1 の工事ごとに	9,000円 (9,720円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1 の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
（イ）（ア）以外のもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1 の工事ごとに	7,500円 (8,100円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1 の工事ごとに	6,500円 (7,020円)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月26日 VV サ第400832号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定のうち次表左欄の事業者に係るものは、それぞれ同表右欄の事業者に係る規定とみなして取り扱います。この場合において、同表に定める事業者の契約約款の名称、契約の種別等及び締結する利用契約（この約款に規定するものに限り。）において変更（その事業者がこの改正規定実施の日において提供しているサービスに相当するサービスを提供することを目的として新たに契約約款を定める場合を含みます。）があったことを当社が知ったときは、当社は、それに応じたこの約款の変更を行うものとします。

ソフトバンク株式会社 ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ワイモバイル株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社
--	----------------

附 則（平成27年３月31日 ＡＣサ第401930号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月１日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第2種及び第4種ホスティング契約のうち、契約者による第8種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス（当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限り、）の利用開始にあたり、その第2種及び第4種ホスティング契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成27年5月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 前項の場合において、別段の合意がない限り、この改正規定実施後に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金の支払いを要しないものとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年３月31日 ＡＣサ第401930号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月１日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第1種ホスティング契約のうち、契約者による当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限り、）の利用開始にあたり、その第1種ホスティング契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成27年6月30日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 前項の場合において、別段の合意がない限り、この改正規定実施後に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金の支払いを要しないものとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年３月30日 ＶＶサ第400853号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月3日 NSオ第400449号）
この改正規定は、平成27年4月7日から実施します。

附 則（平成27年4月23日 NSク第500022号）
この改正規定は、平成27年4月24日から実施します。

附 則（平成27年4月30日 VVサ第500057号）
（実施期日）

1 この改正規定のうち2（経過措置）に係るものについては平成27年4月30日から、それ以外のものについては平成27年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月27日 NSク第500029号）
この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則（平成27年4月27日 NSオ第500022号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の前に販売した端末設備の修理の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった端末設備の販売に係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月30日 NSオ第500027号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年5月8日 VVサ第500064号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年5月11日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合において、右欄の契約に係る種類等については、左欄の契約に係る種類等に相当するものとし、料金については、種類等の変更の請求があった場合を除き、なお従

前のとおりとします。

NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－8に係るもの メニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1－1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－8に係るもの メニュー2に係るもの
NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－8に係るもの メニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1－1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－8に係るもの メニュー3に係るもの
NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－10に係るもの メニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1－1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－10に係るもの メニュー2に係るもの
NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－10に係るもの メニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1－1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－10に係るもの メニュー3に係るもの
NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－12に係るもの メニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1－1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1－12に係るもの メニュー2に係るもの

(2) (1)以外のもの NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1-12に係るもの メニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1-1のもの又は配線設備 多重装置を利用するもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン1-12に係るもの メニュー3に係るもの
(2) (1)以外のもの NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-8に係るもの メニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1のもの又はグレード2で あって配線設備多重装置を利用 するもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-8に係るもの メニュー2に係るもの
(2) (1)以外のもの NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-8に係るもの メニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1のもの又はグレード2で あって配線設備多重装置を利用 するもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-8に係るもの メニュー3に係るもの
(2) (1)以外のもの NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-10に係るもの メニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通 編別記17の(3)のイに定めるも のをいいます。）に定めるグレ ード1のもの又はグレード2で あって配線設備多重装置を利用 するもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-10に係るもの メニュー2に係るもの
(2) (1)以外のもの NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-10に係るもの メニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通	NTT Comひかり電話サービスに係る契約 コース2のプラン2-10に係るもの メニュー3に係るもの

編別記17の(3)のイに定めるものをいいます。)に定めるグレード1のもの又はグレード2であって配線設備多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	
NTT Comひかり電話サービスに係る契約コース2のプラン2-12に係るものメニュー2に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通編別記17の(3)のイに定めるものをいいます。)に定めるグレード1のもの又はグレード2であって配線設備多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約コース2のプラン2-12に係るものメニュー2に係るもの
NTT Comひかり電話サービスに係る契約コース2のプラン2-12に係るものメニュー3に係るもの (1) 契約事業者の特定約款（共通編別記17の(3)のイに定めるものをいいます。)に定めるグレード1のもの又はグレード2であって配線設備多重装置を利用するもの (2) (1)以外のもの	NTT Comひかり電話サービスに係る契約コース2のプラン2-12に係るものメニュー3に係るもの

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年5月27日 N S 才第500057号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年6月1日 A C 才第500216号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日において、改正前のA C 才第401606号（平成27年2月25日）の附則2および4の規定は、それぞれ次の3および4のとおり読み替えるものと

します。

- 3 当社は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表（料金）1－2－5、または別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表4－2－6、に規定する付加機能のうちのウェブ機能の当社サーバへのコンテンツのアップロード、ダウンロードおよびホームページのウェブ上での表示を平成27年6月1日以降順次停止し、ウェブ機能の提供を平成27年6月30日をもって廃止します。
- 4 平成27年3月1日から平成27年6月30日までの間において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表（料金）1－2－5または別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表4－2－6に規定するウェブ機能の付加機能利用料を適用しません。

附 則（平成27年6月18日 V Vサ第500173-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月22日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
3 削除
4 削除
5 削除

附 則（平成27年6月18日 V Vサ第500171号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月24日 V Vサ第500187号）

この改正規定は、平成27年6月24日から実施します。

附 則（平成27年6月29日 V Vサ第500208号）

この改正規定は、平成27年6月29日から実施します。

附 則（平成27年6月29日 V Vサ第500207号）

この改正規定は、平成27年6月30日から実施します。

附 則（平成27年6月30日 A Cサ第500357号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日において、改正前のA Cサ第401606号（平成27年2月25日）の附則2および4の規定は、それぞれ次の3および4のとおり読み替えるものとします。
- 3 当社は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表（料金）1－2－5、または別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表4－2－6、に規定する付加機能のうちのウェブ機能の当社サーバへのコンテンツのアップロード、ダウンロードおよびホームページのウェブ上での表示を平成27年6月1日以降順次停止し、ウェブ機能の提供を平成27年7月31日をもって廃止します。

4 平成27年3月1日から平成27年7月31日までの間において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表（料金）1-2-5または別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表4-2-6に規定するウェブ機能の付加機能利用料を適用しません。

附 則（平成27年6月18日 V Vサ第500173-2号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

附 則（平成27年6月25日 N Sク第500090号）
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月29日 A Cサ第500354号）
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年7月23日 N Sオ第500104号）
この改正規定は、平成27年7月27日から実施します。

附 則（平成27年7月28日 V Vサ第00001046号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年7月29日 V Vサ第00001366号）
この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年7月31日 N S販第500154号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光アクセス回線（タイプ8のコース1に係るものに限り、）の申込みを当社が承諾し、平成28年3月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2-3-2（移転工事費）に規定する料金を次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額
（ア）タイプ8のメニュー1のプラン1からプラン3	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	9,000円 (9,720円)

及びプラン13から プランプラン15に 係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問 し、既設の屋内配線を利用す る工事	1 の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
(イ) (ア) 以外 のもの	特定協定事業者が宅内に訪問 し、屋内配線を新たに設置す る工事	1 の工事ごとに	7,500円 (8,100円)
	特定協定事業者が宅内に訪問 し、既設の屋内配線を利用す る工事	1 の工事ごとに	6,500円 (7,020円)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月12日 NS才第500121号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月28日 VVサ第00003251号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月28日 VVサ第00003253号）

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

附 則（平成27年8月31日 VVサ第00003293号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月31日 NS才第500133号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成27年8月31日 NS販第500180号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成27年9月1日から平成28年1月5日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約(タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限りま
す。)の申込みを当社が承諾し、平成28年2月5日までにその利用が開始された場合は、その第
2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12
料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約
者識別符号ごとに450円(486円)(月額)を減額して適用します。
- 3 平成27年9月1日から平成28年1月5日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約
(タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限りま
す。)の申込みを当社が承諾し、平成28年2月5日までにその利用が開始された場合は、その第
2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12
料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約
者識別符号ごとに150円(162円)(月額)を減額して適用します。
- 4 平成27年9月1日から平成28年1月5日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約
(タイプ8のコース1に係るものに限りま
す。)の申込みを当社が承諾し、平成28年2月5日
までにその利用が開始された場合は、料金表第1表(料金)第2(手続きに関する料金)の3
(事務手数料の料金額)を適用しません。なお利用が開始された日を含む料金月に解約された
場合は料金表第1表(料金)第2(手続きに関する料金)の3(事務手数料の料金額)を適用
します。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成27年6月18日 VVサ第500173-3号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成27年9月30日 NSオ第500171号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約
は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

この場合、右欄の契約に係る回線契約の種類については、左欄の契約に係る回線契約の種類に相当するものとします。

第3種オープンコンピュータ通信網サービス 大量通信制御機能	第3種オープンコンピュータ通信網サービス 大量通信制御機能（タイプ0に係るもの）
第5種オープンコンピュータ通信網サービス 大量通信制御機能	第5種オープンコンピュータ通信網サービス 大量通信制御機能（タイプ0に係るもの）

附 則（平成27年9月30日 N S 販第500227号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に、光アクセス回線（タイプ8のコース1に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成28年6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2-3-2（移転工事費）に規定する料金を次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額
（ア）タイプ8のメニュー1のプラン1からプラン3及びプラン13からプランプラン15に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	9,000円 (9,720円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
（イ）（ア）以外のもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	7,500円 (8,100円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事ごとに	6,500円 (7,020円)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年10月31日 N S オ第500197号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年11月10日 NSオ第500214号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年11月13日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年11月25日 NSオ第500232号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月17日 NS販第500340号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月4日から実施します。
（経過措置）
2 平成28年1月4日から平成29年3月31日までの間に、東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）と電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限り、）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成29年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに300円（330円）（月額）を減額して適用します。ただし、当該減額は、平成28年4月1日以降の料金月に対して適用されるものとし、平成28年4月1日より前の料金月に対しては、適用されないものとします。この場合、減額の適用が開始された料金月から36料金月につき、減額が適用されます。
3 平成28年1月4日から平成29年3月31日までの間に、東京ガスと電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限り、）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成29年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。ただし、当該減額は、平成28年4月1日以降の料金月に対して適用されるものとし、平成28年4月1日より前の料金月に対しては、適用されないものとします。この場合、減額の適用が開始された料金月から36料金月につき、減額が適用されます。
4 IP通信網契約者（第2種契約者に限り、以下この附則において同じとします。）は、東京ガスとIP通信網契約者が締結する電気に関する契約の解約について、東京ガスより通知があった場合、前2項に規定した減額の適用を解除することについて、同意していただきます。
5 IP通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用又は解除する場合において、当社がそのIP通信網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限り、）を東京ガスに通知することについて、同意していただきます。

- 6 平成 28 年 1 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 に係るものに限り。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 29 年 6 月 30 日までにその利用が開始された場合は、料金表第 1 表（料金）第 2（手続きに関する料金）の 3（事務手数料の料金額）を適用しません。なおただし、利用が開始された日を含む料金月に第 2 種契約が解約された場合は料金表第 1 表（料金）第 2（手続きに関する料金）の 3（事務手数料の料金額）を適用します。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日 NS 才第 500255 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 25 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

V B B S 機能	セキュリティ機能（V B B S タイプに係るもの）
------------	----------------------------

附 則（平成 27 年 12 月 22 日 NS 才第 500256 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 NS 才第 300411 号（平成 26 年 2 月 25 日）の附則の 2 を平成 28 年 1 月 1 日をもって次のとおり変更します。
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。）の付加機能（選択型パケットフィルタリング機能に限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日 NS 才第 500258 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合において右欄の契約に係る品目については、左欄の契約に係る品目に相当するものとし、料金については、品目等の変更の請求があった場合を除き、なお従前のとおりとします。

第 8 種契約 タイプ 1 コース 2 料金プラン 2	第 8 種契約 タイプ 1 コース 2
--------------------------------------	---------------------------

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月24日 NSク第500320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき締結した次表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

I P 通信網サービス契約約款（共通編）及び別冊（クローズドコンピュータ通信網サービス） クローズドコンピュータ通信網サービス	Universal Oneサービス契約約款（第6編） Universal Oneサービス第4種
--	--

- 3 NSク第300340号（平成26年3月25日）の附則の2から4までの規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により締結された契約に係る期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、この附則の2の表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月24日 VVサ第00011223号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附 則（平成28年1月5日 NS販第500353号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月6日から実施します。
- （経過措置）
- 2 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限ります。）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに450円（486円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限ります。）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに150円（162円）（月額）を減額して適用します。
- 4 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限ります。）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場

合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに450円（486円）（月額）を減額して適用します。

5 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限り、）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに150円（162円）（月額）を減額して適用します。

6 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限り、）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（契約手数料の料金額）を適用しません。なお利用が開始された日を含む料金月に解約された場合は料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（契約手数料の料金額）を適用します。

7 平成28年1月6日から平成28年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限り、）の申込みを当社が承諾し、平成28年10月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2－3－1（新規開通工事費）に規定する料金から次表に規定する額を減額して適用します。

区 分		減額	減額の期間
(ア)タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	9,000円 (9,720円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に1,500円。2回目以降31回目の請求の時に250円。
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	3,800円 (4,104円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に800円。2回目以降31回目の請求の時に100円。
	特定協定事業者が宅内に訪問しない工事	1,000円 (1,080円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、その初回請求の時。
(イ)(ア)以外のもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	7,500円 (8,100円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に1,500円。2回目以降31回目の請求の時に200円。

	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	3,800円 (4,104円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に800円。2回目以降31回目の請求の時に100円。
	特定協定事業者が宅内に訪問しない工事	1,000円 (1,080円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、その初回請求の時。

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 1 月 12 日 V V 令第 00012098 号）
この改正規定は、平成 28 年 1 月 13 日から実施します。

附 則（平成 28 年 1 月 12 日 N S 令第 500266 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 13 日から実施します。
（経過措置）

2 平成 28 年 1 月 13 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間に、第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 のプラン 2 5 又はプラン 2 6 に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成 28 年 10 月 31 日までにその利用が開始された場合は、料金表第 2 表（工事に関する費用）の 2 の 2－3－1（新規開通工事費）に規定する料金から次表に規定する額を減額して適用します。

区分		減額	減額の期間
(ア) タイプ 8 のコース 1 のプラン 25 及びプラン 26 に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	9,000円 (9,720円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に1,500円。2回目以降31回目の請求の時に250円。
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	3,800円 (4,104円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。
			新規開通工事費を分割して請求する場合は、初回請求の時に800円。2回目以降31回目の請求の時に100円。
	特定協定事業者が宅内に訪問しない工事	1,000円 (1,080円)	新規開通工事費を一括して請求する場合は、その請求額の時。

			新規開通工事費を分割して請求する場合は、その初回請求の時。
--	--	--	-------------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 1 月 12 日 NS 販第 500267 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 13 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成 28 年 1 月 13 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、ADSL セット（第 2 種契約のうち、タイプ 2 のコース 2－2 に係るものとします。以下、本附則において同じとします。）から第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 のプラン 1 からプラン 3 及びプラン 13 からプラン 15、およびプラン 25、26 に係るものに限りします。）への申込みを当社が承諾し、平成 29 年 8 月 31 日までにその利用が開始された場合は、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から 12 料金月について、料金表第 1 表（料金）の 1 の 1－2（料金額）に規定する定額料から 1 契約者識別符号ごとに 800 円（864 円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成 28 年 1 月 13 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、ADSL セットから第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 のプラン 4 からプラン 12 及びプラン 16 からプラン 24 に係るものに限りします。）への申込みを当社が承諾し、平成 29 年 8 月 31 日までにその利用が開始された場合は、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から 12 料金月について、料金表第 1 表（料金）の 1 の 1－2（料金額）に規定する定額料から 1 契約者識別符号ごとに 500 円（540 円）（月額）を減額して適用します。
- 4 平成 28 年 1 月 13 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に ADSL セットから第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 に係るものに限りします）の申込みを当社が承諾し、平成 29 年 8 月 31 日までにその利用が開始された場合は、料金表第 1 表（料金）第 2（手続きに関する料金）の 3（契約手数料の料金額）を適用しません。
なお利用が開始された日を含む料金月に解約された場合は料金表第 1 表（料金）第 2（手続きに関する料金）の 3（契約手数料の料金額）を適用します。
- 5 平成 28 年 1 月 13 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に ADSL セットから第 2 種契約（タイプ 8 のコース 1 に係るものに限りします）の申込みを当社が承諾し、平成 29 年 8 月 31 日までにその利用が開始された場合は、料金表第 2 表（工事に関する費用）の 2 の 2－3－1（新規開通工事費）を適用しません。
- 6 平成 28 年 1 月 13 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に ADSL セットから第 2 種契約（タイプ 6 のコース 3－1 に係るものに限りします）の申込みを当社が承諾し、平成 29 年 8 月 31 日までにその利用が開始された場合は、料金表第 2 表（工事に関する費用）の 2 の 2－2（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始に関する工事費）を適用しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日 VV サ第 00012489 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 22 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年1月19日 NSク第500339号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年1月28日 NSオ第500289号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の電気通信サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の電気通信サービスとみなして取り扱います。

IPバックボーンサービス ISPプラットフォームサービス センタータイプ	IPバックボーンサービス ISPプラットフォームサービス センタータイプ（網型タイプに係るもの）
IPバックボーンサービス ISPプラットフォームサービス 他網接続タイプ	IPバックボーンサービス ISPプラットフォームサービス 他網接続タイプ（網型タイプに係るもの）

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年1月29日 NSオ第500294号）
この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年2月22日 NSオ第500320号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年2月24日 NSオ第500326号）
この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

附 則（平成28年2月25日 NSオ第500329号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の電気通信サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の電気通信サービスとみなして取り扱います。

I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス OCNタイプ	I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス OCNタイプ (コース1に係るもの)
I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス GINタイプ1	I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス GINタイプ1 (コース1に係るもの)
I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス GINタイプ2	I Pバックボーンサービス インターネットGWサービス GINタイプ2 (コース1に係るもの)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成28年2月26日 NS販第500439号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成28年3月1日から平成28年5月31日までの間に、光アクセス回線 (タイプ8のコース1に係るものに限り) の申込みを当社が承諾し、平成28年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表 (工事に関する費用) の2の2-3-2 (移転工事費) に規定する料金を次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額
(ア) タイプ8のメニュー1のプラン1からプラン3、プラン13からプラン15、プラン25及びプラン26に係るもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	9,000円 (9,720円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事ごとに	6,500円 (7,020円)
(イ) (ア) 以外のもの	特定協定事業者が宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	7,500円 (8,100円)
	特定協定事業者が宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事ごとに	6,500円 (7,020円)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年2月29日 NSオ第500332号）
（実施期日）

この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

附 則（平成28年2月29日 NSオ第500333号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－5（付加機能利用料）のIP v 6トンネリング機能を、平成28年5月31日をもって廃止します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月16日 VVサ第00019821号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月11日 VVサ第00018634号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月25日 ACサ第00022110号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3 月18日 NSオ第500352号）
この改正規定は、平成28年 3 月31日から実施します。

附 則（平成28年 3 月14日 NSク第500444号）
この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成28年 3 月24日 NSオ第500359号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
4 NSオ第400187号（平成26年 9 月26日）の附則の 2 及びNSオ第500258号（平成27年12月24日）の附則の 2 を平成28年 4 月 1 日をもって削除します。

附 則（平成28年 3 月24日 NSオ第500360号）
この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成28年 3 月25日 VVサ第00022307号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3 月28日 VVサ第00022901号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 4 月26日 NSオ第00033146号）
この改正規定は、平成28年 4 月28日から実施します。

附 則（平成28年 5 月20日 VVサ第00039125号／NSオ第00039472号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成28年 5 月21日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年5月17日 ACサ第00038087号）

この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

附 則（平成28年5月26日 VVサ第00041443号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年5月30日 VVサ第00042538号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年5月31日 NSオ第00042733号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年5月31日 NS販第00042734号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成28年6月1日から平成28年8月31日までの間に、第2種契約（タイプ6の3 コース1 メニュー1 プラン1に係るものに限り）の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から12料金月について料金表第1表（料金）第1 利用料金の(5)の3(タイプ6-3の区分に係る料金の適用)のクに規定する区分に対し次表に規定する内容を適用します。

ただし、平成28年6月1日から平成28年6月30日までの間に、第2種契約（タイプ6の

3 コース1 メニュー1 プラン1に係るものに限り）の15GB/月の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について料金表第1表（料金）第1 利用料金の(5)の3(タイプ6-3の区分に係る料金の適用)のクに規定する区分に対し次表に規定する内容を適用します。

区分	内容
110MB/日	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1310720パケットに設定するもの
170MB/日	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1802240パケットに設定するもの
3GB/月	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を33554432パケットに設定するもの
5GB/月	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を50331648パケットに設定するもの
10GB/月	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を92274688パケットに設定するもの
15GB/月	1暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を134217728パケットに設定するものであって予め通信速度の上限を500kbp/sに設定するもの

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年6月1日 NSオ第00043847号）
この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

附 則（平成28年6月28日 NSオ第00055458号）
この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則（平成28年7月29日 VVサ第00067944号）
（実施期日）

1 この規約は、平成28年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年7月28日 NS販第00068384号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に、第2種契約（タイプ6の3 コース1 メニュー1プラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るもの）に限り、以下の申込みを行い、平成28年10月14日までにその申込を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2料金月について、料金表 第1表（料金）第1 利用料金 1-2-2 定額利用料の(4)の3 タイプ6-3のもの（ア）コース1のもの（ア）メニュー1のものに規定する料金額から1 契約者識別符号

ごとに700円（756円）（月額）を減額して適用します。

- 3 平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に、別記4の2(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に規定する申し込みを行った場合（音声通話機能付き契約者カード発行手数料に係るものに限り。）であって、その申し込みを当社が承諾した時は第2種契約につき、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4（追加契約者カード利用料および発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する音声通話機能付き契約者カード発行手数料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年8月8日 NSオ第00071885号）
この改正規定は、平成28年8月9日から実施します。

附 則（平成28年8月31日 ACサ第00078958号）
この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

附 則（平成28年8月31日 NSオ第00078702号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に、ADSLセット(第2種契約のうち、タイプ2のコース2-2に係るものとします。以下、本附則において同じとします。)から第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15、およびプラン25、26、コース3のプラン1から3及びプラン13から15に係るものに限り。）への申込みを当社が承諾し、平成29年8月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに800円（864円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に、ADSLセットから第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24、コース3のプラン3から12及び16から24に係るものに限り。）への申込みを当社が承諾し、平成29年8月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに500円（540円）（月額）を減額して適用します。
- 4 平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間にADSLセットから第2種契約（タイプ8のコース1、コース3に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成29年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（契約手数料の料金額）を適用しません。
なお、利用が開始された日を含む料金月に解約された場合は料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（契約手数料の料金額）を適用します。
- 5 平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間にADSLセットから第2種契約（タイプ8のコース1、コース3に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成29年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2-3-1（新規開通工事費）を適用しません。

附 則（平成28年 9 月 9 日 V Vサ第00083028号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 9 月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 9 月16日 N Sオ第00086121号）

この改正規定は、平成28年 9 月20日から実施します。

附 則（平成28年 9 月29日 N Sオ第00090966号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月 3 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係る I S Pプラットフォームサービスの通信の区分及び品目等については、左欄の契約に係る I S Pプラットフォームサービスの通信の区分及び品目等に相当するものとします。

I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 センタータイプに係るもの 網型タイプに係るもの	I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 網型タイプに係るもの センタータイプに係るもの
I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 センタータイプに係るもの 線型タイプに係るもの	I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 線型タイプに係るもの センタータイプに係るもの
I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 他網接続タイプに係るもの 網型タイプに係るもの	I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 網型タイプに係るもの 他網接続タイプに係るもの
I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 他網接続タイプに係るもの 線型タイプに係るもの	I Pバックボーン契約 I S Pプラットフォーム契約 線型タイプに係るもの 他網接続タイプに係るもの

附 則（平成28年10月14日 V Vサ第00097365号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月17日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年10月27日 N Sオ第00103881号）

この改正規定は、平成28年11月 1 日から実施します。

ただし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュー

タ通信網サービスを除きます) 料金表第1表(料金)第1(利用料金)4(第6種契約に係るもの)4-1(適用)(2)ア(イ)Dの備考3に係る部分については、平成29年2月1日より実施します。

附 則(平成28年10月27日 NS才第00103886号)
この改正規定は、平成28年11月1日より実施します。

附 則(平成28年10月28日 NS才第00104774号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係るインターネットGWの通信の区分及び品目等については、左欄の契約に係るインターネットGWサービスの通信の区分及び品目等に相当するものとします。

I Pバックボーン契約 インターネットGW契約	I Pバックボーン契約 インターネットGW契約 通常メニューに係るもの
----------------------------	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成28年11月10日 NS才第00109384号)
この改正規定は、平成28年11月14日から実施します。

附 則(平成28年11月28日 NS販第00115460号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間に、第2種契約(タイプ8のコース1及びコース3の、プラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るもので、かつ当該プランに対して、料金表第1表(料金)の1の1-1(適用)(24)定期利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用(カ)に定める定期利用の申出がなされた場合に限り、)の申込みを当社が承諾し、平成29年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに1,450円(1,566円)(月額)を減額して適用します。
- 3 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間に、第2種契約(タイプ8のコース1及びコース3の、プラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るもので、かつ当該プランに対して、料金表第1表(料金)の1の1-1(適用)(24)定期利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用(カ)に定める定期利用の申出がなされた場合に限り、)の申込みを当社が承諾し、平成29年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに800円(864円)(月額)を減額して適用します。

- 4 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1及びコース3の、プラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るもので、かつ当該プランに対して、料金表第1表（料金）の1の1－1（適用）（24）定期利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用（カ）に定める定期利用の申出がなされた場合に限り。）の申込みを当社が承諾し、平成29年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに700円（756円）（月額）を減額して適用します。
- 5 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間に、光アクセス回線転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1及びコース3の、プラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るもので、かつ当該プランに対して、料金表第1表（料金）の1の1－1（適用）（24）定期利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用（カ）に定める定期利用の申出がなされた場合に限り。）の申込みを当社が承諾し、平成29年10月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに400円（432円）（月額）を減額して適用します。
- 6 この改正規定第2項から第5項のいずれか適用がある第2種契約の契約者について、(1) 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間にこの改正規定第2項から第5項のいずれかの申込みとあわせて新たに第2種契約（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るものに限り。）の申込みが、改正規定第2項から第5項のいずれかの申込みより30日前までになされ、若しくは当該申込みより30日以内になされ（ただし、いずれの場合も平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間の申込みに限ります）、かつ当社がその申し込みを平成29年10月31日までに承諾した場合で、かつ(2) 新たに申し込みがなされたその第2種契約にかかる複数回線複合割引の申込みについて平成28年12月1日から平成29年10月31日までの間にその申込がなされた場合は、この改正規定第2項から第5項のいずれか適用がある第2種契約にかかる第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日、または複数回線複合割引の申込みがなされた日のいずれか遅い方の日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、この改正規定第2項から第5項のいずれか適用がある第2種契約にかかる第2種オープンコンピュータ通信網サービスにおける料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに300円（324円）（月額）を減額して適用します。
- 7 附則（平成28年1月12日 NS販第500267号）のいずれか適用がある第2種契約の契約者については、この改正規定は適用されません。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年11月29日 NS才第00116500号）

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附 則（平成28年11月30日 VVサ第00116843号）

この改正規定は、平成28年11月30日から実施します。

附 則（平成28年11月30日 NS販第00116881号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成28年12月1日から平成29年4月30日までの間に、第2種契約（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1に係るものに限ります）の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から12料金月について料金表第1表（料金）第1 利用料金の(5)の3（タイプ6－3の区分に係る料金の適用）のクに規定する区分に対し次表に規定する内容を適用します。

区分	内容
110MB/日	1 暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1310720パケットに設定するもの
170MB/日	1 暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1802240パケットに設定するもの
3GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を33554432パケットに設定するもの
5GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を50331648パケットに設定するもの
10GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を92274688パケットに設定するもの
15GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を134217728パケットに設定するものであって予め通信速度の上限を500kbpsに設定するもの

3 平成28年12月1日から平成29年5月14日までの間に、第2種契約（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るものに限ります。以下、本附則において同じとします。）について行われた申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2料金月について、料金表 第1表（料金）第1 利用料金 1－2－2 定額利用料の(4)の3 タイプ6－3のもの（ア）コース1のもの（ア）メニュー1のものに規定する料金額から1 契約者識別符号ごとに700円（756円）（月額）を減額して適用します。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月2日 VVサ第00117979号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年12月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、第35条の4（利用限度額の設定）の規定については、この改正規定実施の日を含む料金月におけるダイヤルアウト通信料の月額累計額について、この改正規定実施の日より前の日に行われたダイヤルアウト通信に係るダイヤルアウト通信料を除外して適用します。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月14日 V Vサ第00123037号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月15日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。
ただし、第3種ドットフォン契約者から国際通信を利用しない旨の申し出があった場合はこの限りではありません。

第3種ドットフォンサービス タイプ6	第3種ドットフォンサービス タイプ6（付加機能（国際電話発信機能に限ります。）の提供を受けるものに限ります。）
-----------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月20日 N Sオ第00125810号）
この改正規定は、平成28年12月26日から実施します。

附 則（平成28年12月22日 V Vサ第00127035号）
この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。

附 則（平成29年1月6日 N Sオ第00131047号）
この改正規定は、平成29年1月6日から実施します。

- 附 則（平成29年1月23日 N Sク第00136147号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成29年1月23日より実施します。
（経過措置）
- 2 N Sオ第500171号（平成27年9月30日）の附則2の表中、「タイプ1に係るもの」を「タイプ0に係るもの」に改めます。

附 則（平成29年2月1日 N Sオ第00138666号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 附 則（平成28年11月30日 N S販第00116881号）の2の表に規定する区分及び内容を以下の区分及び内容に変更して適用します。

区分	内容
110MB/日	1 暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1310720パケットに設定するもの
170MB/日	1 暦日におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を1802240パ

	ケットに設定するもの
3GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を33554432パケットに設定するもの
6GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を58720256パケットに設定するもの
10GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を92274688パケットに設定するもの
15GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を134217728パケットに設定するものであって予め通信速度の上限を500kb/sに設定するもの
20GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を176160768パケットに設定するもの
30GB/月	1 暦月におけるモバイルアクセスに係る累計パケット数を260046848パケットに設定するもの

- 3 平成29年2月1日から平成29年4月30日までの間に、別記4の2(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に規定する申し込みを行った場合であって、その申し込みを当社が承諾した時は第2種契約につき、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4 (追加契約者カード利用料および発行手数料) 3 (追加契約者カード発行手数料)に規定する発行手数料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成29年1月30日 NSオ第00139582号)
この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

附 則 (平成29年1月30日 VVサ第00139962号)
この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

附 則 (平成29年2月8日 NSオ第00143850号)
この改正規定は、平成29年2月10日から実施します。

附 則 (平成29年2月27日 NSオ第00152724号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付帯サービスとみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの 回線制御装置の提供 回線制御装置の種別がボイスゲートウェイ型に係るもの	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの 回線制御装置の提供 回線制御装置の種別がBBルーター型に係るもの
---	--

附 則 (平成29年3月23日 VVサ第00168202号)
この改正規定は、平成29年3月23日から実施します。

附 則（平成29年 3 月10日 N S 販第00160351号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）と電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限ります。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに300円（330円）（月額）を減額して適用します。

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、東京ガスと電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限ります。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。

4 I P 通信網契約者（第2種契約者に限ります。以下この附則において同じとします。）は、東京ガスとI P 通信網契約者が締結する電気に関する契約の解約について、東京ガスより通知があった場合、前2項に規定した減額の適用を解除することについて、同意していただきます。

5 I P 通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用又は解除する場合において、当社がそのI P 通信網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限ります）を東京ガスに通知することについて、同意していただきます。

6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限ります。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。ただし、利用が開始された日を含む料金月に第2種契約が解約された場合は料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用します。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年 3 月14日 N S オ第00161978号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 NSオ第500121号（平成27年8月12日）の附則の2を削除します。

附 則（平成29年3月17日 NSオ第00165010号）
この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171889号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 NSク第500320号（平成27年12月24日）の附則の3のただし書きを削除します。

附 則（平成29年3月29日 VVサ第00172998号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年4月7日 VVサ第00179071号）
この改正規定は、平成29年4月7日から実施します。

附 則（平成29年4月12日 NSク第00180495号）
この改正規定は、平成29年4月17日から実施します。

附 則（平成29年4月14日 NSオ第00181398号）
この改正規定は、平成29年4月17日から実施します。

附 則（平成29年4月25日 VVサ第00185242号）
この改正規定は、平成29年4月25日から実施します。

附 則（平成29年4月19日 NSオ第00183019号）
この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年4月26日 NSク第00186269号）
この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年4月27日 NSオ第00186847号）
この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年4月27日 NS販00186999号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成29年5月1日から平成29年6月30日までの間に、別記4の2
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に規定する申し込みを行った場合であって、その申し込みを当社が承諾した時は第2種契約につき、料金表第3表付帯サービスに関する料金第4(追加契約者カード利用料および発行手数料)3(追加契約者カード発行手数料)に規定する発行手数料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年4月27日 NS販第00186848号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成29年5月2日から平成29年11月30日までの間に、株式会社NTTぷららから当社に第2種契約(タイプ6-3 コース1 メニュー1に係るものに限りします。)の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾した場合は、料金表第2表(工事費)第2(工事費の額)の2-2(第2種オープンコンピュータ通信網サービス(モバイルアクセスに係るものに限りします。))の提供の開始に関する工事費)を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年4月18日 NS販第00182657号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成29年5月18日から平成30年3月31日までの間に、東北電力株式会社(以下「東北電力」といいます。)から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約(タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限りします。)の申込みが取り次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに300円(330円)(月額)を減額して適用します。
- 3 平成29年5月18日から平成30年3月31日までの間に、東北電力から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約(タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限りします。)の申込みが取り次がれた場合であって、当社がその申し込み承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月について、料金表第1表(料金)の1の1-2(料金額)に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円(110円)(月額)を減額して適用します。
- 4 IP通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用する場合において、当社

がその I P 通信網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限ります）を東北電力に通知することについて、同意していただきます。

- 5 平成29年5月18日から平成30年3月31日までの間に、東北電力から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限り）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。ただし、利用が開始された日を含む料金月に第2種契約が解約された場合は料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用します。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年5月25日 V V サ第00196371号）
この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

附 則（平成29年6月1日 N S オ第00198875号）
この改正規定は、平成29年6月5日から実施します。

附 則（平成29年6月6日 V V サ第00200485号）
この改正規定は、平成29年6月6日から実施します。

附 則（平成29年6月6日 V V サ第00200570号）
この改正規定は、平成29年6月6日から実施します。

附 則（平成29年6月22日 A C サ第00207393号）
この改正規定は、平成29年6月30日から実施します。

附 則（平成29年6月9日 N S 販第00202346号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成29年7月1日から平成29年7月31日までの間に、第2種契約（タイプ6の3 コース1 メニュー1プラン1に係るもので、かつ音声通話機能付契約者カードに係るものに限り。以下、本附則において同じとします。）のについて行われた申込みを当社が承諾し、平成29年8月14日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について、料金表 第1表（料金）第1 利用料金 1-2-2 定額利用料の(4)の3 タイプ6-3のもの(ア) コース1のもの (ア)メニュー1のものに規定する料金額から1 契約者識別符号ごとに300円（324円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成29年7月1日から別記4の2(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に規定する申し込みを行った場合であって、その申し込みを当社が承諾した時は第2種契約につき、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4（追加契約者カード利用料および発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年6月27日 NSク第00209468号）
この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則（平成29年6月28日 VVサ第00210114号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定中、株式会社アイ・ピー・エスに係る事項については、当社と株式会社アイ・ピー・エスとの間で締結する相互接続協定に基づき株式会社アイ・ピー・エスがサービスの提供を開始した日から適用するものとします。

附 則（平成29年7月20日 VVサ第00218211号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月22日から実施します。
- 2 VVサ第00210114号（平成29年6月28日）の附則中、「当社と株式会社アイ・ピー・エスとの間で締結する相互接続協定に基づき株式会社アイ・ピー・エスがサービスの提供を開始した日」については、「平成29年7月7日」として適用します。

附 則（平成29年7月20日 VVサ第00218211-2号）
この改正規定は、平成29年7月22日から実施します。

附 則（平成29年7月22日 NSオ第00218823号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのIPv6（IPoE）方式による通信の利用については、次に掲げる条件を満たすものに限り、順次提供します。
（1）第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ8の申込み等があったもの。
（2）（1）の申込み等に基づき、この改正規定実施の日以後、当社においてIPv6（IPoE）方式による通信の疎通が可能となったもの。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係るオープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るオープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目に相当するものとします。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ3に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ3に係るもの PPPoE接続に係るもの
オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ4に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ4に係るもの PPPoE接続に係るもの

附 則（平成29年 8 月29日 V Vサ第00231727号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年 8 月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年 9 月 7 日 N Sオ第00235600号）
この改正規定は、平成29年 9 月11日から実施します。

附 則（平成29年 9 月27日 V Vサ第00245260号）
この改正規定は、平成29年 9 月28日から実施します。

附 則（平成29年 9 月22日 V Vサ第00242132号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年10月 1 日より実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次のサービスに係るドットフォン契約については、そのドットフォン契約に係る I P 電話番号ごとに、平成30年 1 月 1 日を以て付加機能（国際電話利用休止機能に限り）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。
ただし、この改正規定実施の日から平成29年12月31日までの間に、そのサービス又はそのサービスに係る I P 電話番号又は追加番号から国際通信（発信に限り）を利用した場合及びそのドットフォン契約者から国際通信を利用する旨の申出があった場合はこの限りではありません。
（1）第 1 種ドットフォンサービス（タイプ 1 に限ります。）
（2）第 2 種ドットフォンサービス（タイプ 1 に限ります。）
（3）第 3 種ドットフォンサービス（タイプ 7 に限ります。）
- 3 当社は、この附則 2 に規定する付加機能の提供開始の請求があった場合は、当社が別途指定する順序に従ってその請求に係る付加機能の提供を開始します。
- 4 当社は、この附則 3 に規定する付加機能の提供を開始する順序については、次表に掲げる当社のホームページによりこれを通知するものとします。

第 1 種ドットフォンサービス	http://www.ntt.com/personal/services/phone/ip/dotphone300/information.html
第 2 種ドットフォンサービス及び第 3 種ドットフォンサービス	http://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/info.html

- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年 9 月29日 V Vサ第00246222号）
この改正規定は、平成29年10月 1 日から実施します。

附 則（平成29年 6 月 9 日 N S販第00214389号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年10月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成29年10月2日から平成30年9月30日までの間に、日本ガス株式会社（以下「日本ガス」といいます。）から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限ります。）の申込みが取り次がれた場合であって、当社がその申し込みを承諾し、平成30年12月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに250円（275円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成29年10月2日から平成30年9月30日までの間に、日本ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限ります。）の申込みが取り次がれた場合であって、当社がその申し込み承諾し、平成30年12月31日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。
- 4 IP通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用する場合において、当社がそのIP通信網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限ります）を日本ガスに通知することについて、同意していただきます。

附 則（平成29年10月13日 NSオ第00251268号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年10月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネットGWサービスの付加機能（ブラックホール機能）は、この改正規定実施の日において、インターネットGWサービスの基本機能（ブラックホール機能）とみなして取り扱います。

附 則（平成29年10月24日 VVサ第00255297号）

この改正規定は、平成29年10月27日から実施します。

附 則（平成29年10月26日 NSオ第00256872号）

この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。

附 則（平成29年11月13日 NS販第00262918号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年11月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 平成29年11月17日から平成30年1月4日までの間に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申し込みを行った場合であって、その申し込みを当社が承諾した時は第2種契約につき、料金表第3表 付帯サービスに関する料金 第4表（追加契約者カード利用料および発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年11月22日 V Vサ第00267108号）
この改正規定は、平成29年11月27日から実施します。

附 則（平成29年11月27日 A Cサ第00268330号）
この改正規定は、平成29年12月 1 日から実施します。

附 則（平成29年11月29日 N Sオ第00269093号）
この改正規定は、平成29年12月 1 日から実施します。

附 則（平成29年11月30日 N Sク第00269835号）
この改正規定は、平成29年12月 1 日から実施します。

附 則（平成29年11月30日 N S販第00270566号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月 1 日から実施します。
- 2 平成29年12月 1 日から平成30年 5 月31日までの間に、東日本エリアで利用している第2種契約（タイプ1のコース1のプラン5、タイプ2のコース1及び1－2に係るものに限り。）が、東日本電信電話株式会社のフレッツ・I S D N（対象サービスは東日本電信電話株式会社公式ホームページ <https://flets.com/isdn/> 記載のものとし。）又はフレッツ・A D S L（対象サービスは東日本電信電話株式会社公式ホームページ<http://flets.com/adsl/> 記載のものとし。）を契約中であり、かつ当該契約を解約するとともに当社に当該契約番号を通知し、当該契約名義と同一の名義で第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン12及びプラン25に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成30年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2－3－1（新規開通工事費）を適用しません。
- 3 平成29年12月 1 日から平成30年 5 月31日までの間に、東日本電信電話株式会社のフレッツ・I S D N（対象サービスは東日本電信電話株式会社公式ホームページ <https://flets.com/isdn/> 記載のものとし。）又はフレッツ・A D S L（対象サービスは東日本電信電話株式会社公式ホームページ<http://flets.com/adsl/> 記載のものとし。）を契約中であり、かつ当該契約を解約するとともに当社に当該契約の契約番号を通知し、当該契約名義と同一の名義で第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン12及びプラン25に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成30年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2－3－1（新規開通工事費）を適用しません。
- 4 平成29年12月 1 日から平成30年 5 月31日までの間に、東日本電信電話株式会社以外の電気通信事業者が提供するA D S Lサービス（対象サービスは当社ホームページhttp://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/info_03.html に掲載のものとし。）を契約中であり、かつ当該契約を解約するとともに当社に当該契約の契約番号を通知し、第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン12及びプラン25に係るものに限り。）の申込みを当社が承諾し、平成30年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2の2－3－1（新規開通工事費）を適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年12月7日 NSオ第00273292号）
この改正規定は、平成29年12月11日から実施します。

附 則（平成29年12月11日 VVサ第00274133号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年12月22日 NS販第00280264号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月27日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前のNS販第00262918号（平成29年11月13日）の附則の2の規定の適用を受ける第2種契約（タイプ6の3のコース1のメニュー1のプラン1に係るものであって、音声通話機能付契約者カードに係るものに限りします。）に係るモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限りします。）については、事業法第26条（提供条件の説明）及びその関係法令の趣旨に鑑み、その規定に相当するものとして当社がモバイルアクセスサービス契約約款（NS販第00280264号（平成29年12月22日）の附則の規定とします。）に規定するところによります。

附 則（平成30年1月29日 NS販第00293037号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 NS第00270566号（平成29年11月30日）の附則2、3及び4中、「平成29年12月1日から平成30年5月31日までの間」を「平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間」に改めます。
- 3 平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に、タイプ8のコース1（プラン1からプラン26に係るものに限りします。）に係る第2種契約に関する申込み、又は細目若しくは区分の変更の請求が「OCN 光 2018新生活キャンペーン」のチラシが配布されている販売代理店から取り次がれた場合およびOCNホームページ、カスタマーズフロントにされた場合であって、その申込み及び請求を当社が承諾し、平成30年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2の2-3-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年1月26日 NSオ第00292262号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年1月26日 NSク第00292263号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年1月26日 VVサ第00292266号)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則 (平成30年1月29日 VVサ第00293001号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年2月1日 NSオ第00294966号)

この改正規定は、平成30年2月5日から実施します。

附 則 (平成30年2月1日 NSオ第00294990号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月8日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年2月7日 VVサ第00297285号)

この改正規定は、平成30年2月13日から実施します。

附 則 (平成30年2月15日 NS販第00300400号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

2 平成30年3月1日から平成30年4月9日までの間に別記4の2(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に規定する申込みを行

った場合であって、その申込みを当社が承諾した場合は、第2種契約につき、料金表第3表 付帯サービスに関する料金 第4（追加契約者カード利用料および発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年2月28日 V Vサ第00307038号）

この改正規定は、平成30年3月5日から実施します。

附 則（平成30年2月27日 N Sオ第00305852号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月16日 N S販第00317028号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）と電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限りま。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東京ガスと電気に関する契約を締結し、東京ガスから当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限りま。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。

4 I P通信網契約者（第2種契約者に限りま。以下この附則において同じとしま。）は、東京ガスとI P通信網契約者が締結する電気に関する契約の解約について、東京ガスより通知があった場合、前2項に規定した減額の適用を解除することとします。

5 I P通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用又は解除する場合において、当社がそのI P通信網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限りま。）を東京ガスに通知することとします。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東京ガスから当社に光アク

セス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限り
ます。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年
6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続き
に関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。ただし、利用が開始
された日を含む料金月に第2種契約が解約された場合は料金表第1表（料金）第2
（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用します。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ
スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月16日 NS販第00317028号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東北電力株式会社（以下
「東北電力」といいます。）から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種
契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係
るものに限ります。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾
し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコ
ンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金
月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額料から
1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東北電力から当社に光アク
セス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプ
ラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限ります。）の申込みが取次がれた場
合であって、当社がその申込み承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始さ
れた場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日
を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-
2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）
を減額して適用します。

4 IP通信網契約者（第2種契約者に限ります。以下この附則において同じとしま
す。）は、前3項の規定に基づき減額を適用する場合において、当社がそのIP通信
網契約者の契約状況（契約の有無、契約開始日に限ります）を東北電力に通知する
こととします。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、東北電力から当社に光アク
セス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限り
ます。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年
6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続き
に関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。ただし、利用が開始
された日を含む料金月に第2種契約が解約された場合は、料金表第1表（料金）第
2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用します。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ
スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月26日 NS才第00323192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。
ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能
イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、S T M方式のもの
- 3 前項の場合において、第3種契約者等（第3種契約者、第5種契約者又は第8種契約者をいいます。以下この附則において同じとします。）は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
ア 第3種契約者等の氏名等の変更
イ 第3種契約者等の地位の承継又は利用権の譲渡
ウ 移転又は回線収容部の変更
エ 通信プロトコルによる区別の変更（IPv4タイプとIPv6タイプとの間の相互の変更）
オ I Pアドレス又はドメイン名等のネットワーク情報の変更
カ 付加機能又は附帯サービスの利用内容の変更（ただし、アからオまでに掲げる変更以外の変更を伴うものを除きます。）
- 4 当社は、第3種契約者等から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。
ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
イ 第3種契約者等が別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める工事キャンセル手数料の規定の内容を承諾するとき。
ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している高額利用割引（その高額利用指定回線群に第3種契約又は第5種契約を含むものに限りします。）に関する割引適用条件については、その高額利用指定回線群から全ての第3種契約又は第5種契約が除外されるまでの間、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月28日 V Vサ第00325427号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー5に係るものに限りします。）に関する料金その他取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 3 月22日 V Vサ第00319949号）
この改正規定は、平成30年 4 月 2 日から実施します。

附 則（平成30年 4 月20日 A Cサ第00331246号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 4 月20日から実施します。
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 4 月26日 V Vサ第00338847号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 5 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 5 月29日 N Sオ第00350090号）
この改正規定は、平成30年 6 月 5 日から実施します。

附 則（平成30年 5 月21日 N S販第00347577号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 6 月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成30年 6 月15日から平成30年 7 月31日までの間に別記 4 の 2（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申し込みを行った場合であって、その申し込みを当社が承諾した時は第 2 種契約につき、料金表 第 3 表 付帯サービスに関する料金 第 4 表（追加契約者カード利用料および発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 6 月12日 N Sオ第00355381号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 6 月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスタイプ 3（コース 1 のメニュー 1 のプラン 7 並びにメニュー 2 のプラン 4 及びプラン 5 を除きます。）に係る IPv6（IPoE）方式による通信は、この改正規定実施の日以後、当社が別に定める方法により順次提供を開始します。
- 3 当社は、この附則 2 に規定する IPv6（IPoE）方式による通信の提供を開始する順

序については、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/ipv6/ipoe/area.html>) によりこれを通知するものとします。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年6月18日 NSオ第00357599号）
この改正規定は、平成30年6月20日から実施します。

附 則（平成30年6月26日 NSオ第00360773号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年6月27日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年6月27日 NSク第00362027号）
この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。

附 則（平成30年6月20日 VVサ第00358625号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により適用している合算ドットフォン請求における同一料金月の減額適用(ii)については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年6月25日 NS販00360280号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成30年7月2日から平成31年3月31日までの間に、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン1からプラン3及びプラン13からプラン15に係るものに限り、）の申込みが取り次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年9月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1-2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成30年7月2日から平成31年3月31日までの間に、中部電力から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1のプラン4からプラン12及びプラン16からプラン24に係るものに限り、）の申込みが取り次がれた

場合であって、当社がその申込み承諾し、平成31年9月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに100円（110円）（月額）を減額して適用します。

- 4 IP通信網契約者は、前3項の規定に基づき減額を適用する場合において、当社がそのIP通信網契約者の契約状況（契約の有無及び契約開始日に限ります。）を中部電力に通知することとします。
- 5 平成30年7月2日から平成31年3月31日までの間に、中部電力から当社に光アクセス回線の新規又は転用を伴う第2種契約（タイプ8のコース1に係るものに限ります。）の申込みが取次がれた場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成31年9月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用しません。ただし、利用が開始された日を含む料金月に第2種契約が解約された場合は料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の3（事務手数料の料金額）を適用します。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年6月27日 VVサ第00362062号）
この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則（平成30年6月27日 VVサ第00362064号）
この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則（平成30年6月30日 VVサ第00363936号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成30年7月9日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年7月12日 NSオ第00367784号）
この改正規定は、平成30年7月13日から実施します。

附 則（平成30年7月30日 NSオ第00373493号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年8月1日 VVサ第00375079号）
この改正規定は、平成30年8月6日から実施します。

附 則（平成30年 8 月 1 日 V Vサ第00375101号）
この改正規定は、平成30年 8 月 6 日から実施します。

附 則（平成30年 8 月20日 N S才第00380492号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年 8 月24日から実施します。

附 則（平成30年 9 月 3 日 N S企第00385920号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年 9 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年 9 月18日 N S才第00391811号）
この改正規定は、平成30年 9 月21日から実施します。

附 則（平成30年 9 月13日 V Vサ第00390238号）
この改正規定は、平成30年10月 1 日から実施します。

附 則（平成30年 9 月26日 N Sク第00395102号）
この改正規定は、平成30年10月 1 日から実施します。

附 則（平成30年 9 月27日 N S企第00395798号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年10月 1 日から実施します。

2 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 2 種契約（タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 7 に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）を次表に掲げる期日をもって廃止します。

区分	廃止日
共通編別記 2 の (1) に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款に規定するもの a 東日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5 - 1 に係る I P 通信網サービスに無線アクセス装置を接続し無線アクセス方式を用いた符号伝送を可能とするサービスを一括して提供するもの	2024年 9 月30日
共通編別記 2 の (1) に定める特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー 5 - 3 のもの	2019年 8 月31日

備考 本欄に規定する当社が別に定める事業者が提供する電気通信回線とは東日本電信電話株式会社のホームページ (<https://flets.com/collabo/list/>) または西日本電信電話株式会社のホームページ (<https://flets-w.com/collabo/list/>) に掲示されるものとします。

- 3 この附則の2に規定する第2種契約について、当社は、廃止日までの間は、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 メニュー1 プラン7	1,500円 (1,650円)

備考

- IPv6 (IPoE) タイプによる通信を行うことはできません。
- 特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスによる通信を行うことはできません。
- 料金表第1表第1 (利用料金) 1-2-5 (付加機能利用料) に規定する付加機能を提供しません。
- 電子メールは1契約につき1のメールアドレスとし、第2種契約者 (プラン7に係る者に限ります。以下この附則において同じとします。) は、追加の請求を行うことはできません。
- プラン7は、最低利用期間があります。
 - 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス (プラン7に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。) の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月とします。
 - 第2種契約者は、(ア) に規定する最低利用期間内に第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、違約金5,000円 (不課税) を支払っていただきます。
- 当社は、この第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求を承諾しません。
- 当社は、共通編第15条 (当社が行うIP通信網契約の解除) 又は共通編第24条 (利用停止) に定めるところにより第2種契約の解除又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等をこの附則の2に規定する特定協定事業者 (以下この附則において同じとします。) へ通知します。
- 当社は、特定協定事業者からその第2種契約に係る光アクセス回線又はその光アクセス回線契約が必要となるサービスについて、契約の解除又は利用停止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除又は利用を停止します。
- 第2種契約者については、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)) 料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) の (「安心セレクトパック」の取扱いに係る定額利用料の適用) 及び (第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用) に規定する減額の額を適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年9月27日 NS企第00395801号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年11月14日 NSク第00415228号）
この改正規定は、平成30年11月19日から実施します。

附 則（平成30年11月28日 NSオ第00420524号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年11月30日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定中、第26条（通信利用の制限）の第7項及び第8項の規定については、認定を受けた認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会がその業務を実施する日から適用するものとします。

附 則（平成30年11月29日 VVサ第00421263号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年11月15日 NS企第00415776号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月3日から実施します。
（経過措置）
2 平成30年12月3日から平成31年4月9日までの間に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みを行った場合であって、その申込みを当社が承諾した時は、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4表（追加契約者カード利用料及び発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年11月21日 NS企第00418101号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月3日から実施します。

- 2 平成30年12月3日から平成31年3月31日までの間に、タイプ8のコース1に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。
- 3 平成30年12月3日から平成31年3月31日までの間に、付加機能（IPoE（IPv4 over IPv6）接続機能（タイプ8のコース2及びコース3に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）の提供の請求を当社が承諾し、平成31年7月31日までにその利用が開始された場合は、その付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から6料金月について料金表第1表（料金）の1－2（料金）の1－2－5（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年11月28日 V Vサ第00420485号）
この改正規定は、平成30年12月3日から実施します。

附 則（平成30年12月4日 V Vサ第00423199号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年12月7日 V Vサ第00425053号）
この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。

附 則（平成31年1月17日 N S 企第00439231号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成31年2月1日から平成31年3月31日までの間に、タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1（音声通話機能付契約者カードにかかわるものに限ります。）に係る第2種契約の申込みを行った場合であって、平成31年4月20日までに当社がその申込みを承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに320円（352円）（月額）を減額して適用します。
- 3 平成31年2月1日から平成31年3月31日までの間に、第2種契約者（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1に係る者に限ります。）が契約者カード（音声通話機能付契約者カードに係るものに限ります。）の追加貸与（同じ電話番号の音声通話機能付契約者カードを別サイズで追加申し込みする場合は除きます。）の申込みを行った場合であって、平成31年4月20日までに当社がその申込みを承諾した場合

は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料
金月の翌料金月から24料金月について、料金表第3表（付帯サービスに関する料
金）第4（追加契約者カード利用料及び発行手数料）に規定する追加契約者カード
利用料から1の契約者カードごとに320円（352円）（月額）を減額して適用します。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年1月23日 V Vサ第00441125号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成31年1月28日 V Vサ第00443092号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年1月30日 N Sオ第00444614号）
この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則（平成31年1月30日 N Sオ第00444615号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の付加
機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱
います。

I P v 4 （ I P o E ） 接続機能	I P v 4 （ I P o E ） 接続機能 タイプ1
--------------------------	----------------------------------

附 則（平成31年1月30日 N Sオ第00444658号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる第2種

オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、平成31年3月31日までの間、なお従前のとおりとします。

区 分	内 容
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1及びプラン2	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の光アクセス回線を利用するものであって、次に掲げる契約約款及び料金表に規定するもの
タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1及びプラン2	a 西日本電信電話株式会社に係るもの (a) メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4に相当するものとして提供されることとなる電気通信サービスに係るものに限りします。
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1及びプラン2	(b) メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ2に相当するものとして提供されることとなる電気通信サービスに係るものに限りします。
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1及びプラン2	

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンコンピュータ通信網サービスのコース1の2に関する料金その他の提供条件については、平成31年3月31日までの間、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年1月30日 NSオ第00444973号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別に相当するものとします。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリ1に係るもの タイプ6に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリ1に係るもの タイプ6に係るもの 標準コースに係るもの
オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリ3に係るもの タイプ6に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリ3に係るもの タイプ6に係るもの 標準コースに係るもの

附 則（平成31年2月4日 NSオ第00446542号）
この改正規定は、平成31年2月6日から実施します。

附 則（平成31年2月1日 NS企第00446052号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年2月21日 VVサ第00454194号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成31年3月5日 VVサ第00461287号）
この改正規定は、平成31年3月11日から実施します。

附 則（平成31年3月12日 NSク第00464624号）
この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月19日 VVサ第00470603号）
この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月27日 NSオ第00476968号）
この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月25日 VVサ第00473860号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 附 則（平成31年1月28日 VVサ第00443092号）の附則3に規定する第3種シェアードIP-PBXサービス及び第4種シェアードIP-PBXサービスに関する料金その他の提供条件において、通信のうち本邦と外国との間で行われるものに係るダイヤルアウト通信料については、地域の追加に係るこの改正規定を適用します。

附 則（平成31年3月29日 NS企第00480006号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年4月8日 NS企第00483397号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月11日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年4月5日 VVサ第00482644号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除

附 則（令和元年5月22日 NSク第00498316号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年5月31日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年5月23日 NS企第00498682号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月3日から実施します。
- （経過措置）
- 2 令和元年6月3日から令和元年8月5日までの間に、タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1（音声通話機能付契約者カードにかかわるものに限り。）に係る第2種契約の申込みを行った場合であって、令和元年8月20日までに当社がその申込みを承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第1表（料金）1の1－2（料金額）に規定する定額料から1契約者識別符号ごとに320円（352円）（月額）を減額して適用します。
- 3 令和元年6月3日から令和元年8月5日までの間に、第2種契約者（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1に係る者に限り。）が契約者カード（音声通話機能付契約者カードに係るものに限り。）の追加貸与（同じ電話番号の音声通話機能付契約者カードを別サイズで追加申し込みする場合は除きます。）の申込みを行った場合であって、令和元年8月31日までに当社がその申込みを承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月について、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）第4（追加契約者カード利用料及び発行手数料）に規定する追加契約者カード利用料から1の契約者カードごとに320円（352円）（月額）を減額して適用します。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年5月31日 NSク第00502610号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

インターネットGWサービスにおいて 提供するUTM型に係るもの	インターネットGWサービスにおいて 提供するUTM型に係るもの
エントリーA型	エントリー型
エントリーB型	エントリー0型
エントリーC型	エントリーⅠ型
エントリーD型	エントリーⅡ型
	エントリーⅢ型
ライトA型	ライト型
ライトB型	ライトⅠ型
ライトC型	ライトⅡ型
ライトD型	ライトⅢ型
ライトE型	ライトⅣ型
	ライトⅤ型
スタンダードC型	スタンダード型
スタンダードD型	スタンダードⅡ型
スタンダードE型	スタンダードⅣ型
	スタンダードⅢ型

3 削除

附 則（令和元年6月5日 NSオ第00504566号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの 上限通信量追加機能	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの 基本容量追加機能
--	---------------------------------------

附 則（令和元年5月29日 VVサ第00501151号）

この改正規定は、令和元年6月13日から実施します。

附 則（令和元年6月11日 NS企第00506527号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月17日から実施します。
（経過措置）

- 2 令和元年6月17日から令和元年9月30日の間に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みを行った場合であって、その申込みを当社が承諾した時は、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4表（追加契約者カード利用料及び発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。ただし、第2種契約者から別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除の申出があったときは、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年6月19日 V Vサ第00510015号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（令和元年6月20日 N Sオ第00510672号）
この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則（令和元年6月24日 N Sク第00511908号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年6月26日 V Vサ第00513649号）
この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則（令和元年6月26日 N Sオ第00513482号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱うものとします。

付加機能 大量通信制御機能 タイプ3	付加機能 大量通信制御機能 DPS Core
--------------------------	------------------------------

- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年7月1日 NS才第00515906号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月4日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 NS才第00323192号（平成30年3月26日）の附則の2を次のように改めます。
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
ただし、第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ0については、この限りでありません。

附 則（令和元年7月9日 VVサ第00518779号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月31日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年7月30日 NS企第00526193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月31日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年8月21日 VVサ第00533273号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年9月2日から実施します。
（経過措置）
2 アセンション島、ガイアナ共和国、ギニアビサウ共和国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントヘレナ島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、中央アフリカ共和国、ドミニカ国、ニウエ、モルドバ共和国及びモンセラットへの国際通信について、別記21に定める東日本エリアのNTT Comひかり電話契約者は令和元年9月2日以降、西日本エリアのNTT Comひかり電話契約者は令和元年11月25日以

降、令和元年11月27日までに、契約事業者の準備が整い次第利用可能となります。

附 則（令和元年 9 月 24 日 V V サ第00546576号）
この改正規定は、令和元年 9 月 27 日から実施します。

附 則（令和元年 8 月 23 日 N S ク第00534568号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 11 日 V V サ第00541388号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 24 日 V V サ第00546576号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 24 日 N S 企第00545975号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和元年 9 月 30 日をもって、タイプ 6－3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 1 の区分 15GB/月においてはサービスの提供を終了し、当社が定めた期日（令和元年 9 月 25 日）までに区分変更の請求を行われなかった第 2 種契約者は自動的に令和元年 10 月 1 日より区分 6 GB/月へ移行するものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約の種類及び品目等については、左欄の契約の種類及び品目等に相当するものとします。

第 2 種契約 タイプ 6－3 コース 1 メニュー 1 プラン 1 15GB/月	第 2 種契約 タイプ 6－3 コース 1 メニュー 1 プラン 1 6 GB/月
--	--

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 24 日 NS 企第00545975号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。なお、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））第15条の 2（当社が行う第 2 種契約の解除）第 5 項及び第 6 項の改正については、令和元年11月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 24 日 AC サ第00546122号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 27 日 NS オ第00548799号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 6 のテレワークコースに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、第 6 種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
 - (1) 第 6 種契約者の氏名等の変更
 - (2) 第 6 種契約者の地位の承継又は利用権の譲渡
 - (3) アクセス回線の細目等による区別の変更
 - (4) IP アドレス又はドメイン名等のネットワーク情報の変更
 - (5) 付加機能又は附帯サービスの利用の開始又は利用内容の変更
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 27 日 NS ク第00549060号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年10月4日 NS企第00552825号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和元年11月5日から当社が別に定める日までの間に別記4の2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与）に規定する申込みを行った場合であって、その申込みを当社が承諾したときは、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金 第4表（追加契約者カード利用料及び発行手数料） 3（追加契約者カード発行手数料）に規定する発行手数料を適用しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 第2種契約者から別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除の申出があったとき
 - (2) 同じ電話番号の契約者カードを追加申込みする場合
 - (3) 本項において、発行手数料を適用しない申込みが4回を超えた場合
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。
（注）第2項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの附則の適用を廃止する日の30日前までに、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/1911-simadd.html>）において掲示することとします。

附 則（令和元年11月12日 NS企第00565948号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、NS企第00439231号（平成31年1月17日）又はNS企第00498682号（令和元年5月23日）の附則の2又は3に規定する減額の適用を受けている第2種契約者からの第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3に限りします。）の変更の請求を承諾したとき、その変更が適用される料金月よりその減額の適用を解除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年11月15日 VVサ第00567871号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年11月25日 V Vサ第00570908号）

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

附 則（令和元年11月25日 N S 企第00571454号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。

（経過措置）

- 2 令和元年12月10日から令和2年3月31日までの間に、光アクセス回線の新設を伴う第2種契約（タイプ8のコース1（プラン25及びプラン26に係るものを除きます。）に係るものに限り、以下、この附則において同じとします。）の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、以下、この附則において同じとします。）を当社が承諾し、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から40料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下、この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	基本額の減額（月額）
（ア） タイプ8のコース1のプラン1～3、及びプラン13～15に係るもの	450円（495円）
（イ） タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24に係るもの	375円（412.5円）

1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）との間の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。

2 当社は、次の場合には、本減額の適用を廃止します。

- （1） その第2種契約を解除したとき（第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）
- （2） タイプ8のコース1のプラン25又はプラン26への区分の変更を請求したとき
- （3） 1以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分の変更を請求したとき

- 3 令和元年12月10日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約者からその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて3年の定期利用の申出（当社が指定する申込み方法に限り、以下、この附則において同じとします。）があつて、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下、この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	基本額の減額（月額）	
	初回定期利用期間満了月まで	初回定期利用期間満了月の翌月以降
（ア） タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	1,550円（1,705円）	1,200円（1,320円）
（イ） タイプ8のコー	1,300円（1,430円）	1,200円（1,320円）

ス1のプラン4～12及びプラン16～24		
備考		
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。 2 本定期利用に係る第2種契約者は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）の(24)欄の力に規定する定期利用への変更の請求を行うことはできません。		

(1) 前項の定期利用期間は、次のとおりとします。

ア その第2種契約と同時に3年の定期利用の申出があった場合

第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月ごと

イ その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用する第2種契約者から3年の定期利用の申出があった場合

定期利用の申込をした日を含む料金月の翌月から36料金月ごと

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの附則の適用を廃止する日の30日前までに、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/hikari-mobile/campaign.html>）において掲示することとします。

附 則（令和元年12月2日 V Vサ第00574272号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年12月12日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

附 則（令和元年12月17日 V Vサ第00580847号）

この改正規定は、令和元年12月17日から実施します。

附 則（令和2年1月7日 N Sオ第00588249号）

この改正規定は、令和2年1月14日から実施します。

附 則（令和2年1月8日 N Sオ第00588521号）

この改正規定は、令和2年1月14日から実施します。

附 則（令和 2 年 1 月 22 日 N S オ第 00593449 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 - 1 の I 型の 100Mb/s 品目のプラン 3（プラン 3 - 2）又はそれに相当する電気通信サービスに限り、以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているオープンコンピュータ通信網サービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線をオープンコンピュータ通信網サービスの契約者回線等として取り扱います。
- 3 前項に規定する取り扱いについては、令和 2 年 3 月 31 日までとします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 2 月 21 日 N S オ第 00607161 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 2 月 29 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している 3 G プランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。
ただし、通信方式による区別の変更については、C N S 1 サ第 01041217 号（令和 5 年 3 月 26 日）の附則 4 に定めるところによります。
また、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 5 については、D P S サ第 00785799 号（令和 3 年 5 月 19 日）の附則 3 に定める変更事項に限り、
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日 A C サ第 00605588 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日 V V サ第 00609423 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日 N S ク第 00609824 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

ただし、次に掲げる規定については、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

- (1) 共通編第 41 条（サービスの廃止）の規定
- (2) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、）第 27 条（第 2 種契約者に対する通知）の規定
- (3) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信

- 網サービスを除きます)) 第103条 (I P通信網契約者に対する通知) の規定
- (4) 別冊 (データ着信サービス及びデータ発信サービス) 第27条 (データ着信契約者又はデータ発信契約者に対する通知) の規定

附 則 (令和2年3月13日 N S企第00618191号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 N S企第00571454号 (令和元年11月25日) の附則3規定する別に定める日を令和2年3月31日とします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月17日 N Sク第00620295号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月18日 V Vサ第00621078号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。
ただし、次に掲げる規定については、令和2年5月1日から実施します。
 - (1) 別冊 (シェアードI P-P B Xサービス) の第87条の2 (シェアードI P-P B X契約者に対する通知) の規定
 - (2) 別冊 (ドットフォンサービス) の第48条 (ドットフォン契約者に対する通知) の規定
 - (3) 別冊 (スマートP B Xサービス) の第18条 (スマートP B X契約者に対する通知) の規定
 - (4) 別冊 (NTTCom ひかり電話サービス) の第40条の4 (契約者に対する通知) の規定
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月23日 A Cサ第00623744号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 N S ク第00625664号）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 V V サ第00628047号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日 V V サ第00628876号）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 V V サ第00627080号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 V V サ第00443092号（平成31年 1 月 28 日）の附則 2、3、4、5 及び 6 を、令和 2 年 4 月 1 日をもって削除します。
ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約（第 3 種シェアード I P－P B Xに限ります。）を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和 2 年 4 月 30 日を期限として、その契約に係わる取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 V V サ第00628045号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和 2 年 3 月 27 日 V V サ第00628876号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年３月30日　ＮＳ才第00630346号）
この改正規定は、令和２年４月１日から実施します

附 則（令和２年３月31日　ＮＳ才第00631707号）
この改正規定は、令和２年４月１日から実施します

附 則（令和２年４月27日　ＤＰＳサ第00642962号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和２年４月27日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
（その他）
- 4　ＮＳ才第00513482号（令和元年６月26日）の附則の３及び４を令和２年４月27日をもって削除します。

附 則（令和２年４月23日　ＡＰＳ１サ第00641679号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和２年５月１日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年６月３日　ＡＰＳ１サ第00655705号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和２年６月11日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年６月４日　ＰＳ事推第00655997号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和２年６月11日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和２年６月９日　ＰＳ事推第00657561号）
（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和２年６月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次表に規定する期日まで間に光アクセス回線の新設を伴う第2種契約（タイプ8のコース1（プラン25及びプラン26に係るものを除きます。）に係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を承諾し、その利用が開始された場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から40料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する料金額（以下、この附則において「基本額」といいます。）から次表（2）適用の額に規定する額を減額して適用します。

(1) 適用の期限

区分	申込みの期限	利用を開始する期限
第2種契約に係る新たな申込み	令和2年6月11日から令和2年7月31日まで	令和2年10月31日まで
第2種契約（タイプ1のコース1のプラン1－5及びタイプ2に係るものを除きます。）からの細目又は区分の変更	令和2年6月11日から令和2年7月31日まで	令和2年10月31日まで
第2種契約（タイプ1のコース1のプラン1－5に係るものに限ります。）からの細目又は区分の変更	令和2年6月11日から令和3年1月31日まで	令和3年4月30日まで
第2種契約（タイプ2に係るものに限ります。）からの細目又は区分の変更	令和2年6月11日から令和3年3月31日まで	令和3年6月30日まで

(2) 適用の額

1 契約者識別符号ごとに

区分	基本額の減額（月額）
(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3、及びプラン13～15に係るもの	450円（495円）
(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24に係るもの	375円（412.5円）
備考	
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）との間の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	
2 当社は、次の場合には、本減額の適用を廃止します。	
(1) その第2種契約を解除したとき（第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）	
(2) タイプ8のコース1のプラン25又はプラン26への区分の変更を請求したとき	
(3) 1以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分の変更を請求したとき	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年5月28日 A P S 1 サ第00653965号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年6月26日 A P S 1 サ第00664035号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年6月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和2年6月30日から令和2年9月4日までの間に、当社のW e b サイト（<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>）により第6種シェアードI P－P B Xサービス契約（カテゴリ3のタイプ1に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）及びスマートP B Xサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和2年10月1日までにその利用が開始されたときは、別冊（シェアードI P－P B Xサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））に規定する工事費（交換機工事費（ア）利用の開始に関する工事の場合に係るものに限り、）を適用しません。
- 3 令和2年6月30日から令和2年9月4日までの間に、当社のW e b サイト（<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>）により第6種シェアードI P－P B Xサービス契約及びスマートP B Xサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和2年10月1日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（シェアードI P－P B Xサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））5－2－1（利用料）に規定する利用料及び5－2－2（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料のうち次表に掲げる付加機能利用料について適用しません。

IP通信網サービス契約約款別冊（スマートP B Xサービス）に定めるオンネット番号の数	区分	上限値
100のオンネット番号の場合	番号追加機能	追加番号99番号まで
	通信チャネル追加機能	19の通信チャネルまで
50のオンネット番号の場合	番号追加機能	追加番号49番号まで
	通信チャネル追加機能	9の通信チャネルまで

- 4 令和2年6月30日から令和2年9月4日までの間に、当社のW e b サイト（<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>）により第6種シェアードI P－P B Xサービス契約及びスマートP B Xサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和2年10月1日までにその利用が開始されたときは、別冊（スマートP B Xサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事

費（附帯サービスの工事費を除きます。)))に規定する工事費（交換機工事費 ア利用の開始に関する工事の場合 に係るものに限り。）を適用しません。

- 5 令和2年6月30日から令和2年9月4日までの間に、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>) により第6種シェアードIP-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和2年10月1日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（スマートPBXサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。)) 2-1（利用料）に規定する基本料及びオンネット番号利用料の額にかかわらず、基本料及び次表に掲げるオンネット番号利用料を適用しません。

IP通信網サービス契約約款別冊（シェアードIP-PBXサービス）に定める番号追加機能の追加番号の数	区分	上限値
99番号までの場合	オンネット番号利用料	100のオンネット番号まで
49番号までの場合	オンネット番号利用料	50のオンネット番号まで

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年5月27日 PS事推第00653434号）

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附 則（令和2年5月28日 APS1サ第00653897号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 4 VVサ第00574272号（令和元年12月2日）の附則の2、3、4、5及び6を、令和2年7月1日をもって削除します。

附 則（令和2年6月23日 PS事推第00661951号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 令和2年7月1日から令和3年1月31日までの間に、次表に規定する光アクセス回線の転用を伴う第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1若しくはコース3に係る区分の変更の請求を当社が承諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。以下この附則において同じとします。)) 料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。)) 2-3-3品目変更工事費に規定する工事費の規定にかかわらず0円を適用します。

区分		変更後の区分
光アクセス回線の転用を伴う第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更	その光アクセス回線が東日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約款に定めるメニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1－2型及びグレード2のものに係るI P通信網サービスのもの	タイプ8のコース1（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
		タイプ8のコース3（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
タイプ8のコース1又はコース3に係る区分の変更	タイプ8のコース1（プラン8、プラン10又はプラン12に限ります。）であって、LAN配線方式又はVDSL方式のもの	タイプ8のコース1（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
	タイプ8のコース3（プラン8、プラン10又はプラン12に限ります。）であって、LAN配線方式又はVDSL方式のもの	タイプ8のコース3（プラン4、プラン5、プラン6、プラン7、プラン9若しくはプラン11、又はプラン8、プラン10若しくはプラン12（光配線方式に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
備考 1 当社は、その工事において、別冊料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））1－2光アクセス回線に係る工事費の適用(8)工事費の割増に規定する割増工事費を請求する場合、本欄の規定にかかわらず料金表第2表工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））2－3－3品目変更工事費に規定する工事費から計算した額を割増工事費の額として請求します。		

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 6 月 23 日 A P S 1 サ第00662362号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日 D P S サ第00664586号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日 P S 事推第00665554号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 7 月 29 日 A P S 1 サ第00674502号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 31 日から実施します。

附 則（令和 2 年 7 月 29 日 A P S 1 サ第00674648号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 8 月 3 日から実施します。

（経過措置）

2 附則（A P S 1 サ第00653965号（令和 2 年 5 月 28 日））の 2 における改正前の規定により提供している第 2 種ドットフォンサービス（タイプ 2 に係るものに限りま
す。）に関する料金その他取扱いについて、2－2－5「着信転送ダイヤルアウト通
信料」のイ「通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン
（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び
可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるも
の」の（ア）「共通編別記 17 の（4）のオに掲げる契約に基づく加入電話等設備からの
通信に係るもの」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

（単位：円）

地域	料金額	1 の通信につき接続通信 時間 1 分までごとに
	インマルサット A e r o	703

附 則（令和 2 年 9 月 3 日 D P S サ第00685784号）

この改正規定は、令和 2 年 9 月 8 日から実施します。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日 D P S サ第00692360号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 9 月 30 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加
機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱
います。

第 3 種契約、第 5 種契約、第 6 種契約	第 3 種契約、第 5 種契約、第 6 種契約
-------------------------	-------------------------

又は第8種契約に係るもの セキュリティ機能 I W S a a Sタイプ	又は第8種契約に係るもの セキュリティ機能 W e bセキュリティタイプ
第7種契約に係るもの セキュリティ機能	第7種契約に係るもの セキュリティ機能 W e bセキュリティタイプ

附 則（令和2年9月23日 P S事推第00692342号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、令和2年10月1日から令和3年1月5日までの間に、光アクセス回線の新設を伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ1のコース1のプラン1－5又はタイプ2からの細目又は区分の変更を除きます。）を当社が承諾し、令和3年4月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り。）の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年9月23日 P S事推第00692343号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1－5、タイプ2、タイプ3からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）	
	初回定期利用期間満了月まで	初回定期利用期間満了月の翌月以降
（ア） タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	1,550円（1,705円）	1,200円（1,320円）
（イ） タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	1,300円（1,430円）	1,200円（1,320円）
備考		

- 1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。
 - 2 本定期利用に係る第2種契約者は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表第1（利用料金）1－1（適用）の(24)欄の力に規定する定期利用への変更の請求を行うことはできません。
- (1) 本項の定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月ごととします。
 - (2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。
- 3 前項のほか、当社は、前項の申込みと同時に同一の契約者識別符号においてタイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1又はプラン3に係る第2種契約の申込み（当社が指定する申込み方法に限ります。）を当社が承諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合、又は第2種契約（タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1又はプラン3に係るものに限ります。）と同一の契約者識別符号に追加して前項を適用する場合は、その第2種契約（タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から48料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から150円（165円）（月額）を減額して適用します。ただし、次の場合には、本減額を適用しません。
 - (1) タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約を解除したとき
 - (2) タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1又はプラン3に係る第2種契約を解除したとき
 - (3) タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます）に係る第2種契約について、他の第2種契約への細目又は区分の変更を請求したとき
 - (4) タイプ6－3のコース1のメニュー1のプラン1又はプラン3に係る第2種契約について、他の第2種契約への細目又は区分の変更を請求したとき（プラン1からプラン3への変更は除きます）
 （注）前2項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。
 - 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年9月17日 A P S 1 サ第00690612号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年10月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年10月26日 A P S 1 サ第00704686号）
この改正規定は、令和 2 年10月28日から実施します。

附 則（令和 2 年10月22日 A P S 1 サ第00703454号）
この改正規定は、令和 2 年10月29日から実施します。

附 則（令和 2 年10月27日 D P S サ第00705645号）
この改正規定は、令和 2 年10月29日から実施します。

- 附 則（令和 2 年 9 月 9 日 A P S 1 サ第00687246号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和 2 年11月 1 日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 附 則（令和 2 年10月28日 P S 事推第00706199号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和 2 年11月 1 日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
 - 3 N S 企第00552825号（令和元年10月 4 日）の附則第 2 項を次のように改めます。
 - (1) 第 2 項中「当社が別に定める日」を「令和 2 年11月30日」に改めます。
 - (2) (注)を次のように改めます。
(注)削 除

- 附 則（令和 2 年10月28日 A P S 1 サ第00706032号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和 2 年11月 2 日 から実施します。
（経過措置）
 - 2 令和 2 年11月 2 日 から令和 3 年 3 月31日までの間に、当社の W e b サイト（<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>）により第 6 種シェアード I P － P B X サービス契約（カテゴリー 3 のタイプ 1 に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）及びスマート P B X サービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和 3 年 4 月20日までにその利用が開始されたときは、別冊（シェアード I P － P B X サービス）料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））に規定する工事費（ア 交換機工事費（ア）利用の開始に関する工事の場合 に係るものに限り、）を適用しません。
 - 3 令和 2 年11月 2 日 から令和 3 年 3 月31日までの間に、当社の W e b サイト

(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>) により第6種シェアードI P-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（シェアードI P-PBXサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））5-2-1（利用料）に規定する利用料及び5-2-2（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料のうち次表に掲げる付加機能利用料について適用しません。

区分	適用対象
番号追加機能	追加番号4番号から99番号まで
通信チャネル追加機能	通信チャネル数1から19まで

- 4 令和2年11月2日から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>)により第6種シェアードI P-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、別冊（スマートPBXサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））に規定する工事費（交換機工事費 ア 利用の開始に関する工事の場合 に係るものに限ります。）を適用しません。

- 5 令和2年11月2日から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>)により第6種シェアードI P-PBXサービス契約及びスマートPBXサービス契約の申込みを同時に行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、別冊（スマートPBXサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））2-1（利用料）に規定する基本料及びオンネット番号利用料の額にかかわらず、基本料及び次表に掲げるオンネット番号利用料を適用しません。

区分	適用対象
オンネット番号利用料	オンネット番号の数 5から100まで

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年10月29日 A P S 1 第00706472号）
この改正規定は、令和2年11月2日から実施します。

附 則（令和2年10月26日 P S 事推第00704817号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年11月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年10月28日 P S 事推第00706199号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年12月18日 A P S 1 サ第00724721号)
この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附 則 (令和3年1月12日 P S 事推第00731431号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1 (プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求 (当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1～5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。以下この附則において同じとします。)) 料金表第1表第1 (利用料金) 1-2-2 (定額利用料) に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)	
	初回定期利用期間満了月 まで	初回定期利用期間満了 月の翌月以降
(ア) タイプ8のコース1 のプラン1～3及びプ ラン13～15	1,550円 (1,705円)	1,200円 (1,320円)
(イ) タイプ8のコース1 のプラン4～12及びプ ラン16～24	1,300円 (1,430円)	1,200円 (1,320円)
備考		
1 当社は、減額適用期間内に (ア) と (イ) の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。		
2 本定期利用に係る第2種契約者は、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。)) 料金表第1表第1 (利用料金) 1-1 (適用) の(24)欄のホに規定する定期利用への変更の請求を行うことはできません。		

- (1) 本項の定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月ごととします。
- (2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除 (別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。以下この附則において同じとします。)) 第15条 (第2種契約者が行う第2種契約の解

除)に規定する初期契約解除があったときを除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払っていただきます。
(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>)において掲示することとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年1月19日 APS1サ第00733905号)
この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。

附 則(令和3年1月26日 DPSサ第00736900号)
この改正規定は、令和3年1月28日から実施します。

附 則(令和2年12月17日 APS1サ第00724240号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 APS1サ第00653965号(令和2年5月28日)の附則2を、令和3年1月31日をもって削除します。
ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約(第2種ドットフォンサービス(タイプ2に係るものに限りします。)に係るものに限りします。)を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和3年3月31日を期限として、その契約に係わる取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年1月20日 APS1サ第00734470号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和2年12月17日 PS事推第00724316号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 メニュー2 プラン3	第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
---	---

3 前項において、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線を第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係るものに限り）は契約者回線等として取り扱います。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和2年12月21日 D P S 第00725957号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年12月23日 D P S 第00726925号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としている第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線をオープンコンピュータ通信網サービスの契約者回線等として取り扱い、そのオープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和３年１月25日 A P S 1 サ第00736292号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和３年１月26日 D P S サ第00737244号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和３年２月２日 P S 事推第00739849号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年２月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、令和３年２月11日から令和３年５月17日までの間に、光アクセス回線の新設を伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ2（P S 事推第00657561号（令和２年6月9日）の附則の2を適用するものを除きます。）からの細目又は区分の変更を除きます。）を当社が承諾し、令和３年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り、）の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和３年２月18日 D P S サ第00745364号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年２月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第7種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリーvUTMに係るものに限り、）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年2月25日 D P S 令第00748443号）

この改正規定は、令和3年3月1日から実施します。

附 則（令和3年3月3日 A P S 1 令第00751256号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年3月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

I P V o i c e 番号通知機能	I P V o i c e 番号通知機能（タイプ1）
----------------------	----------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和3年3月12日 P S 事推第00757644号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年3月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年2月19日 D P S 令第00746251号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年2月26日 A P S 1 第00749111号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日 A P S 1 サ第00759253号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 A P S 1 サ第00690612号（令和 2 年 9 月 17 日）の附則 2 を、令和 3 年 4 月 1 日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日 A P S 1 サ第00760149号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日 D P S サ第00764691号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日 P S 事推第00760501号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 P S 事推第00769218号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年4月2日 A P S 1 サ第00772624号）

この改正規定は、令和3年4月7日から実施します。

附 則（令和3年5月19日 A P S 1 サ第00785508号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年5月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコース2（特定加入者回線が別記21に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン2－1及びプラン2－4からプラン2－6に限りします。）に係るものについては、この機能を利用する契約者回線に係るNTT Comひかり電話契約を解除する場合に限り、廃止することができるものとします。
- 3 当社は、改正前の規定により提供しているコース2（特定加入者回線が別記21に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン2－1及びプラン2－4からプラン2－6に限りします。）に係るNTT Comひかり電話契約（I P v 6 通信相手先拡張機能を利用しているものに限りします。）については、改正後の料金表第1表第1の1（適用）の（4）欄のアの（2）の規定を適用し、I P v 6 通信相手先拡張機能を廃止します。
- 4 当社は、改正前の規定により提供しているコース2（特定加入者回線が別記21に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン2－1のもの及びプラン2－4からプラン2－6のものに限りします。）に係るNTT Comひかり電話契約（I P v 6 通信相手先拡張機能を利用していないものに限りします。）については、移転の請求又はI P v 6 通信相手先拡張機能に相当する機能の利用の申出があった場合は、改正後の料金表第1表第1の1（適用）の（4）欄のアの（2）の規定を適用します。
- 5 当社は、改正前の規定により提供しているコース2（特定加入者回線が別記21に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン2－2、プラン2－3及びプラン2－7からプラン2－12のものに限りします。）に係る特定加入者回線契約（I P v 6 通信相手先拡張機能を利用していないものに限りします。）については、移転の請求があった場合であって、NTT Comひかり電話契約者から特段の申出がないときには、NTT Comひかり電話契約者からI P v 6 通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年5月13日 D P S サ第00783980号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定の日において、次に掲げる回線制御装置の提供を終了します。
ア BP-I型のうちRT107eを利用するもの
イ BP-II型のうちRTX1100を利用するもの
ウ BP-III型のうちRTX1500を利用するもの
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他債務については、なお従前の通りとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和3年5月19日 D P S 第00785799号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、第6種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。
- ア 電子メールの利用におけるメールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更
- イ 契約者カードの交換又は再発行
- ウ 移動無線装置の購入等
- エ 第6種利用権の譲渡又は第6種契約者の地位の承継
- オ 第6種契約者の氏名等の変更
- 4 令和3年6月1日をもって、N S オ第00607161号（令和2年2月21日）の附則3の末尾に以下を追記します。
- また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、D P S 第00785799号（令和3年5月19日）の附則3に定める変更事項に限りします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年5月25日 P S 事推第00787346号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年5月28日 P S 事推第00789305号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、令和3年6月1日から令和3年6月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ8のコース1内における細目又は区分の変更を除きます。）と同時に2年の定期利用及び当社のIPoEアドバンス利用規約（以下「IPoEアドバンス利用規約」といいます。）に基づくIPoEアドバンス（以下「IPoEアドバンス」といいます。）の申込みを当社が承諾した先着100契約について、令和3年9月30日までにIPoEアドバンスの提供を開始した場合は、

次に掲げる通り適用します。

(1) IPoEアドバンスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して11料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

(2) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第2（手続きに関する料金）及び料金表第2表（工事に関する費用）の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）に規定する手続きに関する料金及び工事費を適用しません。

（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当社はその適用を解除します。

(1) タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものに限ります。）へ細目又は区分の変更の請求をしたとき

(2) 当該第2種契約と同時に申込みを行ったIPoEアドバンス契約を解除したとき

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年5月26日 A P S 1 サ第00788145号）

この改正規定は、令和3年6月3日から実施します。

附 則（令和3年6月15日 P S 事推第00795473号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年6月21日 A P S 1 サ第00796682号）

この改正規定は、令和3年6月23日から実施します。

附 則（令和3年5月26日 D P S サ第00788091号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 令和3年7月1日付で、N S ク第00502610号（令和元年5月31日）の附則におけ

る次の規定を削除し、その規定の適用対象である回線制御装置の提供を廃止します。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線制御装置（U T M型のスタンダードⅡ型（改正前のスタンダードC型を含みます。）に限ります。）については、回線制御装置の提供に係る次の提供条件を適用しません。

- (1) U T M型セキュリティサービスは、セット機能の利用を前提に提供すること。
- (2) U T M型セキュリティサービスのセット機能を利用する場合に限り、その回線制御装置を提供すること。

附 則（令和3年6月15日 A P S 1 サ第00794789号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。

(1)別冊（シェアードI P－P B Xサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種シェアードI P－P B X契約に係るもの）5－2－3－1（電話リレーサービス料）の備考欄

(2)別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の1（第1種ドットフォン契約に係るもの）1－2－2－1（電話リレーサービス料）、2（第2種ドットフォン契約に係るもの）2－2－2－1（電話リレーサービス料）及び3（第3種ドットフォン契約に係るもの）3－2－2－1（電話リレーサービス料）の備考欄

(3)別冊（NTT Comひかり電話サービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）2（料金額）2－4（電話リレーサービス料）の備考欄

3 削除

4 V V販第400157号（平成26年7月28日）の附則2を、令和3年7月1日をもって次のとおり変更します。

2 当社が第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、以下この附則2～6において同じとします。）及び第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、以下この附則2から6において同じとします。）に係る料金その他の債務を一括して請求する方法（I P通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則2から6において同じとします。））料金表第1表（料金）1－1（10）に規定する統合請求の方法、共通編第34条の3に規定する当社が請求事業者に債権を譲渡し、請求事業者が請求する方法及び当社所定と異なる方法により請求する方法を除きます。以下この附則2から6において同じとします。）により請求している場合であって、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限り、以下この附則2から6において同じとします。）から平成26年7月28日から平成27年1月27日までの間にこの割引の申出があり、当社がその申出を承諾したときは、第3種ドットフォン契約に係る料金が適用される料金月に限り、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金（定額料に限り、以下この附則2から6において同じとします。）及び電話リレーサービス料を適用しません。

附 則（令和3年6月16日 A P S 1 サ第00795712号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年6月16日 P S 事推第00795524号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。
（1） 別冊（オープンコンピュータ網サービス（第2種オープンコンピュータ網サービスに限りです））料金表 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1利用料金 1 第2種契約に係るもの 1-2 料金額 1-2-1 電話リレーサービス料の備考欄

附 則（令和3年6月17日 D P S 企第00795589号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）4（第6種契約に係るもの）4-2-7（電話リレーサービス料）の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。
- 3 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについても適用します。
（1） N S 才第200163号（平成24年8月27日付）の附則2に係るもの
（2） N S 才第00607161号（令和2年2月21日付）の附則2に係るもの
（3） D P S サ第00785799号（令和3年5月19日付）の附則2に係るもの

附 則（令和3年6月25日 D P S サ第00799467号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年7月7日 A P S 1 サ第00803337号）
この改正規定は、令和3年7月14日から実施します。

附 則（令和3年7月9日 D P S サ第00804413号）
この改正規定は、令和3年7月14日から実施します。

附 則（令和3年7月29日 P S 事推第00811472号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年8月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、令和3年8月2日から令和3年11月1日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更の場合を除きます。）と同時に2年の定期利用の申込みを当社が承諾し、令和4年1月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。
- (1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して11料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）	
	1～3料金月	4～11料金月
(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	5,009円（5,509円）	2,018円（2,219円）
(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	3,509円（3,859円）	518円（569円）
備考		
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。		

- (2) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込み場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限りします。）の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。
- (注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年8月26日 A P S 1 サ第00819415号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
(特約に関する適用)
- 2 共通編第51条の2（特約）の規定に基づき、共通編別記17（4）のイの（イ）に係る契約への通信に適用されるダイヤルアウト通信を特約対象として当社と第6種シェアードIP-PBXサービスに関わる特約を締結している場合は、その特約（ダイヤル通信に関わる割引率が設定されているものに限りします）対象に、利用の都度意思表示を行う通話であって当社の電話等サービス契約約款に定めるナビダイヤル通話及びテレドーム通話を追加して取扱うものとします。

附 則（令和3年8月27日 P S 事推第00820100号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、令和3年9月1日から令和3年11月1日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更またはP S 事推第00811472号の附則2の適用を受ける場合を除きます。）と同時に、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）（26）複数回線複合割引の適用に規定する割引及びこの附則に規定する割引の申込みを当社が承諾し、令和4年1月31日までにその利用が開始された場合は、そのタイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から令和4年3月の料金月まで、別冊料金表第1表第1（利用料金）（26）複数回線複合割引の適用に規定する料金額の割引に関わらず、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から500円（550円）を減額して適用します。
- 3 当社は、令和3年9月1日から令和3年11月1日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して5年以上が経過する第2種契約者が次に掲げる申込みを行い（当社が指定する申込み方法に限ります。）、当社がその申込みを承諾した場合において、承諾の翌月から令和4年3月の料金月まで、別冊料金表第1表第1（利用料金）（26）複数回線複合割引の適用に規定する料金額の割引に関わらず、別冊料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から500円（550円）を減額して適用します。
 - (1) 料金表第1表第1（利用料金）（26）複数回線複合割引の適用に規定する割引の適用を受けている場合であって、この附則に規定する割引の申込みを行うもの
 - (2) 料金表第1表第1（利用料金）（26）複数回線複合割引の適用に規定する割引及びこの附則に規定する割引の申込みを行うもの

(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のW e b サイト (<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>) において掲示することとします。
- 4 P S 事推第00811472号（令和3年7月29日）附則2中、「(当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更の場合を除きます。)」を「(当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更、又はこの附則の適用を受ける場合を除きます。)」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年6月30日 P S 事推第00801734号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年9月3日 P S 事推第00822559号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年9月21日 A P S 1 サ第00828628号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年10月7日 A P S 1 サ第00835252号)

この改正規定は、令和3年10月15日から実施します。

附 則 (令和3年10月12日 P S 事推第00836479号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 令和3年10月21日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約(タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3(500MB/月の区分に係るものに限りします。)に係るものに限りします。以下、本項において同じとします。)の申込みをした者(当社が別に定める日までに当社がその申込みを承諾した者に限りします。以下、本項において同じとします。)または第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3(500MB/月の区分に係るものに限りします。)に係る者に限りします。以下、本項において同じとします。)が、当社が別に定める条件を満たすと当社が確認した場合は、当社が別に定める期間について、当社は1ヶ月につき次表に定めるモバイルアクセスに係るパケット数を、その第2種契約の基本容量に追加します。

追加するパケット数
4194304パケット

(注) 本項に規定する当社が別に定める日および当社が別に定める条件は、当社のホームページ(https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/lgbcp_2021.html)で公表します。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年10月26日 A P S 1 サ第00841636号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月28日から実施します。

(特約に関する適用)

- 2 共通編第51条の2(特約)の規定に基づき、当社と第6種シェアードIP-PBXサービスに関わる特約を締結している場合であって、当社が申込みを承諾したときは、

別冊（シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス）に定める携帯通話定額割引を適用します。
（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和３年11月11日 ＤＰＳサ第00846851号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年11月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別に相当するものとします。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー３に係るもの タイプ６に係るもの テレワークコースに係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー３に係るもの タイプ６に係るもの テレワーク・スタートバックコースに係るもの
オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー３に係るもの タイプ７に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー３に係るもの タイプ７に係るもの 標準プランに係るもの

附 則（令和３年11月26日 ＰＳ事推第00852078号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和３年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、令和３年11月30日から令和４年５月９日までの間に、第２種契約者（タイプ２に係る者に限ります）からの２年の定期利用の申込みを伴うタイプ３のコース１のメニュー１（プラン７に係るものを除きます。）に係る第２種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限ります。）を当社が承諾し、令和４年９月30日までにその利用が開始された場合は、タイプ３のコース１のメニュー１の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、別冊（第２種オープンコンピュータ通信網サービス（第２種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この付則において同じとします。））料金表第１表第１（利用料金）１－２－２（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

１ 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額の減額（月額）
（ア）タイプ３のコース１のメニュー１のプラン１、 プラン３、プラン５	600円（660円）
（イ）タイプ３のコース１のメニュー１のプラン２、	400円（440円）

プラン4、プラン6	
備考	
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	

（注）この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/unbundle.html>）において掲示することとします。

- 3 当社は、令和3年11月30日から令和4年5月9日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります）からの光アクセス回線の新設及び2年の定期利用の申込みを伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限りします。）を当社が承諾し、令和4年9月30日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。

- (1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した23料金月について、別冊（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りします。以下この付則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額の料金（月額）	
	2～12料金月	13～23料金月
（ア）タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	2,000円（2,200円）	1,000円（1,100円）
（イ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	1,000円（1,100円）	500円（550円）
備考		
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。		

- (2) 料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の2（手数料）の新規契約料を適用しません。

- (3) 料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限りします。）の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。

（注）この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年10月26日 APS1サ第00841636号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年11月8日 A P S 1 サ第00845571号）

この改正規定は、令和3年12月10日から実施します。

附 則（令和3年12月13日 D P S サ第00858431号）

この改正規定は、令和3年12月21日から実施します。

附 則（令和3年12月20日 P S 事推第00861586号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年12月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年12月16日 P S 事推第00859737号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年1月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和4年1月4日から令和4年1月31日までの間に、タイプ6－3のコース1のメニュー1（音声通話機能付契約者カードにかかわるものに限り、）に係る第2種契約者が、当社が別に定める方法で割引の申込みを行った場合であって、当社が別に定める日までに当社がこれを承諾したときは、料金表第1表（料金）1の1－2（料金額）に規定する定額料、モバイルアクセス契約約款料金表第1表（料金）2の2－1（定額利用料）に規定する基本額（カテゴリーWに係るものに限り、）及び料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）1（適用）（24）（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）～（26）（契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引）に規定する定額料について、その申込みを行った日を含む月の翌料金月から12料金月、当社が別に定める方法で5パーセントの割合で計算した額を減額して適用します。
（注）本項に規定する当社が別に定める日および当社が別に定める方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/2201-5offcp.html>）において掲示するものとします。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年12月10日 A P S 1 サ第00857528号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年1月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社が提供している次に掲げる各機能（以下、本附則において「本機能」といいます。）において、令和7年3月31日までの間、別に定めるものに、公衆電話及び外国からの通信を除く発信番号を受信できない通信の着信履歴を含むことがあります。

- (1) 別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）1（第1種ドットフォン契約に係るもの）1－2（料金額）1－2－3（付加機能利用料）の着信拒否機能のうち指定番号着信拒否機能
- (2) 別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）1（第1種ドットフォン契約に係るもの）1－2（料金額）1－2－3（付加機能利用料）の050あんしんナンバー転送等機能2のうち指定番号着信拒否機能
- (3) 別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）2（第2種ドットフォン契約に係るもの）2－2（料金額）2－2－3（付加機能利用料）の着信拒否機能のうち指定番号着信拒否機能
- 3 この改正規定実施前に本機能の登録応答装置に登録された電話番号等については、登録が解除されるまでなお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年1月13日 P S 事推第00868496号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年1月17日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、令和4年1月17日から令和4年5月9日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更又はタイプ2からの光アクセス回線の新設の申込を伴うタイプ8のコース1に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求の場合を除きます。）と同時に2年の定期利用の申込みを当社が承諾し、令和4年8月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。
- (1) 料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金（新規契約料、転用契約料、事業者変更契約料に係るものに限りません。）を適用しません。
- (2) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して5料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りません。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1－2－2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	基本額の減額（1～5料金月）
(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	5,100円（5,610円）
(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	3,600円（3,960円）
備考	
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	

- (3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込み場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2－3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限りません。））の提供の開始に関する工事費）の2－3－1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。

（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 1 月 14 日 P S 事推第00869019号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 1 月 24 日 A P S 1 サ第00872153号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

着信課金機能	追加機能	着信課金機能	追加機能
受付先変更機能		時間外案内機能	

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている着信課金機能については、当社がNTT Comひかり電話契約者にあらかじめ別に通知する日（以下この附則において「機能変更日」といいます。）からこの改正規定（料金及び話中時迂回機能に係る部分を除きます。）の適用を開始します。この場合に、この改正規定による改正前の規定は機能変更日までは、なおその効力を有します。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 2 月 1 日 D P S サ第00876005号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 4 日から実施します。
（経過措置）
- 2 N S オ第300411号（平成26年 2 月 25 日）の附則の 2 の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。
- 3 N S オ第00323192号（平成30年 3 月 26 日）の附則の 2 の規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。
 - 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 5 種オープンコンピュータ通信網サービス又は第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。
ア 第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス又は第 5 種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ 0
イ 第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、S T M方式のもの

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和４年２月10日　P S 事推第00879454号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年２月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和４年１月25日　D P S サ第00872999号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年３月１日から実施します。
（経過措置）
- 2 D P S サ第00737244号（令和３年１月26日）の附則の２から４までの規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和４年２月１日　P S 事推第00873404号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年３月１日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和４年３月７日　P S 事推第00888966号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年３月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和４年３月11日　D P S サ第00892308号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年３月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定により提供を開始する危険SMS拒否設定に関し、次に掲げる第６種オープンコンピュータ通信網サービスについても適用します。

- (1) N S 才第00607161号（令和2年2月21日付）の附則2に係るもの
- (2) D P S サ第00785799号（令和3年5月19日付）の附則2に係るもの

附 則（令和4年2月24日 D P S サ第00884546号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月23日 A P S 1 サ第00899254号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月24日 P S 事推第00900102号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月31日 D P S サ第00906421号）
この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則（令和4年4月13日 A P S 1 サ第00910951号）
この改正規定は、令和4年4月18日から実施します。

附 則（令和4年4月19日 P S 事推第00912563号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月30日 P S 事推第00905062号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年5月2日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和４年４月２６日 ＡＰＳ１サ第００９１５７１８号）
この改正規定は、令和４年５月９日から実施します。

附 則（令和４年４月２６日 ＡＰＳ１サ第００９１５９４４号）
この改正規定は、令和４年５月９日から実施します。

附 則（令和４年４月２７日 ＤＰＳサ第００９１６６８４号）
この改正規定は、令和４年５月９日から実施します。

附 則（令和４年５月１２日 ＡＰＳ１サ第００９１９４７８号）
この改正規定は、令和４年５月１８日から実施します。

附 則（令和４年６月２３日 ＡＰＳ１サ第００９３５１６３号）
この改正規定は、令和４年６月２９日から実施します。

附 則（令和４年６月８日 ＰＳ事推第００９２８３８９号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。
（吸収分割に伴う契約の取扱い）
- 2 当社が、次の表の左欄の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結し、令和４年５月１３日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社（以下「ＮＴＴレゾナント」といいます。）に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款（以下「新約款」といいます。）の契約の規定によるものとします。

旧約款（当社）：ＩＰ通信網サービス契約約款	新約款（ＮＴＴレゾナント）：ＩＰ通信網サービス契約約款
第２種契約	第２種契約
第１種ドットフォン契約	第１種ドットフォン契約
第３種ドットフォン契約	第３種ドットフォン契約
NTT Comひかり電話契約（コース１メニュー１の第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限りします。）	OCN ひかり電話契約

- 3 旧約款により当社が締結した契約に係る次の事項については、ＮＴＴレゾナントに承継された新約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。
 - (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目等
 - (2) 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
 - (3) 付加機能
 - (4) 附帯サービス
 - (5) その他旧約款等に基づくサービス提供条件
- 4 この改正規定実施前に旧約款の規定により生じた料金その他の債務については、旧約款の規定に従い取扱います。

- 5 当社は、附則 4 に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、N T T レゾナントにその旨を通知します。
- 6 旧約款の規定により当社に預け入れ、令和 4 年 5 月 13 日付け吸収分割契約により N T T レゾナントに承継された前受金については、令和 4 年 7 月 1 日において、N T T レゾナントが新約款に基づいて取扱います。
- 7 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧約款の規定に従い取扱います。
- 8 この改正規定実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和 4 年 9 月 27 日 C A S 1 サ第 00967272 号）

この改正規定は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。

附 則（令和 4 年 10 月 20 日 C A S 1 サ第 00975292 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 6 種シェアード I P－P B X サービス カテゴリー 1 タイプ 1	第 6 種シェアード I P－P B X サービス カテゴリー 1 タイプ 1 プラン 1
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 12 月 13 日 D P S サ第 00858431 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の O C N セキュリティ対策セットキャンペーンの規定が適用されている対象サービスにおける当該キャンペーンに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 12 月 22 日 C A S 企第 00998891 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 4 年 12 月 27 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 削除

附 則（令和 4 年 12 月 22 日 C A S 企第 00998891 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則 (令和4年12月12日 C A S 1 サ第00993748号)

この改正規定は、令和5年1月16日から実施します。

附 則 (令和4年12月12日 C A S 1 サ第00993748号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年2月22日 C A S 1 サ第01020487号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年2月21日 C N S 1 サ第01019665号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年2月22日 C A S 1 サ第01020822号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 次に掲げる附則を令和5年4月1日をもって削除します。
 - (1) A P S 1 サ第00734470号(令和3年1月20日)の附則2、3及び4
 - (2) A P S 1 サ第00794789号(令和3年6月15日)の附則3
 - (3) C A S 企第00998891号(令和4年12月22日)の附則2(令和4年12月27及び令和5年1月1日から実施したもの)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年3月16日 C N S 第01033810号)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日 C A S 1 サ第01035032号）

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 3 月 26 日 C N S 1 サ第01041217号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別に相当するものとします。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 カテゴリー 1 に係るもの タイプ 6 に係るもの	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 カテゴリー 1 に係るもの タイプ 6 に係るもの 個別認証プランに係るもの
---	---

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 6（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸 F O M A サービスを利用して提供するものに限り。）の通信方式による区別は、「3 G プラン」とします。
- 4 3 G プランに係る通信方式による区別の変更については、標準プランの共通認証プランの場合であって、3 G プランから L T E プランへの変更又は 3 G プランから 5 G プランへの変更となることに限り、変更を請求することができます。
- 5 N S オ第00607161号（令和 2 年 2 月 21 日）の附則 3 における、「ただし、3 G プランと L T E プランの相互の変更を請求することはできません。」を「ただし、通信方式による区別の変更については、C N S 1 サ第01041217号（令和 5 年 3 月 26 日）の附則 4 に定めるところによります。」に改めます。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日 C A S 1 サ第01042897号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年 4 月 6 日 C A S 1 サ第000400000009-01号）

この改正規定は、令和 5 年 4 月 10 日から実施します。

附 則（令和 5 年 4 月 20 日 C N S 1 サ第000400000166-01号）

この改正規定は、令和 5 年 4 月 24 日から実施します。

附 則（令和 5 年 4 月 21 日 C N S 1 サ第000400000181-01号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 26 日から実施します。

(経過措置)

2 NS才第00323192号(平成30年3月26日)の附則の2のアの規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則(令和5年3月27日 CNS1サ第01041447号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和5年6月28日 CAS1サ第000400000898-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ4	第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ4 プラン1
--------------------------------------	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和5年6月20日 CNSデ第000400000526-01号)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則(令和5年6月23日 CAS1サ第000400000850-01号)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則(令和5年6月28日 CAS1サ第000400000898-01号)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則(令和5年7月13日 CAS1サ第000400001193-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月14日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が、当社が指定する方法で通話録音自動テキスト化機能の申込みを行うことを条件に、当社がその契約申込みを承諾し、利用が開始された時は、別冊(シェアードIP-PBXサービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を

除きます。)) の 5-2-2 に規定する通話録音自動テキスト化機能の月額料金について次表に規定する額の割引を行います。

割引額
500円 (550円)

- 3 この月額料金割引の適用は、第 6 種シェアード I P-P B X 契約における通話録音自動テキスト化機能の利用を開始した日から令和 6 年 6 月 30 日までとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和 5 年 7 月 10 日 C N S 1 サ第 000400002009-01 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリー 5 のタイプ 3 又はカテゴリー 6 のタイプ 3 であって、いずれも西日本電信電話株式会社に係るものに限り、) に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、第 6 種契約者は、契約内容の変更の請求等 (付加機能又は附帯サービスについては、利用の開始に係るものを含みます。) を行うことができます。
ただし、次に掲げる事項については、変更の請求等を行うことができません。
ア 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更 (カテゴリー 5 のタイプ 3 とカテゴリー 6 のタイプ 3 との間の相互の変更とします。)
イ I P アドレス数による区別の変更
ウ D S L 回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他 D S L 回線に係る利用内容の変更
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和 5 年 7 月 28 日 C N S 1 サ第 000400002199-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。

附 則 (令和 5 年 7 月 31 日 C A S 企第 000400001055-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 8 月 4 日から実施します。

附 則 (令和 5 年 9 月 22 日 C N S 1 サ第 000400002845-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 9 月 27 日から実施します。

附 則 (令和 5 年 9 月 28 日 C N S 1 サ第 000400002962-01 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ 6 バリュープランにおける 1 GB コース、3 GB コース及び 7 GB コースの追加に関する部分については、令和 5 年 10 月 2 日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第6種契約（タイプ6に係るものに限ります。）であって次表の左欄に掲げるものは、この改正規定実施の日において、同表の右欄に掲げるものとみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別及びアクセス回線の細目等による区別（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るそれらの区別に相当するものとします。

標準コースに係るもの	標準プランに係るもの
バリューコースに係るもの	バリュープランに係るもの
テレワーク・スタートパックコースに係るもの	テレワーク・スタートパックプランに係るもの

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 C N S 1 サ第01041217号（令和5年3月26日）の附則4における、「標準コース」を「標準プラン」に改めます。

附 則（令和5年10月3日 C A S 1 サ第000400001989-01号）
この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

附 則（令和5年10月13日 C A S 1 サ第000400002146-01号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年11月20日 C A S 1 サ第000400002482-01号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年11月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ1 プラン1	第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ1
第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ1 プラン2	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年11月20日 C A S 1 サ第000400002482-01号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年11月24日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
- | | |
|----------|----------------|
| 設定代行サービス | 設定代行サービス(タイプ1) |
|----------|----------------|
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年12月12日 C A S 1 サ第000400002721-01号)
この改正規定は、令和5年12月15日から実施します。

附 則 (令和5年12月15日 C N S 1 サ第000400003965-01号)
この改正規定は、令和5年12月19日から実施します。

- 附 則 (令和5年11月22日 C N S 1 サ第000400003669-01号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

- 附 則 (令和5年11月24日 C A S 2 サ第000400003253-01号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年12月15日 C N S 1 サ第000400003965-01号)
この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

- 附 則 (令和5年12月21日 C A S 1 サ第000400002818-01号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年1月26日 C A S 1 サ第000400003091-01号)
この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日 C A S 1 サ第 000400002818-01 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、第 6 種シェアード I P－P B X 契約若しくは NTT Com ひかり電話契約申込み又は契約内容等の変更に係る請求を、令和 6 年 1 月 31 日までに当社が承諾した工事については、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 2 月 7 日 C A S 1 サ第 000400003185-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 2 月 9 日から実施します。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日 C A S 1 サ第 000400003663-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 3 月 28 日から実施します。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日 C A S 1 サ第 000400003034-01 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者から請求のあった工事等については、工事キャンセル手数料を適用しません。

附 則（令和 6 年 1 月 29 日 C N S 1 サ第 000400004597-01 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、N S オ第 00323192 号（平成 30 年 3 月 26 日）の附則の規定により提供している第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 5 種オープンコンピュータ通信網サービス及び第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスについて、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める工事キャンセル手数料を適用します。
- 3 N S オ第 00323192 号（平成 30 年 3 月 26 日）の附則の 4 の規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。
- 4 当社は、第 3 種契約者等から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。
 - ア 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
 - イ 第 3 種契約者等が別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める工事キャンセル手数料の規定の内容を承諾するとき。
 - ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 この改正規定実施前に、I P 通信網契約者から請求のあった工事等については、工事キャンセル手数料を適用しません。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日 C A S 2 サ第 000400004713-01 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 ACサ第00331246号(平成30年4月20日)の附則2を、令和6年4月1日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和6年2月22日 CNS1サ第000400004924-01号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和6年2月26日 CNS1サ第000400004964-01号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和6年3月15日 CNS1サ第000400005343-01号)
この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則(令和6年3月22日 CNS1サ第000400005518-01号)
この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則(令和6年3月27日 CNS1サ第000400005617-01号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー3に係るもの タイプ6 テレワーク・スタートバックプラン クラムシェルコース	オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー3に係るもの タイプ6 テレワーク・スタートバックプラン クラムシェルコース1
--	---

附 則（令和 6 年 6 月 3 日 C A S 1 サ第000400004312-01号）
この改正規定は、令和 6 年 6 月 7 日から実施します。

附 則（令和 6 年 6 月 17 日 C A S 企第000400004259-01号）
この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 6 年 6 月 17 日 C N S デ第000400003934-01号）
この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 6 年 9 月 24 日 C A S 1 サ第000400005321-01号）
この改正規定は、令和 6 年 9 月 30 日から実施します。

附 則（令和 6 年 10 月 24 日 C A S 1 サ第000400005646-01号）
この改正規定は、令和 6 年 11 月 1 日から実施します。

附 則（令和 6 年 12 月 13 日 C A S 1 サ第000400006158-01号）
この改正規定は、令和 6 年 12 月 18 日から実施します。

附 則（令和 6 年 12 月 13 日 C A S 1 サ第000400006156-01号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 20 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 6 種シェアード I P－P B Xサービス カテゴリー 3 タイプ 6	第 6 種シェアード I P－P B Xサービス カテゴリー 3 タイプ 6 プラン 1
--	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 12 月 18 日 C A S 1 サ第000400006187-01）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 25 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、契約事業者の電話サービス契約約款に準じて取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 12 月 26 日 C N S 1 サ第000400008816-01号）
この改正規定は、令和 7 年 1 月 14 日から実施します。

附 則（令和 7 年 1 月 9 日 C A S 1 サ第000400006332-01号）
この改正規定は、令和 7 年 1 月 14 日から実施します。

附 則（令和 6 年12月13日　C N S 1 サ第000400008624-01号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2　当社は、令和 7 年 2 月 1 日付で、C N S 1 サ第000400002009-01号（令和 5 年 7 月 10 日）の附則の 2 の「第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 5 のタイプ 3 又はカテゴリー 6 のタイプ 3 に限ります。）」を「第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 5 のタイプ 3 又はカテゴリー 6 のタイプ 3 であって、いずれも西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）」に変更します。

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第 4 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 1 からカテゴリー 4 までであっていずれもタイプ 3（コース 1 のものに限ります。）又はタイプ 5 のものに限ります。）に係る契約については、利用する D S L 回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 1 からカテゴリー 3 までであっていずれもタイプ 3 のコース 1 のものに限ります。）に係る契約については、利用する D S L 回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。

5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年12月18日　C A S 1 サ第000400006189-01号）

この改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（令和 7 年 2 月18日　C N S 1 サ第000400009360-01号）

この改正規定は、令和 7 年 2 月26日から実施します。

附 則（令和 7 年 2 月19日　C A S 1 サ第000400006728-01号）

この改正規定は、令和 7 年 2 月26日から実施します。

附 則（令和 7 年 3 月10日　C A S 2 サ第000400011556-01号）

この改正規定は、令和 7 年 3 月18日から実施します。

附 則（令和 7 年 3 月10日　C A S 2 サ第000400011557-01号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和 7 年 3 月18日から実施します。

（経過措置）

2　令和7年3月 1 8日から令和 7 年 6 月30日までの間に、当社がその契約又は付加機能の申込を受領した場合（契約者又は申込者の責めによらない理由によって申込を受領できなかったときはこの限りでありません。）であって、令和 7 年7月30日までに第 5 種ホスティングサービス若しくは第 8 種ホスティングサービスの提供を開始したとき又は当社が付加機能（W A Fに係るものに限ります。）の提供を開始したときは、別冊(ホスティングサービス)料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））のうち、次に掲げる工事費を適用しません。

ア　1（適用）の(2)工事費の特例のエ及びカに規定する工事費

イ　2（工事費の額）のイ（付加機能に関する工事の場合）の(ク) W A Fに関する工

事の場合に規定する工事費

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和7年2月25日 C A S 1 サ第000400006763-01号）

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附 則（令和7年3月5日 C A S 1 サ第000400006868-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和7年3月17日 C A S 1 サ第000400007066-01号）

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附 則（令和7年3月17日 C N S 1 サ第000400009798-01号）

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附 則（令和7年4月18日 C N S 1 サ第000400010394-01号）

この改正規定は、令和7年5月1日から実施します。

附 則（令和7年4月30日 C A S 1 サ第000400007573-01号）

この改正規定は、令和7年5月7日から実施します。

附 則（令和7年5月9日 C A S 1 サ第000400007630-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年5月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ8	第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ8 プラン1
--------------------------------------	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。